

海外安全官民協力会議

平成28年度 年次報告

平成29年4月21日

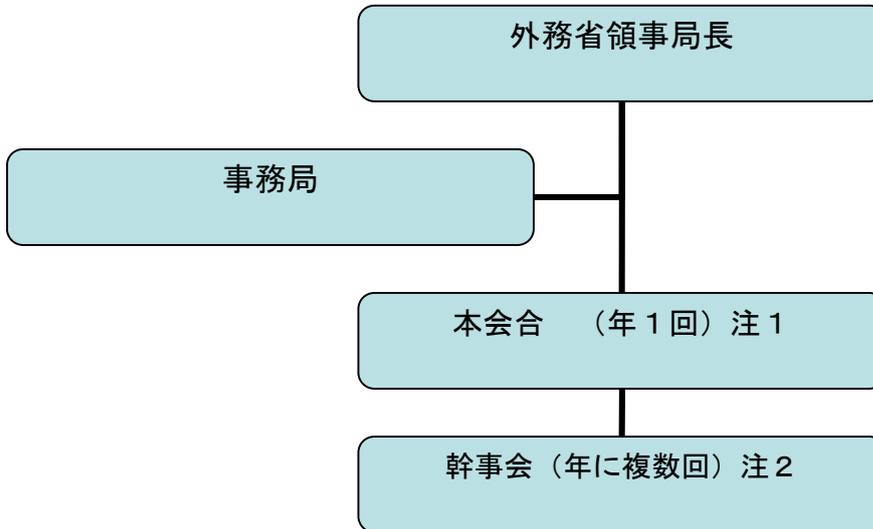
海外安全官民協力会議事務局

目 次

官民協の活動 ～設置以降の経緯～	1
官民協の体制及び構成概要	
活動実績	2
海外邦人安全対策官民協力会議の設置	
海外安全官民協力会議の設置	
平成27年度活動報告 ～本会合・幹事会の概要～	5
<付属文書>	8

官民協の活動
～設置以降の経緯～

【官民協の体制及び構成概要】



(注1) 外務省領事局長及び海外で活躍する代表的な日系進出企業、旅行業、海外安全関係団体の役員クラスで構成。原則として毎年開催し、直面する課題等について自由な意見交換を行うことにより、海外安全に関する問題意識を共有するとともに、必要に応じて、幹事会における検討内容等に関する指示を行う。

(注2) 外務省領事局海外邦人安全課長・邦人テロ対策室長及び本会合メンバー企業・団体の実務責任者で構成（オブザーバーとして、警察庁、観光庁担当者レベルが参加）し、海外安全に関する種々の課題に関して、情報交換及び協議・検討を行う（年に複数回開催）。

【構成企業・団体（順不同、敬称略）】

(株) 日立製作所、三菱電機 (株)、パナソニック (株)、トヨタ自動車 (株)、YKK (株)、住友商事 (株)、三井物産 (株)、伊藤忠商事 (株)、(株) IHI、三菱重工業 (株)、鹿島建設 (株)、日本航空 (株)、全日本空輸 (株)、(株) ジェイティービー、KNT-CTホールディングス (株)、ソニー (株)、(株) 阪急交通社、(社) 海外邦人安全協会、(社) 日本在外企業協会、(社) 日本旅行業協会、国際協力機構、日本貿易振興機構

活動実績

【海外邦人安全対策官民協力会議の設置：略称「海安協」】

- 平成 4年 海外邦人安全対策官民協力会議設置。
- 平成 7年 機能強化・検討小委員会の提言を受けて、事務局を設置。
- 平成 8年 海外で活躍する企業・団体が普く参画して海安協活動の成果を利用できる場として、「海外安全推進官民協力の会」結成。
外務省海外安全情報のFAX配信を開始。
- 平成 11年 外務省海外安全情報及び官民及び民間同士の交流の場を提供することを目的として、「海安協ホームページ」を開設及びメール配信を開始。
- 平成 12年 海外安全担当者向け講習会の開催。
外務省招聘の海外安全対策関係者講演会の実施。
海外安全担当者向け「海外安全管理セミナー」の開催。
「海外緊急退避対策ガイドライン」、「海外誘拐対策ガイドライン」を発行、配布。
- 平成 13年 官民協力の会は、更に積極的な活動を行うことを目的に、海外安全対策を専らの業務とする社団法人海外邦人安全協会に合流。
- 平成 15年 海安協を発展改組する形で、「海外安全官民協力会議（官民協）」発足。

【海外安全官民協力会議の設置：略称「官民協」】

- 平成15年 9月 第一回幹事会開催
◇官民協の運営方針等について議論
- 12月 第一回本会合開催
◇幹事会での議論・検討課題決定
国民への情報提供・広報・啓発活動，緊急事態における安否確認システムの構築，緊急事態における邦人のメンタル・ケア，テロ・誘拐・脅迫事件に関する安全対策，邦人が巻き込まれる事態に際する報道機関との関係，中小企業の海外安全対策
- 平成17年 3月 第二回本会合開催
◇第一回本会合以降の幹事会開催報告及び幹事会検討内容のレビュー等領事改革，援護統計に見る邦人被害状況，津波被害における邦人保護の教訓，2004年テロ情勢の回顧と展望，第一回本会合での政策課題に関する幹事会での検討結果報告
- 平成18年 1月 第三回本会合開催
◇新型インフルエンザに関する情報交換等，第二回本会合以降の幹事会概要報告，2005年テロ情勢の回顧と展望，新型インフルエンザ（海外勤務健康管理センター濱田講師の講演，外務省からの報告）
- 平成19年 4月 第四回本会合開催
◇年次報告の作成及び新型インフルエンザに関する情報交換等，第三回本会合以降の幹事会概要報告，2006年テロ情勢の回顧と展望，新型インフルエンザ（海外勤務健康管理センター濱田講師の講演，外務省からの報告）
- 平成20年 6月 第五回本会合開催
◇年次報告の作成及び新型インフルエンザに関する情報交換等，第四回本会合以降の幹事会概要報告，2007年テロ情勢の回顧と展望，新型インフルエンザ（海外勤務健康管理センター濱田講師の講演，外務省からの報告）
- 平成21年 5月 第六回本会合開催
◇年次報告の作成及び新型インフルエンザに関する情報交換等，第五回本会合以降の幹事会概要報告，2008年テロ情勢の回顧と展望，新型インフルエンザ（海外勤務健康管理センター濱田講師の講演，外務省からの報告）

- 平成22年 4月 第七回本会合開催
 ◇年次報告の作成及び新型インフルエンザに関する情報交換等，
 第六回本会合以降の幹事会概要報告，2009年テロ情勢の回顧と展望
- 平成23年 4月 第八回本会合開催
 ◇年次報告書の作成及び中東・北アフリカ情勢に関する意見交換等，
 第七回本会合以降の幹事会概要報告，2010年テロ情勢の回顧と展望
- 平成24年 4月 第九回本会合開催
 ◇年次報告書の作成及び中東情勢・天災対応等に関する意見交換，第八回本会合以降の幹事会概要報告，2011年テロ情勢の回顧と展望，
 「海外安全対策アンケート」調査結果の発表
- 平成25年 2月 臨時本会合
 ◇在アルジェリア邦人に対するテロ事件に関する意見交換
- 平成25年 6月 第十回本会合開催
 ◇年次報告の作成及び在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受けての今度の官民協力のあり方についての意見交換。
- 平成26年 4月 第十一回本会合開催
 ◇年次報告書の作成及び在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受けての政府の措置等に関する意見交換，第十回本会合以降の幹事会概要報告，2010年テロ情勢の回顧と展望
- 平成27年 4月 第十二回本会合開催
 ◇官民協力会議第48～50回幹事会報告・年次報告書作成の報告等，平成26年度の回顧
- 平成27年12月 臨時本会合
 ◇パリにおける同時多発テロ事件に関する意見交換
- 平成28年 4月 第十三回本会合開催
 ◇官民協力会議第51～53回幹事会報告・年次報告書作成の報告等
 ◇今後の取り組み

平成28年度活動報告
～本会合・幹事会の概要～

■第13回本会合

(1) 開催日：平成28年4月21日

(2) テーマ

- 官民協力会議第51～53回幹事会報告・年次報告書作成の報告等
- 今後の取り組み

(3) 出席者 本会合メンバー（代理出席含む） 26名
オブザーバー 15名

外務省 領事局長 能化 正樹

領事局海外邦人安全課長 石瀬 素行

領事局邦人テロ対策室長 齊田 幸雄

領事局政策課首席事務官 望月 千洋

■第54回幹事会

(1) 開催日：平成28年6月24日

(2) テーマ

- ベネズエラについての危険情報の改訂（一部引き上げ）
- リオオリンピック・パラリンピックの安全対策について
- TICADにおける安全対策について
- 「たびレジ」（アンケート協力へのお礼，最新状況等）
- 感染症（最新状況等）
- 海外在留邦人数調査統計（要約版の公表，今年の調査への協力依頼）
- 最近のテロ情勢（オランダ，イスタンブール，カザフスタン）
- ラマダン期間中におけるテロの脅威
- EURO2016及びワールドフランス開催中の注意喚起
- ISIL支持ハッカーグループによる日本人を含む「殺害リスト」の公表
- 国内・外安全対策セミナーの開催予定紹介
- 質疑応答・その他

(3) 出席者 幹事会メンバー 19名
オブザーバー 2名

外務省 領事局政策課首席事務官 望月 千洋

領事局海外邦人安全課首席事務官 松代 俊則

領事局海外邦人安全課邦人援護官 伯耆田 修
領事局邦人テロ対策室首席事務官 江端 康行

■第55回幹事会

(1) 開催日：平成28年10月7日

(2) テーマ

- コンゴ民主共和国における治安情勢【石瀬領安長】
- テロ情勢（バングラデシュ，欧州，米国，東南アジア等）【齊田領対長】
- 東南アジアにおけるジカウイルス感染症の最新状況【篠原領政首席】
- 「中堅・中小企業の海外安全対策強化に向けた取組【齊田領対長】
- 「たびレジ」の登録状況について【篠原領政首席】
- 邦人退避について（南スーダン为例に）【石瀬領安長】
- 情報発信に係るご指摘を踏まえた対応について【石瀬領安長】
- 質疑応答・その他

(3) 出席者 幹事会メンバー 26名
オブザーバー 0名

外務省	領事局海外邦人安全課長	石瀬 素行
	領事局邦人テロ対策室長	齊田 幸雄
	領事局政策課首席事務官	篠原 亮子

■第56回幹事会

(1) 開催日：平成28年12月9日

(2) テーマ

- 海外邦人援護統計【河内邦人援護官】
- 在外邦人の安全確保に向けた取組
- 「たびレジ」登録促進に向けた取組【森川領政長】
- 邦人退避に際する現地職員及び外国人配偶者の扱い【石瀬領安長】
- 中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク第1回幹事会会合の開催【齊田領対長】
- 質疑応答・その他

(3) 出席者 幹事会メンバー 26名
オブザーバー 4名

外務省	領事局政策課長	森川 徹
	領事局海外邦人安全課長	石瀬 素行
	領事局海外邦人安全課邦人援護官	河内 俊夫
	領事局邦人テロ対策室長	齊田 幸雄

■第57回幹事会

(1) 開催日：平成29年2月24日

(2) テーマ

○メキシコ及びマリの一部地域及びガンビア全土の危険レベル引き上げ【石瀬領安長】

○春の海外安全強化月間キャンペーン【森川領政長】

○海外安全対策の対外発信事業【石瀬領安長】

○サンパウロでの邦人殺害事件発生に伴う注意喚起【石瀬領安長】

○大使による任国治安情勢ブリーフィング【江端領対首席事務官】

○ナイジェリアのアブジャ空港の一時閉鎖について【石瀬領安長】

○質疑応答・その他

(3) 出席者 幹事会メンバー 26名

オブザーバー 1名

外務省	領事局政策課長	森川 徹
	領事局海外邦人安全課長	石瀬 素行
	領事局邦人テロ対策室首席事務官	江端 康行

付 属 文 書

【本会合・幹事会概要】

1. 第13回本会合議事録
2. 第54回幹事会議事録
3. 第55回幹事会議事録
4. 第56回幹事会議事録
5. 第57回幹事会議事録

【参考資料】

平成27年海外邦人援護統計

海外安全官民協力会議 第13回本会合開催結果

1. 日時 平成28年4月22日（金）16時～17時

2. 場所 外務省（国際会議室272号）

3. 出席者 本会合メンバー（代理出席を含む） 26名

オブザーバー 15名

外務省領事局長 能化 正樹

領事局海外邦人安全課長 石瀬 素行

領事局邦人テロ対策室長 齊田 幸雄

領事局政策課首席事務官 望月 千洋

4. 会議次第

（1）冒頭挨拶

（2）幹事会概要報告

（3）今後の取組

（4）質疑応答

（5）総括

5. 議事要旨

（1）冒頭挨拶

<能化領事局長>

昨年11月13日に発生したパリにおける同時多発テロ事件を受け、また同事件が ISIL 勢力による欧州における初めての事案であった可能性もあったところ、昨年12月の年末年始の休暇シーズン前に臨時本会合を開催し、本日お集まりのメンバーにも御出席いただいた。その後、本年1月には、ジャカルタ中心部、及び、イスタンブールの観光地において、ISIL との関連が疑われるテロが発生した。また同週にブルキナファソにおいてアルカイダ系の犯行が疑われるホテル襲撃テロ事件が発生した。そして3月22日には、ブリュッセルにおいて、国際空港や日本大使館にほど近い地下鉄の駅において爆弾テロ事件が発生し、日本人も巻き込まれた。このように、テロの脅威が現実であり、日本人もターゲットになりかねないとの認識を持っている。

（今後数か月間の留意事項）

今後数か月の間にも、留意すべき様々なイベントが世界各地で予定されている。まず4～5月には我が国が議長を務めるG7首脳サミット等が予定されている。現在、日本国内で

は、サミット開催にあたって特別警備・警戒態勢が敷かれているが、この点等を踏まえ、海外安全ホームページにおいて、サミット開催に向けた注意喚起を掲載した。

6～7月のラマダン期間については、通常同期間は過激な行動は控えるという面もあるが、逆に同期間を狙ったテロが発生する可能性もある。昨年は、ラマダンの最初の金曜であった6月26日にチュニジアのスースにおいてテロリストによるリゾートホテル襲撃事件が発生し、英国人を中心とした外国人観光客等約40名が殺害された。今年はラマダンの最初の金曜日が6月10日になるが、ラマダン期間中は特に警戒していただきたい。

8～9月はリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックが予定されており、人の往来が活発化することから、現在現地で流行しているジカウイルス感染症の感染拡大が懸念される。その他、フランスにおいて6月10日から1か月間同国で開催されるEURO2016という欧州のサッカー大会が、7月にはツールドフランスの開催がそれぞれ予定されており注意が必要であり、同国は5月25日に期限を迎える緊急事態宣言についての2か月間の延長方針を発表している。

また、4月22日付けで「ゴールデンウィークに海外に渡航・滞在される方の安全対策のためのお知らせ ～テロ・感染症・麻薬犯罪等対策と「たびレジ」による緊急連絡先登録のお願い～」と題した広域情報を発出しており、確認いただきたい。

(在外邦人の安全対策強化に向けた外務省の取組／別添参照)

現状認識として、国際テロ、大規模自然災害及び感染症といった安全環境をとりまく様々なリスクが懸念されている。それらに対して、外務省としては在外邦人の安全対策の更なる強化に向けて取り組んでいく所存である。

① 情報の収集・分析、及び、発信強化

平素から海外安全ホームページや各種メールサービス等の様々な媒体を通じて、可能な限りリスク管理に役立つ情報を発信するよう努めている。ポイントが分かりづらいと思われることもあるかと思うが、一つのスポット情報を出すに当たって、外務省は相当な情報を収集するよう努めている。最近では情報源も多様化しており、また、その内容についても充実してきている。そのまま公開できない情報も含め皆様にとってどのようにすれば意味があり、また、分かりやすいものになるか検討しながら発出しており、是非活用いただきたい。

また、「たびレジ」への登録促進につき、特に旅行業界におかれては、(安全対策の一つとして)危険情報が販売旅行商品の付加価値を高めるとの発想の転換をもって、引き続き、登録促進に協力いただきたい。

② 日本人学校、企業の安全対策・危機管理の強化

ただ単に情報を発信するだけでなく、またマニュアルの作成で終わらせるのではなく、官民合同実地訓練のように実際に訓練するということが大切である。

本年2月にはタイにおいて、日本からも自衛隊が参加しているコブラゴールドという輸送訓練に外務省からも複数名参加し、海外邦人安全課長も参加した。同訓練には例年、在

外公館の職員とその家族が一般邦人役として参加していたが、今年は民間企業の駐在員の方と日本人学校の生徒に一般邦人役として参加していただいた。これからも官民で（安全対策に）取り組んでいくことが不可欠であると考えている。

③ 体制・基盤の整備

外務省の対応能力強化のため、海外緊急展開チーム（ERT）の強化を検討しており、本年のコブラゴールドにも同チームの構成員が参加した。

（総括）

このような形で今後とも外務省は様々な施策に取り組んで参る所存であり、その中でも官民連携は不可欠であり、官民協は非常に重要な枠組みである。官民協の民側メンバーはグローバルな活動をしている国内の中核的な企業で、海外安全対策の面においても責任ある役割を果たされており、また、メンバーの中には旅客運送を担う企業にも参加いただいております。一般邦人の安全面にとって非常に大きな役割を果たされていると認識している。我々はさまざまな企業の方と接触する機会があるが、率直に申し上げて企業によって危機管理に対する温度差があると看取されるところがある。やはり鋭敏な対応がとれる企業はトップの方の危機管理意識が強いということではないかと思料するところ、官民協で議論された内容を各企業のトップの方々にもフィードバックいただき、企業全体で危機管理意識を高めていただきたい。

<海外進出企業 A>

昨年度を振り返ると、パリ、ブリュッセル等、様々な地点でテロ事件が発生し、またバンコクなどでは邦人が巻き込まれる事案が発生し、世界に展開する民間企業としては、社員やその家族がいつテロ事件に巻き込まれてもおかしくないと感じた年であった。また、社員とその家族の安全確保が第一であることは言うまでもないが、テロなどの危機に対して過度に不信感を持つことによってグローバルな企業活動を萎縮してはならないといった面もあり、安全第一でありながら更なるグローバル展開を推し進めていかなければならないとのジレンマの中で苦労した1年であった。そうした中で、平素より外務省及び在外公館から最新の情報を発出いただいております。我々の駐在員及び出張者にも活用させていただいているところ、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

また、昨年公表された「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言がいち早く実行に移されて様々な施策が取られたことをありがたく思うと同時に、昨年11月には外務省の中に国際テロ情報収集ユニットが設置され、中長期的な対応もなされていることから民間企業としても安心している次第である。民間企業としても安全対策の第一は自助であり、自己責任で自分を守ることが重要であるとの認識であるが、何分にも限りがあることから、共助・公助といった面で安全対策をさらに万全にしたいと考えている。そういった観点から、本日の官民協力会議本会合開催は、民間企業にとっては共助・公助と

いった機能を有効に発揮するという機会を与えていただいたということであり、改め感謝申し上げます。

今後とも、民間企業側としても積極的に安全対策を講じていくところ、引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。

(2) 幹事会概要報告

<海外安全関連団体 A>

昨年4月の第12回本会合の後、3回の幹事会を行い、また、昨年11月パリにおける同時多発テロを受けて同12月に臨時本会合を行った。

昨年6月の第51回幹事会では、民間側からの報告ということで、一般社団法人日本旅行業協会より、7月1日の「旅の安全の日」の活動について発言があり、外務省からは、①「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」が取り纏めた提言の概要（特に「渡航情報の名称変更・危険情報の表現の変更」と「海外安全アプリの運用開始」）、②海外安全キャンペーン（※昨年7月1～31日の1ヶ月間実施）、③世界各地におけるテロの脅威、④MERSコロナウイルス（昨年6月に韓国において流行）、⑤外務省海外旅行登録「たびレジ」（簡易登録システムの導入検討）についてそれぞれ説明が行われた。

昨年2月の第53回幹事会では、外務省から、①渡航情報の「海外安全情報」への改称、危険情報の表現変更（昨年9月1日から実施）、②また感染症危険情報の4段階の Kategorization 導入（昨年9月1日から実施）、③世界各地におけるテロの脅威、④在外安全対策セミナー及び官民合同実地訓練について説明があり、民側からは危険情報の表現変更に伴う社内への影響等の発言があった。

昨年12月には臨時本会合を開催。昨年11月のパリにおける同時多発テロ事件を受けて、年末年始前の安全対策強化の徹底と官民の一層の連携を図るべく、急遽開催が決定。能化領事局長をはじめとする外務省より、昨今のテロ情勢や「たびレジ」登録促進に関する説明があり、官民間で質疑が交わされた。

本年2月の第53回幹事会では、民側参加メンバーより、最近のテロ情勢を踏まえた宿舎の選定方法など、従業員等の海外派遣対応についての発表があり、外務省からは、①一層厳しさを増すテロ情勢、②中南米地域等におけるジカウイルス感染症の流行、③旅行会社（特に、添乗員やランドオペレータ）への「たびレジ」登録促進について説明があった。更に外務省側から民側に対し、平成28年度の国内及び海外における安全対策セミナー開催にあたっての開催地などの希望聴取が行われた。

以上のとおり、昨年の幹事会においては官民間の議論が活発に行われた。官民協は発足後10年以上の歴史を重ねており、現在は能化領事局長をはじめとする外務省領事局が強力に海外安全対策を推進しており、官民協の存在意義も一層増しているとの認識である。平成28年度においても、民側サイドの各組織がしっかりと努力し、官民協の活動が一層活発に、また円滑に図られることを期待したい。

(3) 今後の取組

<望月政策課首席事務官>

(外務省海外旅行登録「たびレジ」)

「たびレジ」については、平成26年7月の運用開始から昨年はじめのシリアにおける邦人殺害テロ事件の前までの累計登録者数が約7万人程度であったが、その後様々な事件があった影響もあり、本年4月11日時点で約72万人の利用まで伸びている。ただし、我が国からのアウトバウンドの数と比較するとまだまだ伸びる余地のある数字であると考えており、外務省としては引き続き積極的に広報活動を展開していく所存。その中の一つとして、各種企業との「たびレジ」データ連携を昨年11月から開始している。本年3月末時点で、株式会社DeNAトラベル、及び株式会社エイチ・アイ・エス法人事業グループとの間で連携を開始したところであり、外務省としては今後連携していただける企業を更に増やしたいと考えているところ、各社におかれては改めて検討いただきたい。同連携については旅行代理店のみでなく、一般企業の出張管理システムとも連携が可能であるところ、一般企業においても同様に検討いただきたい。また、「たびレジ」を皆様との対話を通じてより使い勝手の良いものに改修していきたいと考えており、公開アンケートを実施しているので協力いただきたい。

(感染症対策)

外務省の対応能力向上のため、在外公館に配置されている医務官が国立感染症研究所において専門的な感染症に関する研修を受けられる機会を設け、現在3名が受講中である。こうした専門的な知見を伸ばして、感染症に関する情報収集・発信の強化、及び、危機管理対応能力の向上に努めている。その他、平成28年度においても引き続き、感染症や大気汚染に関する日本国内の専門家を派遣して行う健康安全講話を世界各地で実施する予定である。

(日本人学校の安全対策強化)

平成28年度の日本人学校等の安全対策に係る予算は昨年度比で約7割増であり、従来、日本人学校を中心に支援してきたが、今後は補修授業校を加えて、安全対策に係る支援を実施していく。その他、文部科学省から派遣される教員への新たな取組として、外務省の警備専門官による講義研修をはじめとしており、派遣教員の危機管理能力向上にも努めている。

<石瀬海外邦人安全課長>

本年2月にタイにおいて実施された邦人輸送訓練「コブラゴールド」に自分(石瀬課長)も参加したが、同訓練には現地の日本人学校の小中学生が参加されていた。訓練などを実際に行ってみて初めて判明することもあり、今後も官民間における安全対策に係る取組を強化して参りたい。

また、海外に駐在している各社の社員の方々におかれては、どうすれば安全に企業活動を進められるかと日々苦悩されているものと拝察している。過去には現地におけるやりと

りの中で企業側から、外務省が発出している危険情報を引き上げないで欲しいとの要望がなされたことも何度かある。外務省としては、邦人の安全第一という前提のもとで危険情報を発出しているが、留意いただきたい点は、外務省が発出している危険情報はすべての邦人渡航者を対象としたものであり、いわゆるバックパッカーのような渡航者と必要と思われる安全対策を講じた上で渡航される企業関係者とでは、当然実際の危険度は異なるものである。海外展開を進めていく中においては、外務省からの情報も参考にさせていただきつつ、また現地からの意見にも耳を傾けつつ、総合的なご判断を下していただけるようお願いする。

(4) 質疑応答

<海外進出企業 B>

国外における自衛隊による邦人救出については過去に例がないものであり、先般の平和安全法制の成立により、それが具体化してきているとの認識である。実際に有事が発生した際に、どのような段階で自衛隊を投入させるのか、またその際は在留邦人にどのように伝達されるのか。

<石瀬課長>

邦人の輸送については、これまでの法制度の中においても実施が可能である。一般的に有事の際には、安全対策連絡協議会などを通じて平素から在外公館と各邦人団体等との間で構築している連絡体制を駆使して、邦人の方々と連絡を取り、退避の必要性を検討いただき、必要であれば可能な限り商用便が運行されている間に退避していただくようお願いしている。そうすることで、皆様に可能な限り早期に、また安全に退避していただけるとの認識である。更なる情勢の悪化を受けて商用便の往来がなくなった後に、それまでに退避していない邦人がいた場合には、他国の手配便あるいはチャーター便による退避を検討する。このような段階を踏んで検討を重ねた上で、個別具体的な状況により、必要に応じ、自衛隊による邦人輸送の判断がなされる。その際には外務省と防衛省が緊密に連携しつつオペレーションが実施されるが、在留邦人の皆様に対する連絡については一義的に外務省（在外公館）から集合場所を伝達することになる。なお、今回の平和安全法制では、集合場所まで自力で行くことが安全上の理由から困難な場合、あるいは空港や港までの移動の間に高い危険を伴う場合などにおいて救出ということが想定されている。

<能化局長>

邦人輸送についてはかねてから法整備されており、コブラゴールドなどを通じた邦人輸送訓練も行っている。平和安全法制は、救出・警護という更に一段階上のものであり、例えば危ない状況に置かれた邦人を救い出すといったようなものである。なお、救出・警護の具体的な対応については現在政府内で所要の準備を行っているところである。

<海外安全関連団体 B>

旅行会社は一般企業とは異なり、毎回取り扱うお客様が異なり、その都度お客様に対して安全対策に係る啓発を行う必要がある。特にレジャーマーケットの客層に対しては、啓発に係る旅行会社の役割は大きいと認識しており、「たびレジ」の普及等につき外務省と協力していきたい。単に企画がおもしろいというだけではなく、安全管理も重要視される昨今において、2013年以降、大手旅行会社については安全管理が徹底されつつあるが、旅行業界全体に浸透させることが業界の課題である。そういう中で2014年に、7月1日を「旅の安全の日」と制定し今年で3年目になるが、業界内では国内外における有事を想定した模擬訓練をし、また一般消費者向けには新聞広告にて啓発しており、その中で「たびレジ」の紹介も実施している。本年についても同様の取組を行う予定であるが、より一層の浸透を図るべく、官民協メンバー企業の中で機関誌等の媒体を持っている企業におかれては、「旅の安全の日」と同じようなタイミングで海外安全に関する啓発や「たびレジ」等の外務省の施策を掲載してはどうか。

<能化局長>

私からもよろしくお願ひ申し上げます。官民協メンバー企業の社員やその家族の方々の数を足すだけでも相当な人数に対する啓発になるであろう。機関誌等への掲載にあつて、要すれば外務省としても材料の提供や誌面インタビューなど積極的に協力させていただく。

<海外進出企業 C>

当社は昨年10月からブリュッセルへの定期便を就航させており、現状についての報告と所感を報告申し上げます。昨年11月のパリにおける同時多発テロ事件発生直後に、ベルギー国内の脅威度が上げられ、このあたりから現地レベルでは在ベルギー日本国大使館と、また本社レベルでは外務省領事局と平素からの連携を一層密にしてきたところである。ブリュッセルでのテロ空港内でテロが発生した際には、当社運航便はまだ上空を航行していたため、当日は急遽行き先をデュッセルドルフに変更した。事件発生直後には現地に所在する当社関係者の安否確認を行い、在ベルギー大使館にも人的被害がなかった旨を報告させていただきつつ、その後の対応についても大使館から助言をいただきつつ各種の対応に当たった。また本社においても、外務省領事局ともコミュニケーションを取りつつ対応に当たったことは、官民協の場で醸成された官民協力の証左である。成田ーブリュッセル便については空港閉鎖の間には運行を停止せざるを得ず、利用者には大変な不便をおかけした。現在、暫定的な空港の施設の中で運行を再開しているが、引き続き安全第一に運行して参る所存である。

<海外安全関連団体 C>

当機構としても民間企業との安全対策に関する連携を一層高めるべく、昨年度は、有償・無償協力案件につき、被援助国政府から受注されている日系企業関係者に対する支援の強

化に注力した。具体的には、当機構の技術協力専門家向け赴任前研修に聴講していただいたり、当機構の海外事務所が管理している緊急連絡網にも登録していただくようお願いしている。現状では、57事務所において、420企業に登録いただいている。同連絡網に登録いただいた企業に対しては、現地の安全情報についても配信させていただいており、事件発生時には安否確認に活用しており、安否確認の結果については現地に所在する在外公館に報告している。引き続きこのような努力を継続していくことにより、官民連携での安全対策に当機構としても一層協力していきたい。

(5) 総括

<海外安全関連団体 A>

海外の安全環境が厳しさを増している中において、平成28年度の幹事会でも一層内容の濃い議論がなされることが予想される。日本人が海外において経済活動や様々な交流を行う中で様々なリスクを伴うが、官民の双方が責任を分担し合って安全対策に取り組む必要がある。その一例として、昨年は日韓国交正常化50周年にあたり3000人規模の学生交流プロジェクトを実施したが、韓国において昨年6月に中東呼吸器症候群(MERS)が流行した際には、関係者への説明等、対応に苦慮した。しかしながら、外務省からの協力も受けながら正確な情報収集に努め、その情報を関係者に伝えることによりすべてのプロジェクトを無事に遂行することが出来た次第である。最後に、「危機管理はトップマネジメントが重要である」という点を申し上げるとともに、官民協民側サイドとしても各企業の安全対策に関する知見を広く一般に啓発していきたい。

在外邦人の安全対策強化に向けた外務省の取組

政府は、日本企業の海外展開を最大限支援

平成28年4月22日
外務省領事局

現状認識: 在外邦人をめぐる安全環境は、一層悪化

【国際テロ】邦人が被害に遭うテロ事件又は被害を受けるリスクの高い事件が世界各地で頻発。

(2015年/シリア・チュニジア・タイ・仏, 2016年/トルコ・インドネシア・ベルギー等)

→在外邦人の安全環境は従来と全く異なる次元に突入。間断なく対応が必要。

【大規模自然災害】世界各地で頻発し、甚大な被害が発生

(2013年フィリピン台風, 2014年チリ大地震, 2015年ネパール大地震, 2016年エクアドル大地震等)

【感染症】国際的に流行する感染症の脅威が拡大

(2014年西アフリカ/エボラ出血熱, 2015年韓国/中東呼吸器症候群, 2016年ブラジルなど中南米/ジカウイルス感染症)



フィリピン台風の被害状況



今後の方針 (在外邦人の安全確保は政府の重要な責務, 外務省として総力を挙げ最高度の警戒警備と危機意識を維持)

【テロその他の脅威への対応】

➤ 情報の収集・分析強化, 適時適切な発信を通じ「国民に役立つ情報活用」を促進

- 情報発信事業の改善・強化(適時適切かつ効果的な発信に配慮)
- 「たびレジ」登録促進(企業連携拡大)
- 健康安全講話の実施(本邦から専門家派遣及び医務官活用)

➤ 日本人学校, 企業, 在外公館の安全対策・危機管理を強化

- 日本人学校・補習授業校の安全対策支援の拡充
- 国内・外の安全対策セミナー拡充
- 官民合同実地訓練の継続実施

➤ 体制・基盤を整備し総力を挙げて邦人の安全対策を支援

- 「海外緊急展開チーム」(ERT)の強化など外務省の即応体制を強化



官民合同実地訓練の一コマ

海外安全官民協力会議 第54回幹事会開催結果

1. 日時：平成28年6月24日（金）午後4時～午後5時

2. 場所：外務省（国際会議室272号）

3. 出席者：幹事会メンバー 19名

オブザーバー 2名

領事局政策課首席事務官 望月 千洋

領事局海外邦人安全課首席事務官 松代 俊則

領事局海外邦人安全課邦人援護官 伯耆田 修

領事局邦人テロ対策室首席事務官 江端 康行

4. 会議議事次第

（1）最近の案件

ア ベネズエラについての危険情報の改訂（一部引き上げ）

イ リオオリンピック・パラリンピックの安全対策について

ウ TICADにおける安全対策について

エ 「たびレジ」（アンケート協力へのお礼、最新状況等）

オ 感染症（最新状況等）

カ 海外在留邦人数調査統計（要約版の公表、今年の調査への協力依頼）

キ 最近のテロ情勢（オランダ、イスタンブール、カザフスタン）

ク ラマダン期間中におけるテロの脅威

ケ EURO2016及びツールドフランス開催中の注意喚起

コ ISIL支持ハッカーグループによる日本人を含む「殺害リスト」の公表

サ 国内・外安全対策セミナーの開催予定紹介

（2）質疑応答・その他

5. 議事要旨

（1）最近の案件

ア ベネズエラについての危険情報の改訂（一部引き上げ）＜松代首席事務官＞（別添1）

ベネズエラでは、本年に入ってから経済状態が悪化し、深刻な物不足に陥っている。加えて、ダムの水位が低下したことによる計画停電が開始され、食糧不足、断水、計画停電といったものが重なり、元々悪かった治安も更に悪化し、国民の不満が高まっている状況にある。報道によれば、本年5月までに約2000件の抗議活動がベネズエラ全土で行われており、そのうちの約500件が食料品不足に対する抗議デモとのことである。食料品

を狙った略奪事件については、未遂を含めて本年1月～4月の間に160件以上発生しており、この数字は増加傾向にある。国家警察などのベネズエラ当局は、ゴム弾や催涙弾を使用して事態を鎮圧している。

このような事情を踏まえて、今般、元々レベル2であったカラカス首都圏周辺の三州（アラグア州、グアリコ州、アンソアテギ州）をレベル1からレベル2への引き上げを行った。ただし、ベネズエラ国内全体の凶悪犯罪の内の約20%はカラカス首都圏で発生しており、特にリベルタドール市やスクレ市ペタレ地区といった貧民街が所在する地域について非常に状況が悪いというのが現状であり、これらの地域も引き続き合わせて注意する必要がある。

駐在員を現地に派遣している企業におかれては、現地の日本大使館と連絡を密にするとともに、今後の状況の変化を見極めつつ、対応を慎重に検討いただきたい。また、現地に出張者を派遣している企業、あるいは旅行客を扱っている旅行会社等におかれては、出張者・渡航者に対して現下のベネズエラ情勢を十分に説明した上で、然るべく注意喚起を行っていただきたい。

イ リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの安全対策について

<伯耆田邦人援護官>

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックについては、日本から約1万人の方が渡伯されるという想定の下で安全対策に関する準備を進めている。ブラジルにおいては、強盗などの一般犯罪やジカウイルス感染症が大きな懸念事項であり、外務省では、一般観光客向けにそれらの懸念事項への対策などを記した「安全の手引き」を作成した。日本国内においては6000部印刷し、観戦ツアーなどを取り扱っている旅行会社に配布している。また、リオデジャネイロにおいては、現地での配布用として1万部ほど用意している。この他約500名近くの日本の報道関係者が渡伯すると見られており、外務省領事局から関係団体等に対して安全対策に関する説明会を実施している。

ウ TICADにおける安全対策について<伯耆田邦人援護官>

第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）が本年8月27、28日にケニアのナイロビにおいて開催予定である。現時点で不確定な部分もあるが、日本からは約1300名が開催期間中にケニアに渡航すると予測している。ケニアにおいてはテロの脅威もあることから、日本からの渡航者とケニアに在留する邦人約800名に対する緊急事態対応を迅速に行えるよう準備を進めている。外務省から、渡航を予定している政府関係者及び民間企業関係者に対し、安全対策に関する説明会を行っている。JETRO主催のジャパンフェアには約100社の日本企業が参加される予定であり、その参加企業に対しても領事局から安全対策に関する説明会を実施している。その他、現地入りを予定しているNGO関係者に対しても今後同様の説明会を実施していく予定である。

エ 「たびレジ」(アンケート協力へのお礼、最新状況等) <望月首席事務官>

官民協メンバー各位にも御協力いただいた外務省海外旅行登録「たびレジ」に関するアンケートにつき、集計結果を御報告させていただく。本アンケートは本年4月6日から1ヶ月間、一般の利用者も含めて実施し、297件の回答を得ることが出来た。決して多い数ではないが、傾向をつかむことはできたのではないかと考えている。

「たびレジ」を利用しない理由について問うたところ、約7割の方が知らないという理由であった。また、官民協の場においてもご指摘をいただいたことではあるが、「登録が面倒である」や「使い方が煩雑である」という御意見も多くいただいた。この結果から、更なる広報と利便性の向上の必要性について改めて認識した次第である。

我々が推奨している「たびレジ」のデータ連携については、当初は旅行会社を対象に始めたものであるが、この連携を進めることによって、今般ご指摘いただいた登録の煩雑性の解消に繋げていきたいと考えている。データ連携の現状については、これまでに2つの旅行会社との連携をすでに開始しているが、今月更に旅行会社一社が参加予定である。その他にも、2つの旅行会社より7月からデータ連携を開始したい旨の話をいただいている。こうした旅行会社を含めて約50社から個別にご連絡をいただいております。今後ともご理解をいただきつつ、連携を拡大させたいと考えている。

官民協メンバー企業のような海外展開している企業におかれても、引き続き「たびレジ」の利用をお願いするとともに、社内出張システムの構築や改変の折にはデータ連携の可能性についてもご検討いただきたい。

オ 感染症(最新状況等) <望月首席事務官>

ジカウイルス感染症に関して、先般 WHO が会合を開き、オリンピック・パラリンピックを控えたブラジルの状況につき議論が交わされ、この結果、冬期である点と防蚊対策が一定程度講じられていることから感染するリスクは低いという結論が出された次第であるが、外務省としては、引き続き感染症危険情報の発出を通じて最新情報の提供を行っていく。ジカウイルス感染症の感染国については引き続き緩やかな拡大傾向にあり、現時点で51か国・地域にのぼっている。また、日本国内への輸入感染例については、中南米における感染拡大以降これまでに7例が確認されている。日本政府が今月を防蚊月間と定め、政府をあげてジカウイルス感染拡大阻止に向けた防蚊対策を行っているので、各企業におかれては、引き続き現地駐在員および同伴家族の方々に対して、引き続き注意喚起を行うなど、ご理解ご協力を賜りたい。

カ 海外在留邦人数調査統計(要約版の公表、今年の調査への協力依頼)

<望月首席事務官>

年に一回実施している海外に在留する邦人の実態数調査結果について、今月6日に公表した。本調査は世界各地にある在外公館が、駐在員の皆さまを含む在留邦人の皆さまにご

協力いただきつつ調査しているものであり、企業関係者の皆さまにはこの場を借りて御礼申し上げます。昨年10月1日付けの数字として、在留邦人数は約132万人となり、昭和45年以降最多人数を更新し続けている。男女の比率については男性が48%、女性が52%であった。また邦人数が多い国については、米国、中国、豪州、英国であり上位4か国は例年どおりであるが、この中で中国の在留邦人数は減少傾向にある。その他、企業の海外における拠点数の調査も同時に実施しているが、昨年より約2,500拠点増加し、合計で約71,000拠点とこちらも過去最多を更新した。この数字はアジア、北米、西欧地域で全体の9割の拠点数を占めている。本年もまた外務本省から在外公館に対して同様の調査を10月1日付で行うよう指示を出す予定であり、各企業におかれては、引き続きご協力いただきたい。

キ 最近のテロ情勢（オーランド、イスタンブール、カザフスタン）〈江端首席事務官〉

6月12日（日）午前2時頃（現地時間）、フロリダ州オーランド市に所在するナイトクラブにおいて銃撃テロ事件が発生。本件についてはイスラム過激派組織 ISIL に感化された人物による犯行であったとされている。外務省としては事件発生直後から、邦人被害の有無につき確認、在マイアミ総領事館から医務官1名を現地に派遣し、何かあったときの対応に備えた。その他、本件に関するスポット情報を発出するなど注意喚起も行った。

6月7日（火）午前（現地時間）、イスタンブールにおいて爆発事件が発生した。本年に入ってから同地における同様の事案が続けて発生している。ISIL による犯行なのか、反政府組織による犯行なのか、わからない事案もあるが、いずれにしても、最近トルコ国内においてはテロ事案が続いているので引き続き警戒が必要である。スポット情報も随時発出している。

6月5日（日）午後（現地時間）、カザフスタン西部アクトベ州アクトベ市において、何者かが同市内の銃砲店、警察施設を攻撃し、治安部隊との間で銃撃戦が発生した。本事件の背景については未だ不明な点もあるが、カザフスタン政府が、全国的にテロの警戒レベルを引き上げており、引き続き注意が必要。スポット情報にて注意喚起を行った。

ク ラマダン期間中におけるテロの脅威〈江端首席事務官〉

今月特に注意すべきものが6月6日（月）頃から始まっているラマダンである。昨年と同様に、ISIL はラマダン期間中のテロを呼びかける声明を出しており、ISIL に感化されたいわゆるローンウルフ型のテロの発生も懸念されることから、ラマダンが終わる7月5日（火）頃までは特に注意が必要である。ラマダン期間中の中でも集団礼拝が行われる金曜日は宗教心も高まり、また昨年6月26日（金）にテロ事件が複数発生していることから、他の曜日と比較して特に警戒が必要である。

ケ EURO2016及びツールドフランス開催中の注意喚起〈江端首席事務官〉

フランスでは、6月から7月にかけて、サッカー欧州選手権・ユーロ2016（6月10日～7月10日）が開催されており、この開催期間がラマダン期間と重なることから警戒が必要である。また、同国においては自転車競技ツール・ド・フランス（7月2日～24日）の開催が予定されており、このような大型行事を狙ったテロが行われることも考えられるので、注意が必要。

コ ISIL 支持ハッカーグループによる日本人を含む「殺害リスト」の公表

＜江端首席事務官＞

昨23日、ISILの「殺害リスト」なるものの存在が報じられた。同リストを公表したグループとISILの関係を含め、同リストの信憑性は低いと考えられるものの、リストが何らかの犯罪に使われる懸念は多少なりともあるため、在外公館を通じて個別に注意を呼びかけた。

サ 国内・外安全対策セミナーの開催予定紹介＜江端首席事務官＞（別添2）

今年度の安全対策セミナーの開催候補地選定のためにアンケート調査に御協力いただき感謝申し上げます。在外安全対策セミナーについては、今年度も危機管理専門家を在外公館へ巡回派遣し、安全対策、緊急事態対応についてのセミナーを実施する。具体的な開催地については以下のとおり。

開催地（12都市）

アジア：マニラ

中東・アフリカ：アンカラ、ナイロビ、ダカール、ワガドゥグ

北中南米：ボストン、ニューヨーク、メキシコシティ、レオン、リオデジャネイロ、サンパウロ、カラカス

各開催についての案内は、それぞれ約1か月前に各大使館から在留邦人に対して行われるが、当該開催地の駐在員等にご参加いただくようお願いいただければ幸い。

また、安全対策に関する国内セミナーも7月26日（於：東京）で開催を予定しているので、こちらへの参加もご検討いただきたい。

（2）質疑応答・その他

＜海外進出企業A＞

昨年10月より当社運航便が就航しているブリュッセルに先般出張したところ、ブリュッセル空港の現状等につき、情報共有させていただく。本年3月のテロ事件発生直後は、空港ターミナルビルの入口で、すべての空港利用者を対象とした爆発物検査を実施していたが、現在は全員対象ではなく、検査対象者を選別して同検査を行っている。また、ブリュッセル空港内における当社便へのチェックインに関して、訪問当時は、チェックインエリアに仮囲いなどもなされている状況。暫定施設的环境下においても、万が一再び同様の

事件が発生した際に、チェックイン待ちや搭乗待ちなどそれぞれのケースで搭乗客をどのように避難させるかの動線確認を当社の現地事務所の責任者と実施し、空港公団職員の方とも意見交換を実施した。

この他、当社駐在員の住環境の視察や、駐在員家族に対して、学校など日常生活の中で安全上の不安点がないかなどの聞き取り調査を行った。従来から、社員が赴任する前には、赴任前研修において現地での安全対策についても研修内容に含めていたが、駐在員家族に対する安全対策に関する何らかの講習の機会を設けることについての必要性を感じた次第。

<海外進出企業 B>

当社の場合、赴任前の同伴家族に対して、安全対策・医療関係・コンプライアンス面に関する研修を一日かけて実施している。また、同研修内に海外駐在経験のある配偶者の方に経験談をお話いただくセッションを設けている。その他、赴任後には、外務省の在外安全セミナーを活用しつつ、外務省が実施しない地域を重点的に、独自の安全対策セミナーを当社駐在員とその家族を対象に実施している。なお、当社独自で行うセミナーについては、可能な限り同伴家族の方が参加出来るように、参加しやすい開催時間にするなどの工夫を行っている。また、安全対策のみでなく、当社産業医を現地に派遣して、医療に関するセミナーも独自に行っている。

<望月首席事務官>

外務省では大気汚染や感染症関連の専門家を講師として、国外に派遣し、在留邦人を対象として講演会を実施することにより医療面のサポートを行っている。今年も実施する予定であるが、実施を希望する都市などがあれば最寄りの在外公館にお知らせいただきたい。

<海外安全関連団体 A>

在留邦人統計の調査結果の中において、女性の方が男性より多いとの結果がでていますがその要因いかん。

<伯耆田邦人援護官>

日本人女性が外国人男性と結婚して外国に居住している例が多いこと、及び留学性では女性の比率が高いこと等が要因ともなっていると思料する。

<海外進出企業 C>

「たびレジ」の簡易登録機能を利用し、全在外公館の情報を受け取っているが、例えば、インド国内に駐在している当社駐在員は在留届を提出した在外公館が管轄する地域のみ情報を受け取っているが、同一国内に所在するその他の在外公館が発出する情報について

は受け取れていないとの報告があった。同一国内に複数の在外公館が所在する場合はどのようにすれば、同一国内の全ての在外公館が配信する情報を入手できるのか。

<望月首席事務官>

ご指摘のとおり、在留届を提出いただいている方については、提出先の在外公館の情報のみが配信されている。複数の公館からの情報を受け取りたい方は、「たびレジ」の簡易登録をご活用いただきたい。

<松代首席事務官>

既に各社ご対応のことと思うが、海外駐在員の方が、第三国あるいは国内でも他の総領事館管内などに出張される際には、駐在員の皆さまが別途「たびレジ」登録するよう改めてご懇願いただければありがたい。

<海外進出企業 B>

TICAD VIへの参加に向けて、邦人約1300名がケニアに渡航するのと話があったが、官民の比率如何。

<伯耆田邦人援護官>

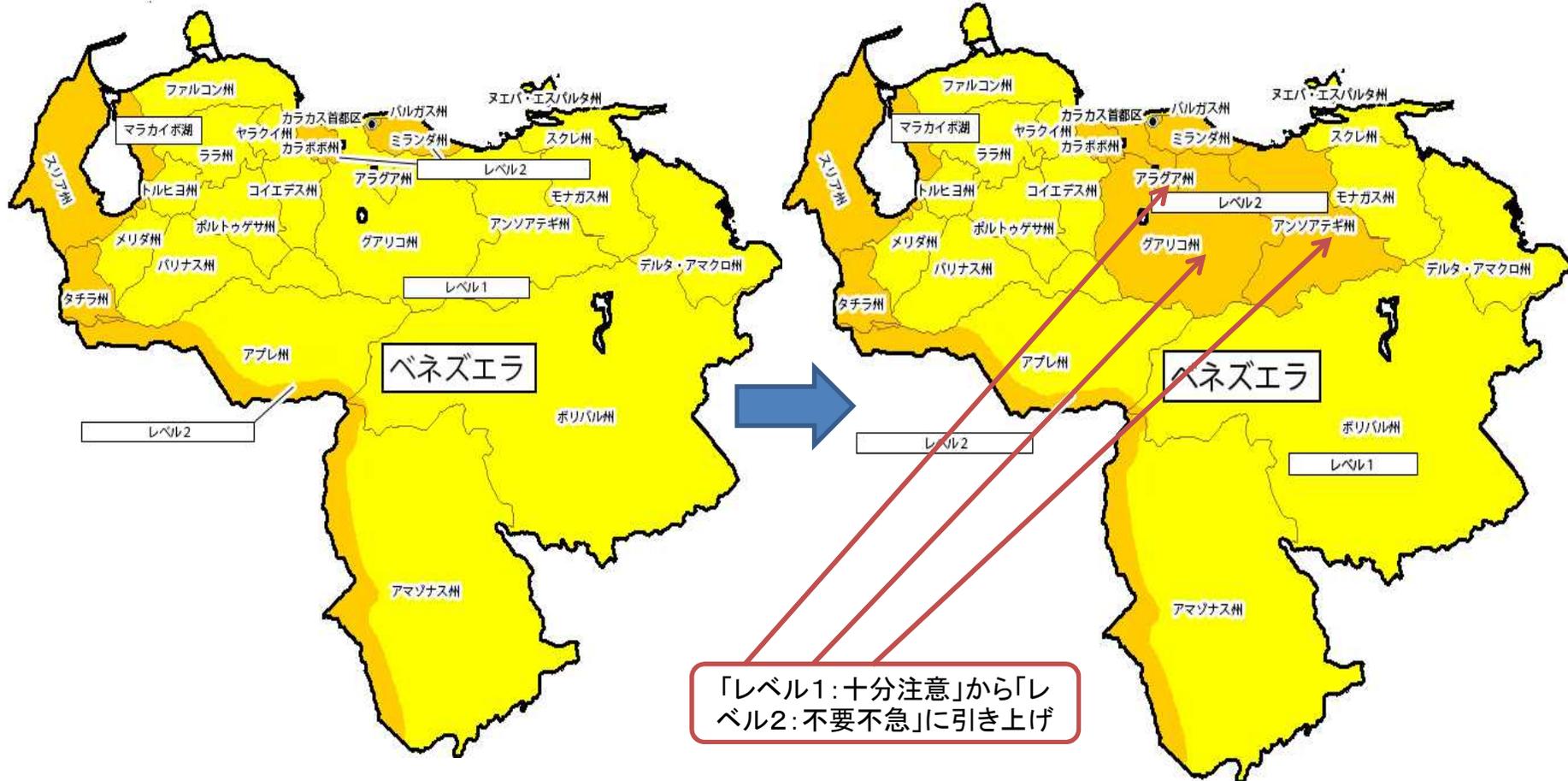
おそらく政府関係者が4~500名程度で、900名程度の民間企業およびNGO関係者が渡航するのではないかと予測している。

(了)

ベネズエラ危険情報改訂

改訂前

改訂後



「レベル1:十分注意」から「レベル2:不要不急」に引き上げ

改訂箇所: アラグア州、グアリコ州、アンソアテギ州の3地域を「レベル2:不要不急」に引き上げ。

理由: 今年に入り、略奪事件・未遂事件が多発しており、各市の商店等に被害が発生したため、国家警備軍等が出動する事態となっている。また食糧不足が顕著となり、計画停電の影響でスーパーや飲食店が閉店し、インターネットが繋がりにくくなるなど、市民生活に深刻な影響を与えており、市民の不満はこれまでになく高まっている状況であるため。

平成 28 年 6 月

各位

外務省
安全サポート株式会社

海外進出企業向け 安全対策セミナーのご案内

近年、日本企業関係者が海外に渡航・滞在する機会が増加するに伴い、海外において日本人がテロを始めとする凶悪な事件や不測の事故に巻き込まれる危険性が高まっています。2015 年については、年初のシリアでの邦人殺害テロ事件、3 月のチュニジアでの銃撃テロ事件、8 月のバンコクでの爆発事件、10 月のバングラデシュでの邦人殺害事件等が発生し、日本人が被害に遭いました。海外進出企業にとって駐在員や出張者の安全確保はますます重要な課題となっていると言えます。

このような観点から、この度、海外進出企業の安全対策に関するセミナーを開催いたします。海外のリスク管理に詳しい政府関係者と危機管理専門家が、それぞれ海外での事件・事故に対する外務省の取り組みや、企業の海外安全対策について解説します。

企業における海外安全対策は、関係部門や海外拠点だけでは判断できない事態もあり、経営層の指示が必要となる事が多々あります。このため、企業の経営層が海外安全対策方針を決める事が、社員や組織を守る為の必須事項といえます。

つきましては、用務ご多用の折とは存じますが、企業経営層を始め危機管理に携わる皆様方にご参加賜りたく何卒宜しくお願ひ申し上げます。

- 開催日 : 平成 28 年 7 月 26 日(火)
- 開催時間 : 講演1・2 13:30～15:30
名刺交換会 15:30～16:00
個別相談会 16:00～17:00
(受付 13:00～13:30)
- 場所 : 日経ビル 6 階 日経カンファレンスルーム
東京都千代田区大手町 1-3-7 (地下鉄「大手町駅」下車 C2b出口直結)
《地図》 <http://www.nikkei-hall.com/access/index.html>
- 対象者 : 海外進出企業・経営層を始めとする危機管理に携わる皆様
※自社及び自社の社員の危機管理を目的とした方の参加に限らせていただきます。
- 主催 : 外務省、安全サポート株式会社
- 参加費 : 無料

- 開催内容 : ○講演 1
「海外における安全確保について～日本人と日本企業に対する脅威と政府の対応～」
講師 外務省領事局長 能化 正樹氏
○講演 2
「企業の海外安全対策～平時から緊急時の社内危機管理体制～(仮題)」
講師 安全サポート株式会社 代表取締役 有坂 錬成氏
○名刺交換会 参加者の皆様と講師の間の名刺交換会を会場で実施します。
○個別相談会
「企業の海外危機管理体制」「海外派遣者の安全対策」等に関する相談に対して、危機管理専門家が個別にお応えします。
相談対応者 安全サポート株式会社 代表取締役 有坂 錬成氏
安全サポート株式会社 取締役 高石 純吾氏
- 定員 : 100 名
※申込者が定員に達して以降のお申し込みはお断りする場合があります。

【会場でのお願い】

- 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定して下さい。
- セミナー開催中の録音及び写真撮影はご遠慮下さい。

【お申込方法】

- 以下の申込サイトURLをクリック頂き、画面に提示された「参加申込フォーム」に必要事項を入力して下さい。
<http://www.anzen-support.com/anzenaisakuseminar.html>
- 危機管理専門家による個別相談をご希望の方は、上記「参加申込フォーム」後段に表示された「個別相談会申込フォーム」に必要事項を入力して下さい。
※申込時に個別相談を希望された方が優先的に個別相談を受ける事ができます。
※個別相談会予定時間経過後は、個別相談を受けられない場合があります。
- お申込受付後、後日、受講受付確認を電子メールで送ります。一企業から複数の方が参加する場合、且つ、一参加申込フォームでお申し込みの場合はお申込代表者の方のみへの確認メール送信になります。

【お問い合わせ先】

安全サポート株式会社 担当:高石、立花、守山
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 8 階
TEL 03-3593-5605 Fax 03-3593-5606 E-mail info@anzen-support.com

外務省 領事局 邦人テロ対策室 担当:野田
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
TEL 03-5501-8000(内線 3047) Fax 03-5501-8163

以上

海外安全官民協力会議 第55回幹事会開催結果

1. 日時：平成28年10月7日（金）午後4時～午後5時

2. 場所：外務省（893会議室）

3. 出席者：幹事会メンバー 26名

領事局海外邦人安全課長	石瀬 素行
領事局邦人テロ対策室長	斉田 幸雄
領事局政策課首席事務官	篠原 亮子

4. 会議議事次第

（1）最近の案件

① 最近の地域情勢

ア. コンゴ民主共和国における治安情勢【石瀬領安長】

イ. テロ情勢（バングラデシュ，欧州，米国，東南アジア等）【斉田領対長】

ウ. 東南アジアにおけるジカウイルス感染症の最新状況【篠原領政首席】

②在外邦人の安全確保に向けた取組

ア. 「中堅・中小企業の海外安全対策強化に向けた取組【斉田領対長】

イ. 「たびレジ」の登録状況について【篠原領政首席】

ウ. 邦人退避について（南スーダンを例に）【石瀬領安長】

③その他（お知らせ）

情報発信に係るご指摘を踏まえた対応について【石瀬領安長】

（2）質疑応答・その他

5. 議事要旨

（1）最近の案件

① 最近の地域情勢

ア. コンゴ民主共和国における治安情勢【石瀬領安長】

コンゴ民主共和国では、12月20日に大統領の任期が満了するため、選挙を11月末までに行わなければいけないが、本来の選挙公示期限であった9月19日までに公示が行われなかった。このため、おそらく大統領選挙は延期、あるいは行われまいであろうという見方もあり、非常に政治的に不安定な状況に陥っている。現時点では比較的落ち着いた状況であるが、いつまた不安定化するかわからない。

9月29日にアメリカ国務省は自国民に対し、暴動の可能性が高く情勢が不安定であると警告するとともに、アメリカ政府職員の家族に9月29日からコンゴ民主共和国を出国するように命じた。さらに、アメリカ政府関係者に対し、コンゴ民主共和国への不要不急

の渡航中止を指示した。

米国以外で同様の措置をとっている国はなく、日本も未だ危険情報を改訂していない。また、イギリスやフランスは「不要不急の渡航自粛」としている。国によって対応は若干の違いがあるものの、いずれの国も12月20日前後に大統領の任期が切れる頃に再び情勢が悪化するのではないかと見ており、日本も現地の大使館と現地の邦人の方々の間で安全対策連絡協議会を開催し、意見や情報交換の機会を設けて、最新の情勢等を共有する等している。

企業の方、個人の方においては、各々がどれだけリスクがあるのか、万一リスクがある場合には、より高くなった場合にはどのような退避手段があるのかを常に考えていただきたい。

これから12月20日に近づくにつれて、スポット情報、場合によっては危険情報等の改訂の可能性もあるが、適宜情報共有していく。他方、外務省としては、皆様に自分の身にかかるリスクに対する意識を高め、というものを危機管理・情報収集・準備していただきたいと考えている。場合によっては退避の可能性もあるかと思うので、政府主導の退避を待つのではなく、商用便が飛んでいるうちに、リスクが大きくなる前に、退避をする必要があると判断されるのであれば、自ら退避をしていただく方がより安全・確実に退避できると考える。

イ. テロ情勢（バングラデシュ、欧州、米国、東南アジア等）【斉田領対長】

7月1日金曜日の夜、バングラデシュ、ダッカ襲撃テロ事件を受け、8月に海外における邦人の安全対策に係る報告書を公表した。同報告書では懸念すべき傾向として、欧州・米国・アジアにテロがますます広がりつつあることを指摘しており、我々としては、今までの中東・北アフリカでのテロとは全く違うものとして対策に取り組んでいく必要があると認識している。欧州については、去年のパリの同時多発テロ事件以降、テロが繰り返されているため、当然懸念される地域である。一方、アジア、特に東南アジアに対する懸念は以前はさほど大きくはなかったものの、1月の半ばにジャカルタでテロが発生し、その後、「I S I L フィリピン」を称する組織の犯行声明や動画が発出された。同組織はフィリピンにとどまらずにインドネシアとのつながりも見られるため非常に心配している。インドネシアについては、ジャカルタでのテロの後にテロが起きていないのは、現地当局が防いでいるという面があると考えている。また、独立記念日前後のテロについて、在インドネシア日本国大使館から8月に注意喚起を行っている。実際にテロが起きなかったからそれで良いということではなく、引き続きインドネシアにて警戒が必要だということだと考えている。更に、6月の終わりにマレーシアのクアラルンプールの飲食店でテロ事件があり、インドネシア、フィリピンそしてマレーシアでも事件が発生したことを受け、東南アジア域内でつながっている可能性が有り、特に注視している。フィリピン南部での事件を受け、特に何か具体的な情報があるわけではないが、マニラを含めてフィリピン全土で注

意をした方がよいと考える。

ウ. 東南アジアにおけるジカウイルス感染症の最新状況【篠原領政首席】

ジカウイルス感染症は、この夏に東南アジアで感染が拡大し、特にシンガポールでは8月末以降急速に広まり、最新の情報では10月5日現在で401人が感染、そのうち妊婦の感染者は16人となっている。ここ数週間のシンガポールでのジカウイルスの感染者数の広がりは鈍化傾向にあり、これまでは1週間あたり10人程度感染者の方が新たに見つかっていたが、10月に入ってからは3人程度となっている。こうした状況を受け、外務省では9月28日にシンガポールに在タイ日本国大使館の医務官を派遣し、在留邦人の方を対象とした健康安全講話を実施したところ、大変関心が高く、2回の開催で約200人の参加があった。基本的にジカウイルス感染症対策は蚊を避けるというのが最善の策であり、蚊避けのスプレーや毒剤を頒布するのが最も効果的。妊娠についての質問もあったが、結論としてはリスクとご希望を考慮して決定していくということになるので、よく医師や有識者と相談をして欲しいとのアドバイスをを行った。シンガポール以外では、これまでタイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム等で国内感染が報告されている。特にタイでは10月1日に同国内初となるジカウイルスに起因した小頭症例というのが2例報告された。引き続き領事局では、迅速な情報発信と適切な対応に取り努めて参りたい。

感染のリスクとの関係では、9月6日にWHOがそれまで出していた性行為感染の防止に関する暫定ガイダンスを更新した。ポイントは、性行為での感染がこれまで考えられていたより一般化していること、従来の調査結果を踏まえるとウイルスが精液に残る期間が当初考えられていたよりも長いことが指摘されている。これを受けて、WHOは暫定ガイダンスの中で、感染地域から帰国したすべての男女に対して安全な性行為に努めるか、又は、性行為をしない期間を従来の8週間から最低6か月へと長くしている。

② 「海外邦人の安全確保にむけた取り組み」について

ア. 「中堅・中小企業の海外安全対策強化に向けた取組【齊田領対長】

ダッカ襲撃事件を受け、岸田大臣より、一般的な在外邦人の安全をどう確保するかを考えるよう指示をうけ、安全対策を検討し、中堅・中小企業を焦点とした。

現在、中堅・中小企業向けの簡単な安全対策マニュアルの作成を計画中である。最近、講演で海外における安全対策等について話す機会が多く、ここ1、2か月で10か所近く回っている。

イ. 「たびレジ」の登録状況について【篠原領政首席】

7月のダッカ襲撃テロを受け、改めて「たびレジ」の登録促進を領事局全体として重要視している。

7月以降登録数は伸びており、「たびレジ」サービスを導入して以降、初めて3か月

連続で毎月10万件超の登録があった。最新の累計は112万4千件で、大手企業では出張の際に登録してもらうことが多くなっていると承知。また、旅行会社や企業との「たびレジ」登録インターフェイス連携について、関心をもって当課にお問合せいただく企業は少しずつ増えているという印象はある。一方、個人旅行者へのアプローチがまだまだ必要。そこで、最近、7月の事件以降の取組を3つ紹介する。

1つめは、日本の大手携帯会社であるdocomoやau、ソフトバンクの3社にご協力いただき、渡航者が海外に到着した際、自分の手持ちの携帯をオンにすると必ず届く、海外データローミングの案内メール内に「たびレジ」登録をうながすメッセージが入るようにした。

2つめは、前述の企業とのインターフェイス連携の推進。

3つめは、各省や各省の関連団体に対して改めて「たびレジ」登録の励行を依頼したことである。その際、外郭団体等に対しても登録励行を呼びかけることを依頼している。地方公共団体に対しても大臣名で「たびレジ」登録励行のお願いを出している。9月の下旬に福岡県議会で「たびレジ」普及啓発のために効果的な取り組みを行うべきではないかという質問が出たと聞いており、世の中の関心が高まっていると感じる。

外務省としては、「たびレジ」を知っていただく、知った方に登録していただく、1回登録した方が登録して良かったと思えるようなコンテンツを発信していく、その3つの段階にそれぞれ照準をあてて改善に取り組んでいる。皆さんからも、細かいことでもよいので随時ご意見をお寄せいただきたい。

ウ. 邦人退避について（南スーダン为例）【石瀬領安長】

7月以降、邦人テロ対策室ではテロ、誘拐、海外邦人安全課では政情不安、事故、大規模自然災害等の事案が続いている。

邦人が退避した南スーダン、トルコではクーデター未遂が起き、飛行機が来ず、多くの邦人が空港で24時間身動きがとれなくなる事例があった。

状況が急に悪化したらどうしようもないが、ある程度状況が見通せる場合は、自ら退避をして頂くことはお互いにとってプラスであると考え。自衛隊が日本から機材を持って現地に入るにしても、本省の意思決定から現地に自衛隊員がたどり着くまでには物理的、制度上、憲法上、いろいろな制約があり、時間もかかる。防衛省及び外務省としては、できるだけのことをやるが、そういう状況で何が起こるのかを皆さんにも理解して頂きたい。地上で身動きがとれなくなることもありうる。それぞれの事務所や居住地に点在する人々が町に出られなくなると、最終的に空港から飛行機で安全なところに飛び立つにしても、限られた数の防弾車で、身動きのとれない人をそれぞれピックアップしながら空港に移動することになる。そうすると当然時間もかかり、その間不安な時間を過ごさなければならない。時間が経てば経つほど、それぞれの家や事務所でこもっている間に水や食料も減り、自家発電の燃料も少なくなる状況に陥ってしまう。政府とし

て、色々な制限がある中で最善を尽くすことは当然である一方、自ら危険だと思ったら一足早く社員や家族退避させる等、御自身の会社で意思決定をしていただくことも重要であると考えます。我々もなるべく早く情報を出すよう努めるので、基本的に、独自の御判断で早めに動いて頂くよう、お願いしたい。

③その他（お知らせ）

ア. 海外安全HPの一部ページ（海外安全情報ページ）のURL変更【石瀬領安長】

皆様から頂いた御意見を踏まえて改善した点を御紹介する。

「たびレジ」登録後等に届く領事メールの件名を1～2行でメール本文の議題がわかるように工夫した。（例：「マイアミ総領事館からのお知らせ（ハリケーン）」等）

また、出した領事メールは必ず各館のHPに載せるよう全在外公館に指示を出した。公館数が多く、徹底されていない公館もあるが、徹底されるように努力していきたい。

以前、感染症危険情報は青、紫、犯罪政情不安等の危険情報は黄色、オレンジ、赤などとしていたが、感染症が出ている以上、普通の危険情報と色を合わせる方がよいのではないかという意見があり、現在、シンガポールの危険情報は黄色（レベル1）になっている。そのため、シンガポールは治安が悪くなったのかというような照会が来るようになった。まだ検討段階ではあるが、感染症と危険情報を区別できるようにしたい。

海外安全ホームページのURLが変更になった。それぞれの国のURLをお気に入り保存している方は改めて設定して頂きたい。

また、海外安全HPのスマホ化や、領事メール等に何処で何が起きているかが分かる地図を載せられるよう改修を予定している。

（2）質疑応答・その他

①邦人の退避について【海外安全関連団体A】

現場で事業に携わっていると、業務を継続したいという意識がどうしても働いてしまい、早期の退避のタイミングを逸する場合もあることを実感した。その際には、命の重みをまずは考える。その観点から、タイミングを逸することなく、早期退避を決断することが非常に重要だと考える。

また、現場でどの様な脅威が迫っているのか、お互いの連絡体制をどう構築するかなどといった、情報分析及び情報共有の重要性を認識した次第である。

（了）

海外安全官民協力会議 第56回幹事会開催結果

1. 日時：平成28年12月9日（金）16時～17時

2. 場所：外務省（272国際会議室）

3. 出席者：幹事会メンバー 26名

オブザーバー 4名

領事局政策課長	森川 徹
領事局海外邦人安全課長	石瀬 素行
領事局海外邦人安全課邦人援護官	河内 俊夫
領事局邦人テロ対策室長	斉田 幸雄

4. 会議議事次第

(1) 最近の案件

① 最近の地域情勢

ア. 海外邦人援護統計【河内邦人援護官】

② 在外邦人の安全確保に向けた取組

ア. 「たびレジ」登録促進に向けた取組【森川領政長】

イ. 邦人退避に際する現地職員及び外国人配偶者の扱い【石瀬領安長】

ウ. 中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク第1回幹事会会合の開催【斉田領対長】

(2) 質疑応答・その他

5. 議事要旨

(1) 最近の案件

① 最近の地域情勢

ア. 海外邦人援護統計【河内邦人援護官】

2015年（平成27年1月～12月）の海外邦人援護統計を12月に公表した。具体的には配付した資料をご覧いただきたいが、総援護件数は18,013件で、昨年の18,123件から110件（0.61%）の減少となった。総援護件数減少の主な要因は海外渡航者数の減少とみられ、昨年の統計において渡航者数が2013年の約1,750万人から2014年は1,690万人へと3.26%減少したのと比較して、2015年は1,620万人と4.08%減少している。総援護件数が減少することは良いことではあるが、総援護数の割合は昨年と比べて微減しているものの、援護対象者である海外渡航邦人数の減少率が総援護件数を上回っているため、比率的には昨年より増加していることとなる。今後外務省も注意していくが、の皆様にも注意喚起等積極的に行っていただきたい。

事件災害事案等で最も多いのは交通事故・交通機関での事故で、5割を占めており、事故件数は108件である。その他、航空機事故、列車事故等の被害が発生した。

自然災害では、昨年と比較して件数が4件から18件に増加しており、対象者数は67人から47人に減少している。これは、地震等の災害が発生した際に邦人援護が行われたためである。バス事故等一つの事案に多くの対象者がいる場合、1件でも大人数の被害があるとの計算の見方もあるため、若干の増減がある。

【石瀬領安長】

本援護統計の懸念すべき点は、邦人の被害が出たテロの案件が3件も発生したのは2015年が初めてであるということである。その2年前の2013年はアルジェリア事件が起き、1件で多くの犠牲が出たが、2015年は3件発生しており、統計を取り始めた1986年以降で最大の件数である。また、本年は皆様ご承知のとおり、バングラデシュでのテロで多数の邦人が亡くなられており、テロの懸念は大きい。

統計の「加害案件」というのは、盗犯や傷害等の我々のイメージする犯罪だけではなく、入国違反や麻薬持ち込みの疑い、不法滞在等の一種の法律違反も含まれており、年によってばらつきがある。

援護統計には記載されていないものの、今年に入って目立った項目が2点あり、一つが女性の被害である。バンクーバーでの殺害事件や、インドで邦人が性犯罪の被害に遭った事件もつい最近起こっている。2点目が短期留学を含めた留学生関係で、外務省として現在力を入れて取り組んでいる。学生が巻き込まれる事件・事故は今年に入って特に目立っており、またニュースにもなり易い傾向がある。

本援護統計については、今後見直しの必要性を感じており、その年の傾向や注意しなければいけない点が浮き彫りになるような、分析の役に立つ資料に改善していきたいと考えている。

② 海外邦人の安全確保にむけた取り組み

ア. 「たびレジ」登録促進に向けた取組【森川領政長】

「たびレジ」は海外の邦人安全を確保する重要なツールであるのご意見頂いている。現在の累計登録者数は約140万人に達しており、ダッカ事件後7月から4か月連続して毎月10万人以上の登録を達成した。これまでは、事件後は意識が高まって登録数が増えるが、次第に減少するという傾向があったが、今回は7月以降ずっと10万人以上増え続けている。要因の一つとしては、携帯電話のキャリア各社に協力してもらい、海外に入ると届くSMSメッセージに「海外安全情報は『たびレジ』から」という文が記載されているようにしたことである。その他にも機内誌やガイドブックに広告を掲載し、情報発信を行う等の広報の強化をしている。以前の「たびレジ」の広告では、「外務省」の文字を控えめに記載していたが、今回発信するに当たっては、ユーザーの皆様からの声を受領しており、

例えば「個人情報を登録するのに、運営主体が分かりにくい」というご意見を反映し、「外務省」の文字を大きくしている。年度内に空港でのプロモーションも行う予定であり、今後「たびレジ」の改善点等のご意見があれば、ぜひご連絡いただきたい。

イ. 邦人退避に際する現地職員及び外国人配偶者の扱い【石瀬領安長】

前回の第55回幹事会で退避について申し上げた際に、外国人の退避についても少し触れたが、法律的にいうと、外務省としては邦人の安全が第一であるため、有事の際にはできる限りのことは行うが、選択肢が限られる場合には、どうしても邦人が優先の対象とならざるを得ない。他方で企業の関係者には、現地の方や、外国人、日本人で外国人の配偶者がいる方等、様々な方々がいる。退避の際に別の国に行くケースは多いが、その国の受け入れ条件はどうしても国籍に左右されざるを得ない。いざという時の判断を外務省や企業が求められたとき、どのように対応するかという問題もあるが、まずはそのような事態に陥らないように、事前の準備をしていただきたい。そういった観点から、自社としての準備や現地の在外公館とのやり取り、有事の際の計画等、皆様のご意見を質疑応答の際に伺いたい。

ウ. 中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク第1回幹事会会合の開催【齊田領対長】

中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク第1回幹事会会合について報告を行った。

(2) 質疑応答・その他

① 海外邦人援護統計について

【海外安全関連団体A】

「大変貴重な資料なので、もう少し早く発表していただけると大変ありがたい。」というご意見が数件届いている。

【石瀬領安長】

統計内容の精査に時間がかかるのも理由の一つではあるが、少しでも早く公開できるよう、今後改善していきたい。

② 「たびレジ」について

【海外進出企業A】

「たびレジ」への登録については、従来から出張者への呼びかけを行っていたが、最近ではデータ連携を取り入れた。初期トラブルはあったが、現在はスムーズに機能しており、今までまとめて情報を登録していた部署からは、作業が効率化して大変便利になったとの意見をもらっている。

【海外進出企業B】

「たびレジ」については、当社でも口コミで広がっており、少しずつ根付いてきた。実際の出張等の海外渡航者数と比べて登録者数がまだ少ないのが課題。SMSについては、ローミングメッセージはいつ届くのか教えていただきたい。ぜひ今後社内で通知したいと考えている。

【森川領政長】

各キャリアのローミング紹介文の後、「海外安全情報は「たびレジ」から」と一律でメッセージが入るので、わかり易いのではないかと思う。

【海外進出企業C】

国によってはローミングの連絡の際に「たびレジ」の案内文が入らない会社もあるので、基本的には自分の意思で登録するように意識していくことが大切であるとする。

③ 邦人退避に際する現地職員及び外国人配偶者の扱いについて

【海外進出企業C】

当社では、帯同家族に関しては外務省からの勧告が発出される前に退避するようにしており、その際、本社員の外国人配偶者については国籍に関係なく退避支援の対象としている。外国人配偶者が退避先の国に入国可能かどうかを事前に調べた上で、可能な国の航空券等の手配を行う。他方で米国籍などの所有者については、母国政府が別途支援を行うケースもあり、母国政府による発表を待って退避の方法を決定したいという方もいるため、その際には日本の外務省の勧告と比較してどちらを選択するかは個人の自由としている。

外国人現地社員についても、退避の際は本社員と同様に支援を行うことを認めることもある。

しかしながら、海外の支店から実際に退避を行うとなった場合でも、事務所の管理等が必要であり、現地社員には可能な限り現地事務所を維持管理してもらう為、現地社員が残る場合には、給与を前払いすると共に事務所の維持費も渡すこととしている。

【石瀬領安長】

退避については起こらないのに越したことはないが、外務省としては実際に支援が必要な状況になればできる限りの対応をする。ご主人は他国に退避できるが外国籍のご夫人はできないというようなケースは実際に起こり得る問題でもあるので、退避先国の入国制限について事前に調査することは非常に重要である。企業の皆様におかれては、他国への入国制限がある国籍の方を現地社員として雇われていたり、外国籍の家族を持つ本社員がいる場合には、特に事前の準備を心がけて頂きたい。

④ 治安情勢について

【海外進出企業D】

情報共有ではあるが、フィリピンのダバオに社員を2か月単位で出張させていたが、現在は治安情勢の問題で引き上げさせており、どのタイミングで事業を再開するか悩んでいる所である。

【海外進出企業E】

デュッセルドルフ総領事館からのみ、欧州刑事警察機構（ユーロポール）のコメントとして「ISを支持するテロ組織が欧州を狙っている可能性がある。」との内容の領事メールが配信されていたが、外務省としての分析を教えてください。

⑤ 公職選挙法改正について

【森川領政長】

公職選挙法の一部を改正する法律が12月2日に公布された。本改正のポイントの一つは、在外投票に必要な在外選挙人名簿の登録がしやすくなる点である。従来の制度では、登録手続きは現地に赴任してから在外公館で行われていたため、遠方地に住む方々の負担が大きかったが、今後は日本出発前に各市町村の窓口で転出届を提出する際に、登録申請を行うことができるようになる。ただし、市町村の窓口で申請が可能になるのは在外選挙の登録のみであり、別途在留届を在外公館に提出することが求められる（インターネットでの提出も可）。また、選挙権年齢が18歳まで引き下げられたが、現地に居住しながら18歳を迎えた場合の登録申請は在外公館で行う必要がある。

在外選挙は登録率及び投票率も低いので、本改正を機に積極的にご活用いただけることを期待する。詳細はまた改めてご連絡する。

(了)

2015年（平成27年）海外邦人援護統計

目次

I	海外邦人援護件数の特徴と推移	1
1.	2015年（平成27年）の特徴	1
2.	援護件数・人数の推移総括表	2
3.	地域別援護件数・人数の推移総括表	3
4.	援護件数の多い在外公館上位20公館	4
5.	2015年（平成27年）の主な事件・事故の事例	5
6.	主な犯罪加害及びその他の事例の特徴	6
7.	海外で邦人が被害者となった主な殺人事件	6
8.	事故・災害・事件等の性別・年齢別統計	7
II	海外邦人援護統計の推移と2015年の内訳（グラフ）	9
III	事故・災害・事件等統計表（全世界及び地域別内訳）	16

2016年（平成28年）12月

外務省 領事局 海外邦人安全課

- 本統計は、在外公館から報告のあった情報に基づき作成されています。
- 本統計は、在外公館で把握している邦人援護事案のみであり、海外で邦人が関係した全ての事件・事故等を網羅したものではなく、海外で発生した事件・災害等の件数を表すものではありません。
- 「事故・災害」、「犯罪」及び「その他」は、海外の邦人(事案当事者)に対し、在外公館が実際に援護を実施した事案のみ計上しています。
- 所在調査のうち同一の事案に複数の在外公館が対応する場合には、在外公館毎では実数となりますが、全体では在外公館毎に集計した数値の合計(延べ数)となります。

I. 海外邦人援護件数の特徴と推移

1. 2015年(平成27年)の特徴

(1) 2015年において我が国在外公館及び財団法人交流協会が取り扱った海外における事件・事故等に係わる総援護件数は18,013件(対前年比0.61%減)で、総援護対象者数は20,387人(同1.63%減)であった。

(2) 『事故・災害』は233件(421人)であった。そのうち約5割は「交通機関事故」(116件)であり、内訳は交通事故108件、航空事故4件、列車事故3件、その他1件となっている。次いで多いのは「レジャー・スポーツ事故」(38件)であり、内訳は水難事故38件、登山事故8件、スポーツ事故5件、その他2件となっている。

(3) 『犯罪被害』は4,719件(5,056人)であり、全体の約3割を占めているが、そのうち最も多いのは「窃盗被害」の3,834件(4,100人)となっている。次いで「詐欺被害」が382件(406人)、「強盗被害」が257件(280人)となっている。

(4) 『犯罪加害』は361件(452人)であった。主なものは、「出入国・査証関係犯罪」の73件(136人)、「傷害・暴行」53件(59人)、「道路交通法違反」38件(38人)となっている。また、国によって非常に重い量刑が科される「麻薬犯罪」は25件(28人)となっている。

(5) 「死亡者数」は533人で過去10年間で4番目に少なく、「負傷者数」は328人で過去10年間で最も少なかった。疾病等による死亡が406人で全死亡者数の約8割を占めており、次いで自殺による死亡者数が46人と約1割の割合となっている。

(6) 地域別では、アジア地域が6,160件(6,540人)と前年に引き続き最も多く、次いで北米地域の5,815件(6,850人)、欧州地域の4,198件(4,436人)、中南米地域の4,488件(1,488人)、大洋州地域の467件(491人)、アフリカ地域の297件(332人)、中東地域の250件(250人)となっており、前年と比較すると北米地域(175件増/295人増)と援護件数に大きな増加がみられ、逆に中南米地域(180件減/303人減)には大きな減少がみられる。

(7) 在外公館別の援護件数を見ると、在タイ日本国大使館(前年1位)が全在外公館の中で最も多く、次いで在フィリピン日本国大使館(前年3位)、在上海日本国総領事館(前年2年)、在ロサンゼルス日本国総領事館(前年5位)、在ニューヨーク日本国総領事館(前年8位)となっている。

< 件 数 >

		総 件 数							
		ア ジ ア	大 洋 州	北 米	中 南 米	欧 州	中 東	アフリカ	
内 訳	事 故 ・ 災 害	93	12	52	17	32	9	18	233
	犯 罪 加 害	235	5	82	5	31	3	0	361
	犯 罪 被 害	1,262	131	494	230	2,396	53	153	4,719
	そ の 他	4,570	319	5,187	596	1,739	163	126	12,700
	総 数	6,160	467	5,815	848	4,198	228	297	18,013

< 人 数 >

		総 人 数							
		ア ジ ア	大 洋 州	北 米	中 南 米	欧 州	中 東	アフリカ	
内 訳	事 故 ・ 災 害	126	17	126	61	36	16	39	421
	犯 罪 加 害	319	5	89	5	31	3	0	452
	犯 罪 被 害	1,321	134	582	234	2,565	53	167	5,056
	そ の 他	4,774	335	6,053	1,188	1,804	178	126	14,458
	総 数	6,540	491	6,850	1,488	4,436	250	332	20,387

2. 援護件数・人数の推移総括表

年	総件数	内容別件数			総人数	死亡者数	負傷者数	海外渡航者数
		強盗・窃盗・詐欺 (被害犯罪・財産犯)	遺失・拾得物 (旅券・財布等)	その他 (事故・犯罪加害・他案件)				
2006年	16,523件	5,839件	3,604件	7,080件	18,771人	484人	590人	17,534,565人
前年比増減率	3.56%	-3.04%	-3.48%	14.21%	-3.75%	-21.30%	-11.81%	0.75%
2007年	15,964件	5,341件	3,619件	7,004件	17,643人	547人	610人	17,294,935人
前年比増減率	-3.38%	-8.53%	0.42%	-1.07%	-6.01%	13.02%	3.39%	-1.37%
2008年	16,364件	5,229件	3,276件	7,859件	18,098人	615人	600人	15,987,250人
前年比増減率	2.51%	-2.10%	-9.48%	12.21%	2.58%	12.43%	-1.64%	-7.56%
2009年	16,963件	5,160件	3,072件	8,731件	18,843人	513人	443人	15,445,684人
前年比増減率	3.66%	-1.32%	-6.23%	11.10%	4.12%	-16.59%	-26.17%	-3.39%
2010年	17,515件	5,251件	3,253件	9,011件	19,882人	549人	708人	16,637,224人
前年比増減率	3.25%	1.76%	5.89%	3.21%	5.51%	7.02%	59.82%	7.71%
2011年	17,093件	5,010件	3,415件	8,668件	19,533人	592人	442人	16,994,200人
前年比増減率	-2.41%	-4.59%	4.98%	-3.81%	-1.76%	7.83%	-37.57%	2.15%
2012年	18,219件	5,198件	3,597件	9,424件	20,378人	537人	477人	18,490,657人
前年比増減率	6.59%	3.75%	5.33%	8.72%	4.33%	-9.29%	7.92%	8.81%
2013年	17,796件	5,091件	3,338件	9,367件	19,746人	601人	420人	17,472,748人
前年比増減率	-2.32%	-2.06%	-7.20%	-0.60%	-3.10%	11.92%	-11.95%	-5.50%
2014年	18,123件	4,796件	3,323件	10,004件	20,724人	522人	396人	16,903,388人
前年比増減率	1.84%	-5.79%	-0.45%	6.80%	4.95%	-13.14%	-5.71%	-3.26%
2015年	18,013件	4,473件	3,256件	10,284件	20,387人	533人	328人	16,213,789人
前年比増減率	-0.61%	-6.73%	-2.02%	2.80%	-1.63%	2.11%	-17.17%	-4.08%

注（１）海外渡航者数は歴年ごとに取りまとめたもの。

（２）死亡者数及び負傷者数には、犯罪被害によるもののほか、事故・災害、疾病、自殺によるもの等が含まれる。

（３）海外渡航者数は法務省入国管理局統計を採用した。

3. 地域別援護件数・人数の推移総括表

年	アジア		大洋州		北米		中南米		欧州		中東		アフリカ		総数	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
2006年	6,911	7,845	816	914	2,906	3,096	605	864	4,652	5,001	270	495	363	556	16,523	18,771
前年比増減率	10.35%	11.55%	-23.09%	-23.32%	2.58%	-29.22%	-19.97%	-10.09%	4.75%	-3.06%	-3.91%	54.21%	13.44%	20.09%	3.56%	-3.75%
2007年	6,924	7,618	731	793	2,732	2,877	734	923	4,210	4,630	245	278	388	524	15,964	17,643
前年比増減率	0.19%	-2.89%	-10.42%	-13.24%	-5.99%	-7.07%	21.32%	6.83%	-9.50%	-7.42%	-9.26%	-43.84%	6.89%	-5.76%	-3.38%	-6.01%
2008年	6,941	7,549	768	824	3,271	3,485	754	1,043	3,931	4,343	293	328	406	526	16,364	18,098
前年比増減率	0.25%	-0.91%	5.06%	3.91%	19.73%	21.13%	2.72%	13.00%	-6.63%	-6.20%	19.59%	17.99%	4.64%	0.38%	2.51%	2.58%
2009年	7,305	8,042	734	769	3,409	3,840	736	941	4,056	4,428	291	341	432	482	16,963	18,843
前年比増減率	5.24%	6.53%	-4.43%	-6.67%	4.22%	10.19%	-2.39%	-9.78%	3.18%	1.96%	-0.68%	3.96%	6.40%	-8.37%	3.66%	4.12%
2010年	7,535	8,163	679	726	3,544	3,966	701	999	4,287	5,128	355	424	414	476	17,515	19,882
前年比増減率	3.15%	1.50%	-7.49%	-5.59%	3.96%	3.28%	-4.76%	6.16%	5.70%	15.81%	21.99%	24.34%	-4.17%	-1.24%	3.25%	5.51%
2011年	6,760	7,143	625	703	4,291	5,021	842	1,103	3,924	4,174	233	391	418	998	17,093	19,533
前年比増減率	-10.29%	-12.50%	-7.95%	-3.17%	21.08%	26.60%	20.11%	10.41%	-8.47%	-18.60%	-34.37%	-7.78%	0.97%	109.66%	-2.41%	-1.76%
2012年	6,746	7,172	528	558	5,106	5,929	835	1,276	4,366	4,737	250	277	388	429	18,219	20,378
前年比増減率	-0.21%	0.41%	-15.52%	-20.63%	18.99%	18.08%	-0.83%	15.68%	11.26%	13.49%	7.30%	-29.16%	-7.18%	-57.01%	6.59%	4.33%
2013年	6,466	6,794	466	494	4,976	5,545	974	1,634	4,363	4,657	230	246	321	376	17,796	19,746
前年比増減率	-4.15%	-5.27%	-11.74%	-11.47%	-2.55%	-6.48%	16.65%	28.06%	-0.07%	-1.69%	-8.00%	-11.19%	-17.27%	-12.35%	-2.32%	-3.10%
2014年	5,985	6,245	494	528	5,660	6,853	1,028	1,787	4,328	4,573	295	311	333	427	18,123	20,724
前年比増減率	-7.44%	-8.08%	6.01%	6.88%	13.75%	23.59%	5.54%	9.36%	-0.80%	-1.80%	28.26%	26.42%	3.74%	13.56%	1.84%	4.95%
2015年	6,160	6,540	467	491	5,815	6,850	848	1,488	4,198	4,436	228	250	297	332	18,013	20,387
前年比増減率	2.92%	4.72%	-5.47%	-7.01%	2.74%	-0.04%	-17.51%	-16.73%	-3.00%	-3.00%	-22.71%	-19.61%	-10.81%	-22.25%	-0.61%	-1.63%

注: 下段は対前年比増減率

4. 援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数	順位	在外公館名	件数
1	在タイ日本国大使館	1,028 件	11	在大韓民国日本国大使館	326 件
2	在フィリピン日本国大使館	974 件	12	在中華人民共和国日本国大使館	324 件
3	在上海日本国総領事館	927 件	13	在香港日本国総領事館	311 件
4	在ロサンゼルス日本国総領事館	752 件	14	在バンクーバー日本国総領事館	292 件
5	在ニューヨーク日本国総領事館	669 件	15	在イタリア日本国大使館	291 件
6	在英国日本国大使館	591 件	16	在サンフランシスコ日本国総領事館	273 件
7	在ホノルル日本国総領事館	525 件	17	在シアトル日本国総領事館	268 件
8	在フランス日本国大使館	502 件	18	在ハガツニャ日本国総領事館	241 件
9	在バルセロナ日本国総領事館	416 件	19	在ボストン日本国総領事館	233 件
10	在デュッセルドルフ日本国総領事館	371 件	20	在ヒューストン日本国総領事館	232 件

※大使館、総領事館、領事事務所等のうち、援護件数の多い上位20公館を掲載。

5. 2015年（平成27年）の主な事件・事故の事例

（1）事故・災害

- 航空事故
 - 1月 米国・フロリダ州において、訓練中のセスナが墜落し、邦人1名が死亡した。
 - 3月 フランス南東部において、航空機が墜落し、邦人2名が死亡した。
- レジャー事故
 - 4月 カナダ・アルバータ州において、スキー中の事故により、邦人1名が死亡した。
 - 7月 スイス・ペルン州において、パラグライダー中の事故により、邦人1名が死亡した。
 - 10月 コロンビア・ナリーニョ県において、パラグライダー中の事故により、邦人1名が死亡した。
 - 12月 オーストラリア・クイーンズランド州において、散策中滝壺に滑落し、邦人1名が死亡した。
- 登山事故
 - 8月 英国・ロージアン州において、トレッキング中の事故により、邦人1名が死亡した。
- 水難事故
 - 2月 オーストラリア・ニューサウスウェールズ州において、サメに襲われ、邦人1名が死亡した。
 - 3月 モルディブにおいて、遊泳中の事故により、邦人1名が死亡した。
 - 5月 オーストラリア・クイーンズランド州において、海中から浮上した際に意識を失い、邦人1名が死亡した。
 - 6月 インドネシア・バリ州において、サーフィン中の事故により、邦人1名が死亡した。
- 交通事故
 - 6月 米国・アリゾナ州において、バイクで移動するツアーに参加していた邦人数名のうち1名のバイクが土手に衝突し死亡。これを避けようとした邦人1名が負傷した。
 - 9月 米国・ワシントン州において、チャーターバスと観光客を乗せた水陸両用バスが衝突、邦人1名が死亡、邦人7名が負傷した。
 - 12月 アイスランド南東部において、邦人4名を乗せた乗用車が乗用車と衝突、邦人4名が死傷した。
- 作業事故
 - 3月 ニュージーランドにおいて、クレーン車で作業していた邦人1名が作業物資との間に挟まれ、死亡した。
- 自然災害
 - 4月 ネパール・エベレストにおいて、地震に伴う雪崩により、邦人1名が死亡した。
 - 6月 マレーシア・キナバル山において、地震の影響により、邦人1名が死亡した。

（2）犯罪被害

- テロ シリアにおいて、テロ組織に誘拐された邦人2名が殺害された。また、チュニジアにおいて、博物館を見学していた邦人が武装したテロリストの襲撃に会い、死傷する事件が発生した他、バングラデシュのロングプール県において車に乗車していた邦人がISISを名乗る組織の人物から銃撃を受けた。
- 殺人・強盗致死 「海外で邦人が被害者となった主な殺人事件」（P. 6）参照
- 強盗・同未遂 路上強奪等の一般的な強盗が最も多く、侵入強盗、羽交い締め・首締め強盗、睡眠薬強盗、車両強盗と続く。
- 窃盗・同未遂 スリが最も多く、置き引き、車上狙い、ひったくり、空き巣と続く。スリと置き引きで全体の約7割を占める。
- 傷害・暴行 路上での一方的な暴行やケンカ等の一般的な傷害・暴行が大半を占め、成人に対するDV、未成年に対するDVと続く。
- 詐欺・同未遂 暴力キャッチパーが最も多く、偽警察官・ガイド、いかさま賭博、商品詐欺、419詐欺と続く。

6. 主な犯罪加害及びその他の事例の特徴

(1) 犯罪加害

- 出入国・査証関係犯罪 不法滞在が大半を占める。
- 傷害・暴行 喧嘩等と家庭内暴力で大半を占める。
- 道路交通法違反 スピード違反が大半を占める。

(2) その他の事例

- 傷 病 746人のうち、アジア地域が全体の約7割を占める。疾病等による死亡者は406人を数え、全死亡者の約9割を占める。
- 精神障害 179人のうち、アジア地域と欧州地域で全体の約7割を占める。その他の地域では、北米地域は全体の約2割を占める。
- 困 窮 379人のうち、アジア地域が全体の約7割を占める。
- 遺 失 本人の不注意によるものが大半を占める。
- 所在調査 遺産相続、不動産登記、用地買収、未納地方税徴収等のため、海外に転出した邦人に連絡を取る必要がある場合、弁護士法23条の2による照会、官公庁、裁判所及び三親等以内の親族よりの所在調査依頼がある。なお、北米地域及び中南米地域については、戦前・戦後に移民したと思われる邦人の調査が多く含まれている。

7. 海外で邦人が被害者となった主な殺人事件

- 1月 メキシコ・バハカリフォルニア州において、邦人が殺害された。
- 2月 米国・カリフォルニア州において、邦人が殺害された。
- 5月 フィリピン・マニラ首都圏において、邦人が殺害された。
- 9月 インドネシア・ジャカルタ首都特別州において、邦人が殺害された。
- 10月 タイ・アントーン県において、邦人が殺害された。
- 10月 ブラジル・サンパウロ州において、邦人が殺害された。
- 12月 オーストラリア・クイーンズランド州において、邦人が殺害された。

事故・災害・事件等の性別・年齢別統計(1)

「全事項(事故・災害・事件等)」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	6,540	4,730	1,548	262	360	925	1,099	1,137	948	790	493	788	2,531	2,462	1,547
大洋州	491	199	260	32	47	133	73	77	60	24	16	61	262	83	146
北米	6,850	2,539	4,115	196	161	745	668	1,014	743	776	2,230	513	1,851	1,053	3,946
中南米	1,488	683	724	81	5	106	101	63	78	179	856	100	392	229	867
欧州	4,436	2,249	1,940	247	180	806	735	640	546	491	258	780	1,268	2,734	434
中東	250	156	85	9	12	82	58	40	15	15	10	18	71	174	5
アフリカ	332	188	98	46	6	77	71	48	25	14	9	82	165	145	22
計	20,387	10,744	8,770	873	771	2,874	2,805	3,019	2,415	2,289	3,872	2,342	6,540	6,880	6,967

「犯罪加害」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	319	221	33	65	4	32	64	64	43	26	10	76	89	70	160
大洋州	5	2	2	1	0	0	2	1	0	0	0	2	4	1	0
北米	89	59	26	4	2	26	18	15	8	4	0	16	38	37	14
中南米	5	4	1	0	1	0	1	2	1	0	0	0	2	3	0
欧州	31	18	12	1	2	7	4	7	6	1	3	1	18	12	1
中東	3	3	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3	0	0
アフリカ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	452	307	74	71	9	66	89	89	59	32	13	95	154	123	175

「犯罪被害」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	1,321	941	331	49	48	275	296	260	176	94	38	134	447	724	150
大洋州	134	64	62	8	8	54	32	14	5	4	0	17	110	21	3
北米	582	289	284	9	47	193	113	87	41	22	8	71	218	353	11
中南米	234	133	80	21	2	63	61	33	22	12	9	32	78	141	15
欧州	2,565	1,407	1,093	65	103	522	451	410	367	346	154	212	476	1,960	129
中東	53	35	14	4	1	19	15	6	2	2	2	6	8	43	2
アフリカ	167	98	53	16	2	39	43	23	11	8	4	37	96	69	2
計	5,056	2,967	1,917	172	211	1,165	1,011	833	624	488	215	509	1,433	3,311	312

事故・災害・事件等の性別・年齢別統計(2)

「傷病」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	502	413	83	6	9	15	13	55	94	144	147	25	281	145	76
大洋州	9	3	5	1	0	3	1	1	0	1	1	2	7	1	1
北米	94	57	34	3	0	4	5	10	10	21	28	16	60	20	14
中南米	21	14	7	0	2	2	2	0	4	3	8	0	8	13	0
欧州	92	48	37	7	1	7	10	10	10	14	20	20	37	55	0
中東	4	1	2	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	4	0
アフリカ	24	15	6	3	0	4	2	4	1	2	3	8	12	12	0
計	746	551	174	21	12	35	33	82	119	185	208	72	405	250	91

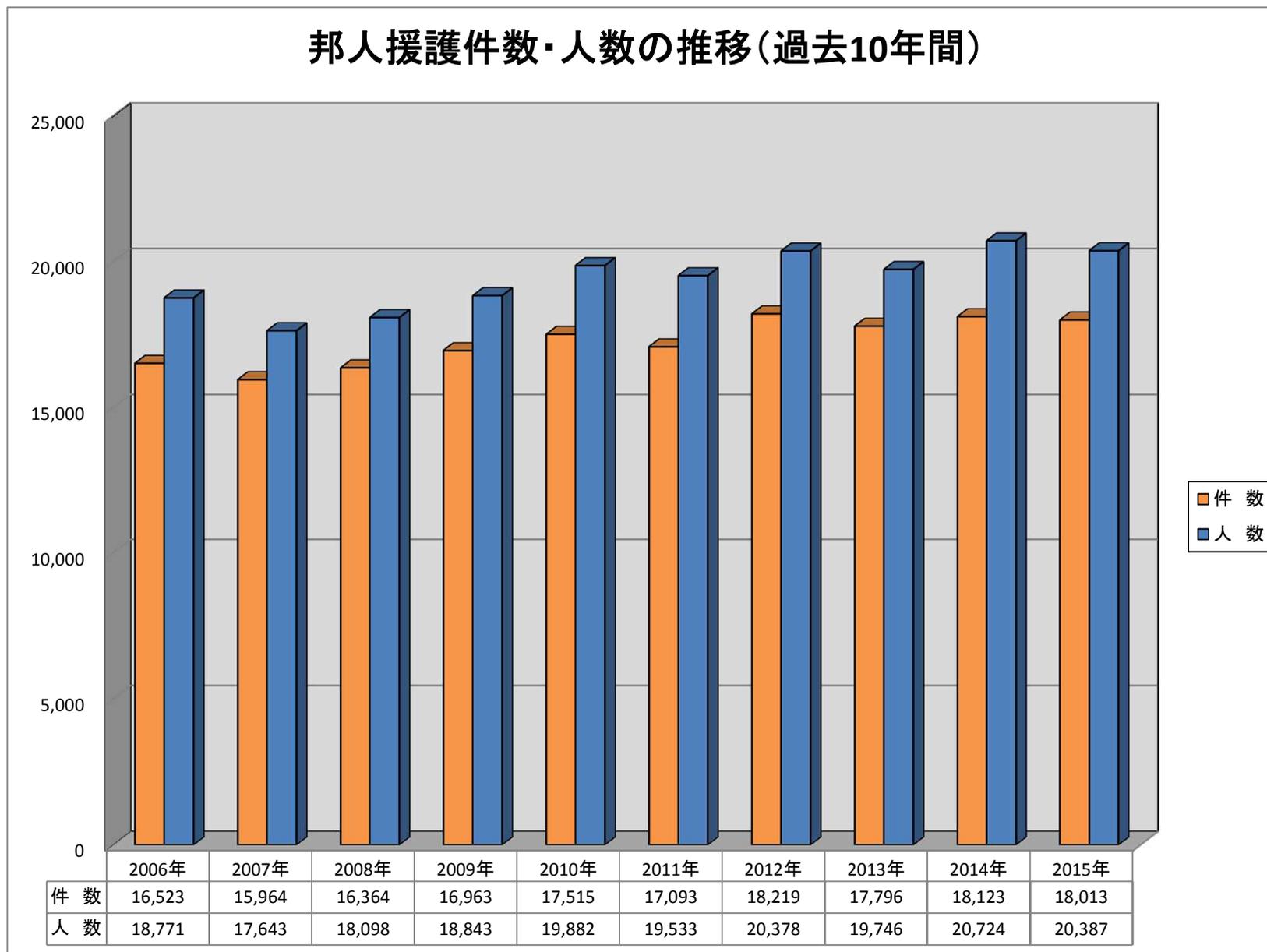
「困窮」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	265	217	46	2	29	44	25	30	37	51	37	12	151	84	30
大洋州	5	3	2	0	3	0	1	1	0	0	0	0	3	2	0
北米	40	20	19	1	2	7	4	8	7	3	5	4	18	19	3
中南米	11	9	2	0	0	5	0	2	0	1	3	0	3	8	0
欧州	43	25	15	3	3	8	5	7	10	4	1	5	6	35	2
中東	8	7	1	0	0	3	0	1	1	2	1	0	0	8	0
アフリカ	7	4	3	0	1	1	0	0	1	1	1	2	4	3	0
計	379	285	88	6	38	68	35	49	56	62	48	23	185	159	35

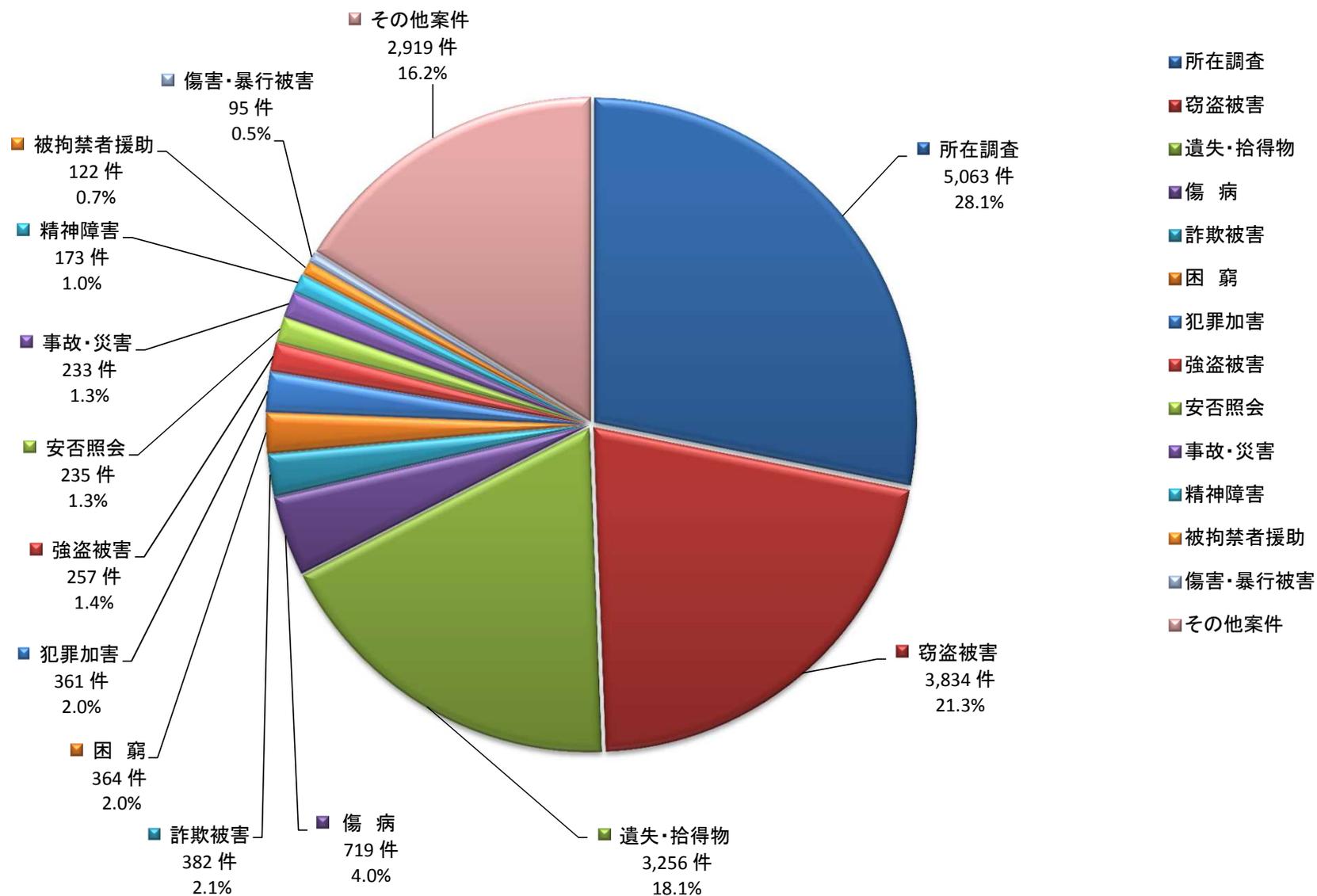
「遺失・拾得物」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	1,575	1,126	407	42	129	342	364	299	188	108	56	89	479	918	178
大洋州	110	48	60	2	33	43	15	5	5	1	2	6	76	32	2
北米	775	437	335	3	77	310	153	92	56	44	27	16	323	439	13
中南米	31	17	14	0	0	9	7	5	5	2	2	1	6	25	0
欧州	798	397	292	109	41	164	144	93	57	64	38	197	265	428	105
中東	24	14	10	0	0	12	5	1	1	2	3	0	4	20	0
アフリカ	5	4	1	0	0	1	2	1	0	0	1	0	2	3	0
計	3,318	2,043	1,119	156	280	881	690	496	312	221	129	309	1,155	1,865	298

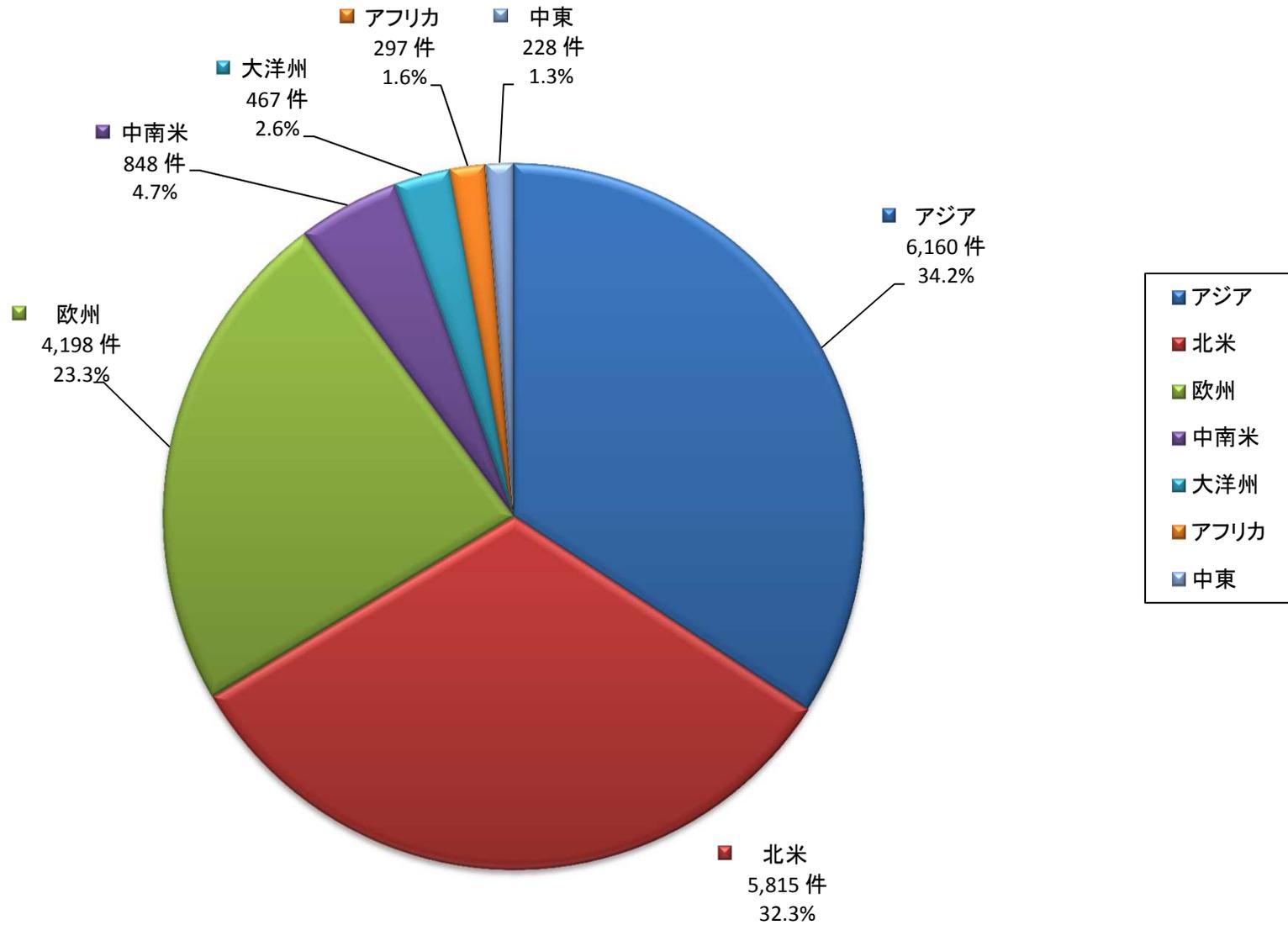
II. 海外邦人援護統計の推移と2013年の内訳(グラフ)



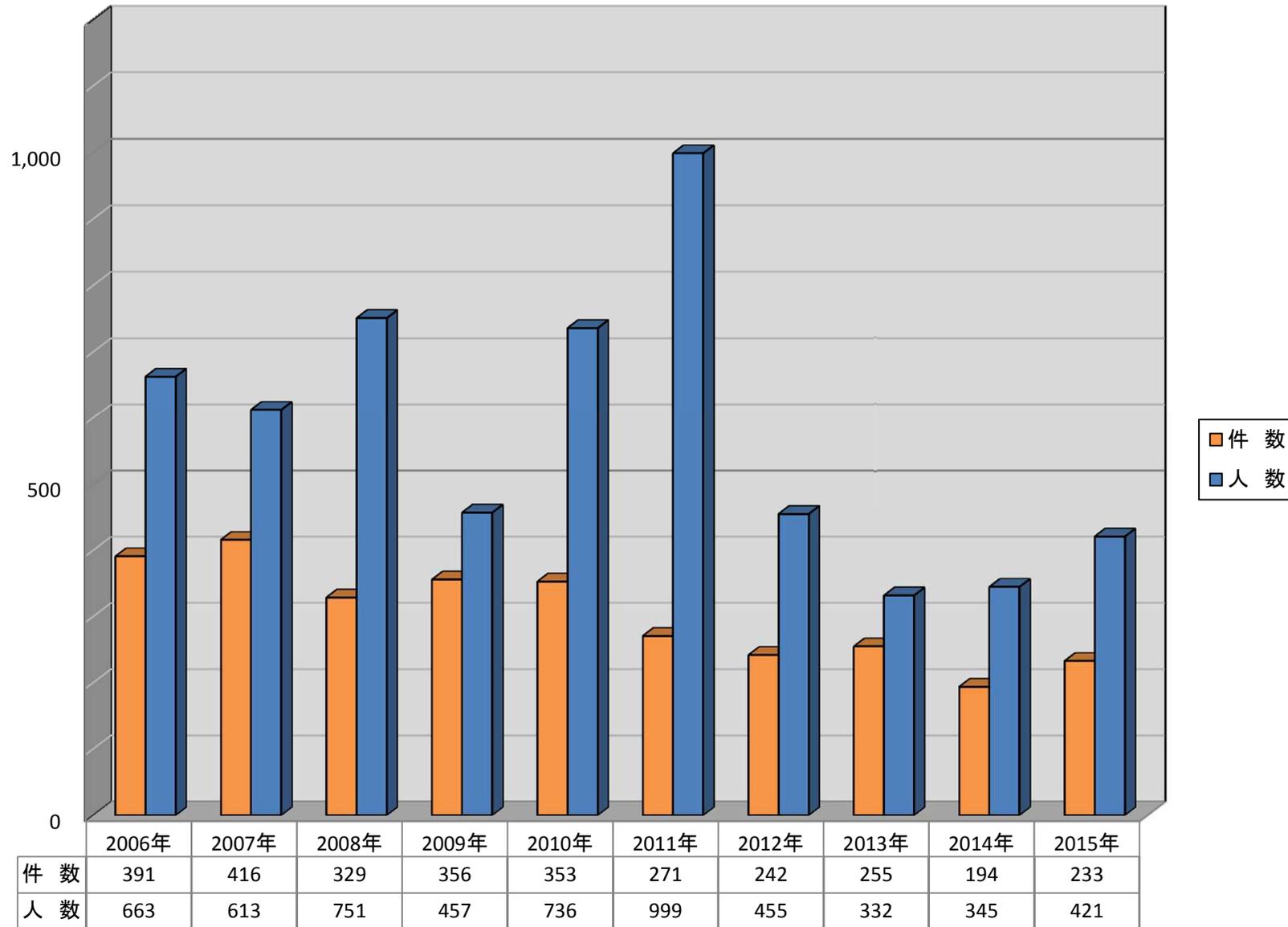
2015年海外邦人援護件数の事件別内訳



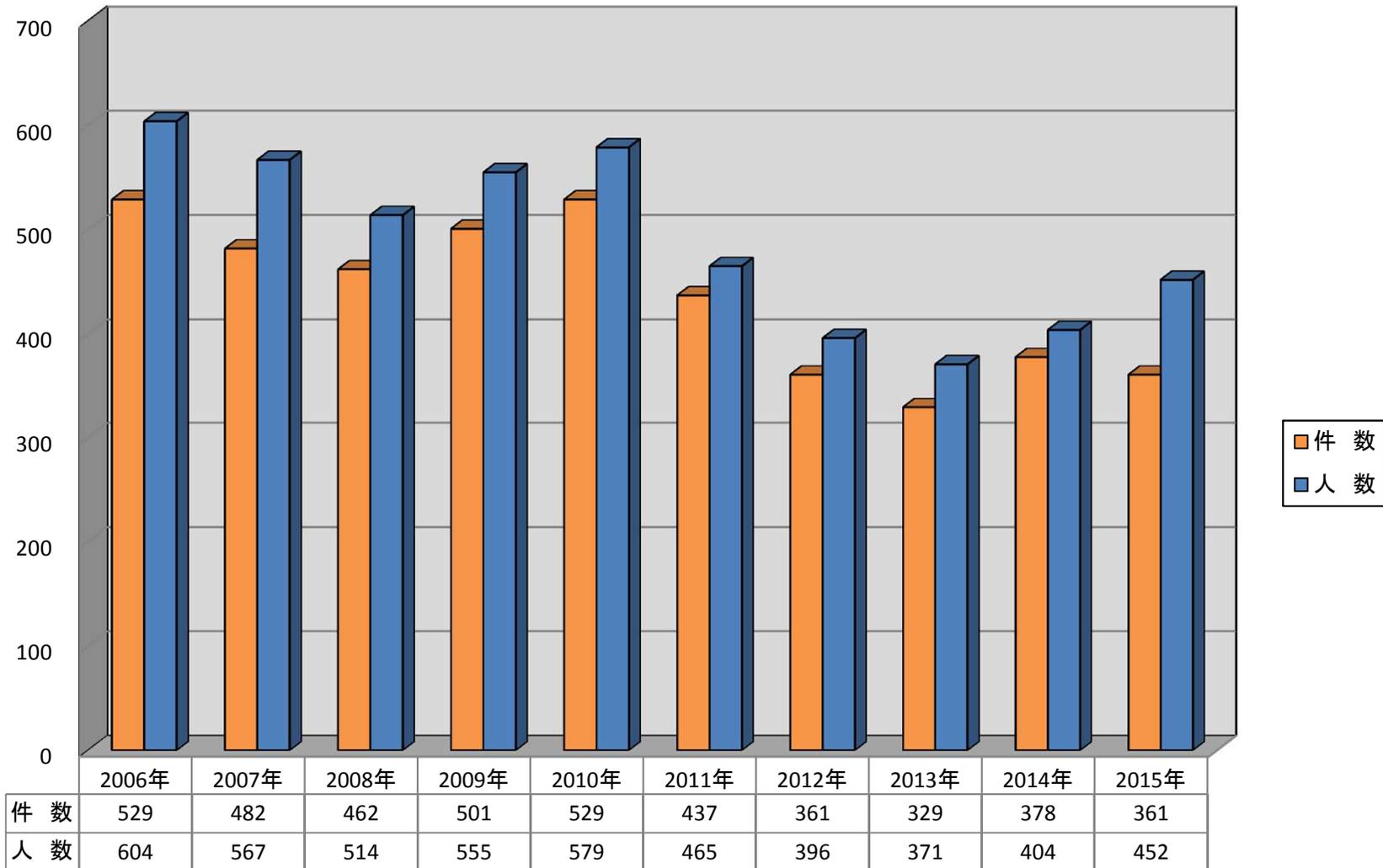
2015年海外邦人援護統計の地域別内訳



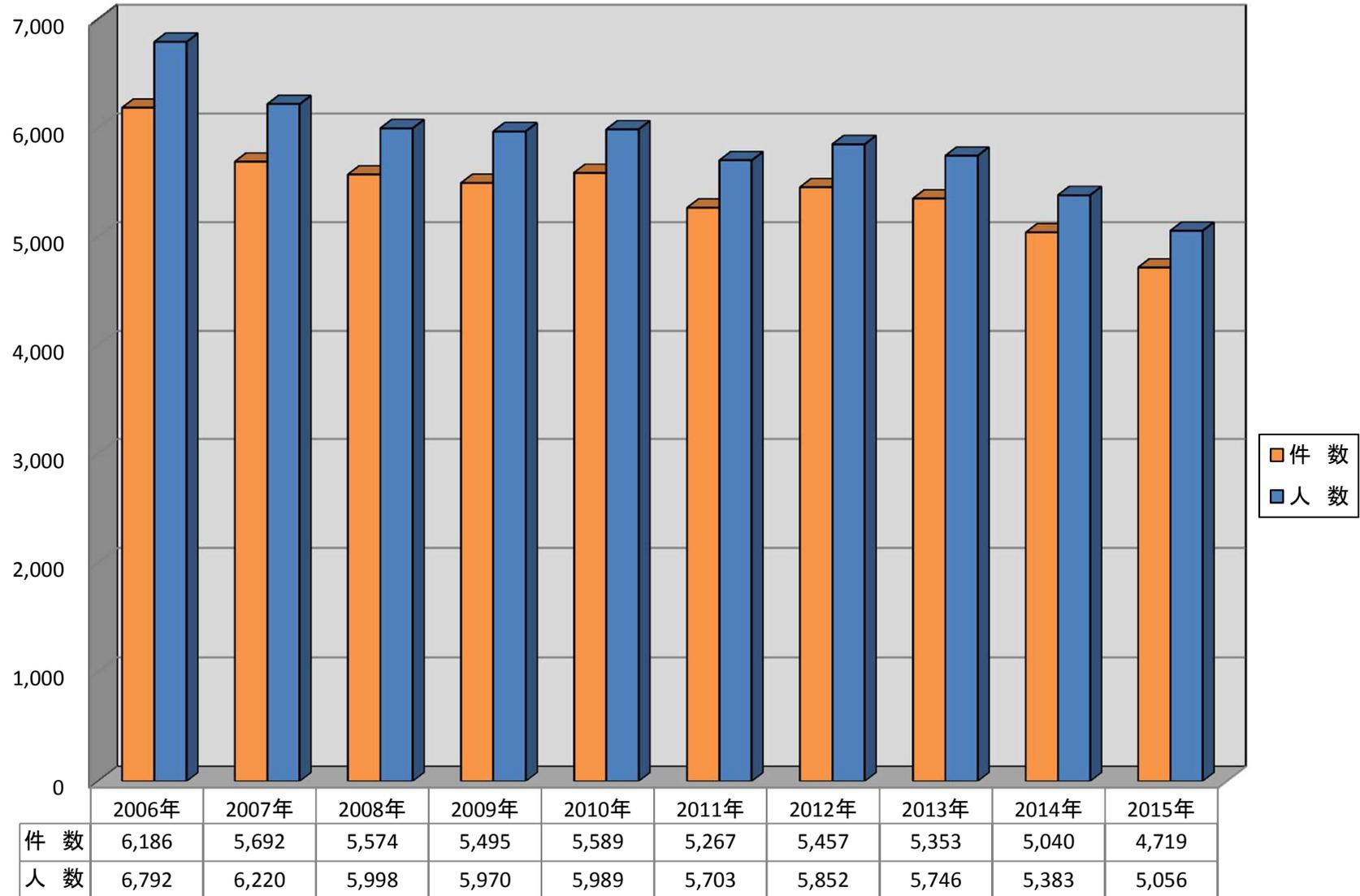
邦人援護件数・人数(事故・災害)



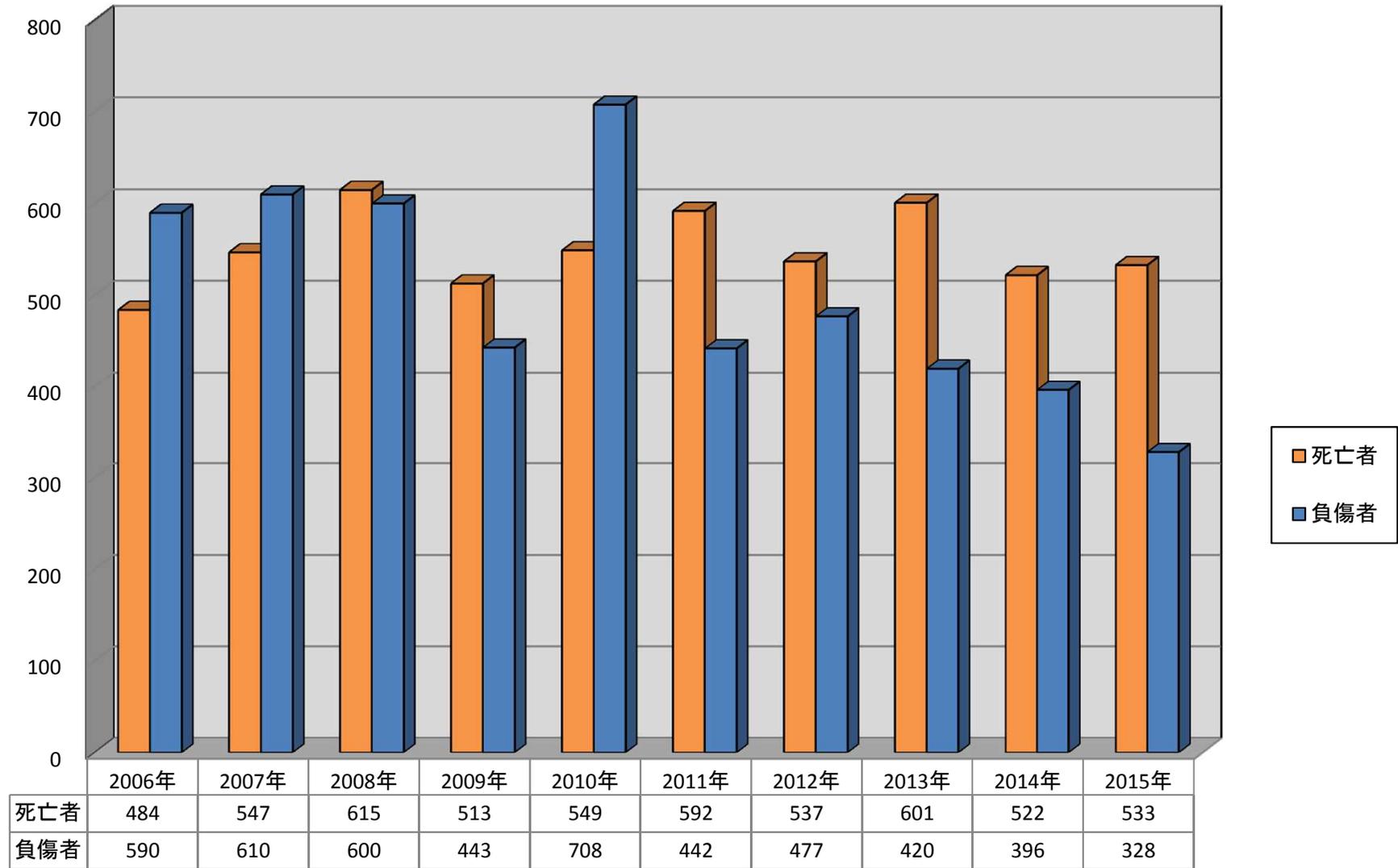
邦人援護件数・人数(犯罪加害)



邦人援護件数・人数(犯罪被害)



邦人援護件数・人数(死亡者・負傷者)



事故・災害・事件等統計表 2015年【全世界】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）						III. その他（新規事案及び継続事案）											
						加害			被害														
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	38	41	22	10	9	殺人	3	3	1	0	2	殺人	14	16	12	3	1	傷病	719	746	406	64	276
交通機関事故	116	151	20	88	43	麻薬	25	28	0	0	28	傷害・暴行	95	108	0	61	47	精神障害	173	179	0	1	178
自然災害	18	47	2	1	44	傷害・暴行	53	59	0	1	58	強姦・強制猥褻	33	34	0	2	32	自殺・同未遂	60	60	46	3	11
作業事故	7	7	3	4	0	強姦・強制猥褻	9	9	0	0	9	脅迫・恐喝	53	54	0	0	54	困窮	364	379	0	0	379
戦闘・暴動・クーデター	7	20	0	0	20	脅迫・恐喝	6	6	0	0	6	強盗・強奪	257	280	0	45	235	遺失・拾得物	3,256	3,318	0	0	3,318
その他	47	155	14	17	124	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	3,834	4,100	0	20	4,080	被拘禁者援助	122	126	0	0	126
						窃盗	29	31	0	0	31	詐欺	382	406	0	2	404	所在調査	5,063	6,453	0	0	6,453
						詐欺	19	21	0	0	21	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	235	252	0	0	252
						外為法・関税法	19	24	0	0	24	テロ	3	10	6	4	0	行方不明	53	55	0	0	55
						出入国・査証関係犯罪	73	136	0	0	136	その他	48	48	0	0	48	その他	2,655	2,890	1	2	2,887
						道路交通法違反	38	38	0	0	38												
						売買春	13	14	0	0	14												
						銃刀法	5	5	0	0	5												
						その他	69	78	0	0	78												
計	233	421	61	120	240	計	361	452	1	1	450	計	4,719	5,056	18	137	4,901	計	12,700	14,458	453	70	13,935
																		総計	18,013	20,387	533	328	19,526

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【アジア地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯 罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加 害					被 害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	15	18	9	3	6	殺人	1	1	0	0	1	殺人	8	9	6	3	0	傷病	489	502	309	38	155
交通機関事故	56	74	7	51	16	麻薬	16	19	0	0	19	傷害・暴行	51	59	0	34	25	精神障害	67	72	0	1	71
自然災害	8	15	2	1	12	傷害・暴行	30	30	0	0	30	強姦・強制猥褻	10	11	0	0	11	自殺・同未遂	27	27	23	0	4
作業事故	2	2	2	0	0	強姦・強制猥褻	5	5	0	0	5	脅迫・恐喝	29	33	0	0	33	困窮	258	265	0	0	265
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	2	2	0	0	2	強盗・強奪	78	80	0	9	71	遺失・拾得物	1,549	1,575	0	0	1,575
その他	12	17	4	6	7	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	823	850	0	7	843	被拘禁者援助	87	88	0	0	88
						窃盗	18	20	0	0	20	詐欺	245	261	0	2	259	所在調査	559	584	0	0	584
						詐欺	17	19	0	0	19	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	129	139	0	0	139
						外為法・関税法	17	22	0	0	22	テロ	1	1	1	0	0	行方不明	16	16	0	0	16
						出入国・査証関係犯罪	48	111	0	0	111	その他	17	17	0	0	17	その他	1,389	1,506	1	0	1,505
						道路交通法違反	16	16	0	0	16												
						売買春	13	14	0	0	14												
						銃刀法	4	4	0	0	4												
						その他	48	56	0	0	56												
計	93	126	24	61	41	計	235	319	0	0	319	計	1,262	1,321	7	55	1,259	計	4,570	4,774	333	39	4,402
																		総計	6,160	6,540	364	155	6,021

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【大洋州地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加害					被害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	6	6	5	1	0	殺人	1	1	1	0	0	殺人	1	1	1	0	0	傷病	9	9	3	1	5
交通機関事故	3	3	0	1	2	麻薬	1	1	0	0	1	傷害・暴行	6	6	0	3	3	精神障害	5	5	0	0	5
自然災害	0	0	0	0	0	傷害・暴行	0	0	0	0	0	強姦・強制猥褻	8	8	0	1	7	自殺・同未遂	3	3	2	0	1
作業事故	1	1	1	0	0	強姦・強制猥褻	1	1	0	0	1	脅迫・恐喝	3	3	0	0	3	困窮	5	5	0	0	5
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	強盗・強奪	11	12	0	7	5	遺失・拾得物	104	110	0	0	110
その他	2	7	0	0	7	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	85	87	0	1	86	被拘禁者援助	2	2	0	0	2
						窃盗	0	0	0	0	0	詐欺	13	13	0	0	13	所在調査	135	135	0	0	135
						詐欺	0	0	0	0	0	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	10	16	0	0	16
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	0	0	0	0	0	行方不明	1	1	0	0	1
						出入国・査証関係犯罪	2	2	0	0	2	その他	4	4	0	0	4	その他	45	49	0	0	49
						道路交通法違反	0	0	0	0	0												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	0	0	0	0	0												
計	12	17	6	2	9	計	5	5	1	0	4	計	131	134	1	12	121	計	319	335	5	1	329
																		総計	467	491	13	15	463

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【北米地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）						III. その他（新規事案及び継続事案）											
						加害			被害														
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	9	9	4	4	1	殺人	0	0	0	0	0	殺人	2	2	1	0	1	傷病	86	94	56	9	29
交通機関事故	29	40	6	23	11	麻薬	6	6	0	0	6	傷害・暴行	20	24	0	9	15	精神障害	37	38	0	0	38
自然災害	2	2	0	0	2	傷害・暴行	16	22	0	1	21	強姦・強制猥褻	5	5	0	0	5	自殺・同未遂	13	13	9	2	2
作業事故	1	1	0	1	0	強姦・強制猥褻	1	1	0	0	1	脅迫・恐喝	6	5	0	0	5	困窮	37	40	0	0	40
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	2	2	0	0	2	強盗・強奪	25	28	0	8	20	遺失・拾得物	762	775	0	0	775
その他	11	74	2	3	69	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	386	467	0	3	464	被拘禁者援助	26	29	0	0	29
						窃盗	6	6	0	0	6	詐欺	42	42	0	0	42	所在調査	3,719	4,489	0	0	4,489
						詐欺	1	1	0	0	1	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	40	40	0	0	40
						外為法・関税法	2	2	0	0	2	テロ	0	0	0	0	0	行方不明	15	17	0	0	17
						出入国・査証関係犯罪	14	14	0	0	14	その他	8	9	0	0	9	その他	452	518	0	0	518
						道路交通法違反	18	18	0	0	18												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	16	17	0	0	17												
計	52	126	12	31	83	計	82	89	0	1	88	計	494	582	1	20	561	計	5,187	6,053	65	11	5,977
																		総計	5,815	6,850	78	63	6,709

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【中南米地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯 罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加 害					被 害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	1	1	1	0	0	殺人	0	0	0	0	0	殺人	2	3	3	0	0	傷病	20	21	8	3	10
交通機関事故	2	2	0	1	1	麻薬	1	1	0	0	1	傷害・暴行	1	1	0	1	0	精神障害	0	0	0	0	0
自然災害	6	15	0	0	15	傷害・暴行	1	1	0	0	1	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	自殺・同未遂	3	3	2	0	1
作業事故	2	2	0	2	0	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	3	1	0	0	1	困窮	10	11	0	0	11
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	強盗・強奪	64	72	0	9	63	遺失・拾得物	31	31	0	0	31
その他	6	41	1	3	37	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	153	148	0	0	148	被拘禁者援助	0	0	0	0	0
						窃盗	1	1	0	0	1	詐欺	6	8	0	0	8	所在調査	474	1,061	0	0	1,061
						詐欺	0	0	0	0	0	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	6	6	0	0	6
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	0	0	0	0	0	行方不明	1	1	0	0	1
						出入国・査証関係犯罪	2	2	0	0	2	その他	1	1	0	0	1	その他	51	54	0	2	52
						道路交通法違反	0	0	0	0	0												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	0	0	0	0	0												
計	17	61	2	6	53	計	5	5	0	0	5	計	230	234	3	10	221	計	596	1,188	10	5	1,173
																		総計	848	1,488	15	21	1,452

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【欧州地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加害					被害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	6	6	3	2	1	殺人	1	1	0	0	1	殺人	1	1	1	0	0	傷病	87	92	25	11	56
交通機関事故	13	17	4	11	2	麻薬	1	1	0	0	1	傷害・暴行	13	14	0	11	3	精神障害	59	59	0	0	59
自然災害	0	0	0	0	0	傷害・暴行	5	5	0	0	5	強姦・強制猥褻	8	8	0	1	7	自殺・同未遂	11	11	8	1	2
作業事故	0	0	0	0	0	強姦・強制猥褻	2	2	0	0	2	脅迫・恐喝	3	3	0	0	3	困窮	39	43	0	0	43
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	2	2	0	0	2	強盗・強奪	37	40	0	4	36	遺失・拾得物	782	798	0	0	798
その他	13	13	6	4	3	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	2,282	2,441	0	6	2,435	被拘禁者援助	2	2	0	0	2
						窃盗	4	4	0	0	4	詐欺	40	46	0	0	46	所在調査	171	179	0	0	179
						詐欺	1	1	0	0	1	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	42	43	0	0	43
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	0	0	0	0	0	行方不明	16	16	0	0	16
						出入国・査証関係犯罪	7	7	0	0	7	その他	12	12	0	0	12	その他	530	561	0	0	561
						道路交通法違反	4	4	0	0	4												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	1	1	0	0	1												
						その他	3	3	0	0	3												
計	32	36	13	17	6	計	31	31	0	0	31	計	2,396	2,565	1	22	2,542	計	1,739	1,804	33	12	1,759
																		総計	4,198	4,436	47	51	4,338

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【中東地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）						III. その他（新規事案及び継続事案）											
						加 害			被 害														
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	0	0	0	0	0	殺人	0	0	0	0	0	殺人	0	0	0	0	0	傷病	4	4	2	0	2
交通機関事故	2	2	2	0	0	麻薬	0	0	0	0	0	傷害・暴行	2	2	0	1	1	精神障害	3	3	0	0	3
自然災害	0	0	0	0	0	傷害・暴行	1	1	0	0	1	強姦・強制猥褻	2	2	0	0	2	自殺・同未遂	2	2	1	0	1
作業事故	1	1	0	1	0	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	困窮	8	8	0	0	8
戦闘・暴動・クーデター	4	11	0	0	11	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	強盗・強奪	1	1	0	0	1	遺失・拾得物	23	24	0	0	24
その他	2	2	1	0	1	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	10	10	0	0	10	被拘禁者援助	1	1	0	0	1
						窃盗	0	0	0	0	0	詐欺	31	31	0	0	31	所在調査	3	3	0	0	3
						詐欺	0	0	0	0	0	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	3	3	0	0	3
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	1	2	2	0	0	行方不明	4	4	0	0	4
						出入国・査証関係犯罪	0	0	0	0	0	その他	6	5	0	0	5	その他	112	126	0	0	126
						道路交通法違反	0	0	0	0	0												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	2	2	0	0	2												
計	9	16	3	1	12	計	3	3	0	0	3	計	53	53	2	1	50	計	163	178	3	0	175
																		総計	228	250	8	2	240

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【アフリカ地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯 罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加 害					被 害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	1	1	0	0	1	殺人	0	0	0	0	0	殺人	0	0	0	0	0	傷病	24	24	3	2	19
交通機関事故	11	13	1	1	11	麻薬	0	0	0	0	0	傷害・暴行	2	2	0	2	0	精神障害	2	2	0	0	2
自然災害	2	15	0	0	15	傷害・暴行	0	0	0	0	0	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	自殺・同未遂	1	1	1	0	0
作業事故	0	0	0	0	0	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	9	9	0	0	9	困窮	7	7	0	0	7
戦闘・暴動・クーデター	3	9	0	0	9	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	強盗・強奪	41	47	0	8	39	遺失・拾得物	5	5	0	0	5
その他	1	1	0	1	0	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	95	97	0	3	94	被拘禁者援助	4	4	0	0	4
						窃盗	0	0	0	0	0	詐欺	5	5	0	0	5	所在調査	2	2	0	0	2
						詐欺	0	0	0	0	0	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	5	5	0	0	5
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	1	7	3	4	0	行方不明	0	0	0	0	0
						出入国・査証関係犯罪	0	0	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	その他	76	76	0	0	76
						道路交通法違反	0	0	0	0	0												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	0	0	0	0	0												
計	18	39	1	2	36	計	0	0	0	0	0	計	153	167	3	17	147	計	126	126	4	2	120
																		総計	297	332	8	21	303

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

海外安全官民協力会議 第57回幹事会開催結果

1. 日時：平成29年2月24日（金）14時～15時

2. 場所：外務省（272国際会議室）

3. 出席者：幹事会メンバー 26名

オブザーバー 1名

領事局政策課長

森川 徹

領事局海外邦人安全課長

石瀬 素行

領事局邦人テロ対策室首席事務官

江端 康行

4. 会議議事次第

（1）最近の地域情勢

①メキシコ及びマリの一部地域及びガンビア全土の危険レベル引き上げ【石瀬領安長】

（2）在外邦人の安全確保に向けた取組

①春の海外安全強化月間キャンペーン【森川領政長】

②海外安全対策の対外発信事業【石瀬領安長】

③サンパウロでの邦人殺害事件発生に伴う注意喚起【石瀬領安長】

④大使による任国治安情勢ブリーフィング【江端領対首席事務官】

（3）連絡事項

①ナイジェリアのアブジャ空港の一時閉鎖について【石瀬領安長】

（4）質疑応答・その他

5. 議事要旨

（1）最近の案件

①メキシコ及びマリの一部地域及びガンビア全土の危険レベル引き上げ【石瀬領安長】

メキシコ一部地域の危険レベルを引き上げた。メキシコ全土に誘拐の脅威が増しており、行動パターンを常に変え、狙われにくくする等の対策を心がけるよう注意喚起を行っている。これを踏まえた上で、ゲレロ州（タスコ市を除く）は観光地を含めた殺人事件の急増に伴いレベル2（不要不急の渡航は止めてください）に、コリマ州及

びゲレロ州（タスコ市）は近年の治安の悪化と今後更なる悪化の可能性があることに伴いレベル1（十分注意してください）に引き上げた。

アフリカのマリについては、首都バマコ市の周辺地域をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。マリ北部等では、依然としてマリ政府の統治が及んでおらず、イスラム過激派武装勢力等によるテロ、誘拐事件が続発していることから、不測の事態に巻き込まれるといった脅威度が高いこと、また、首都バマコ市周辺地域においては、2016年10月、バマコ市から30キロ離れた幹線道路料金所への武装襲撃が発生するなど、治安状況の悪化が見受けられていることに加え、テロの標的となる可能性も排除できない状況にあることがポイントとして挙げられる。

最後に、ガンビアについては元々危険情報を出しておらず、危険レベル0であったが、昨年末に選挙で敗れた大統領が一度受け入れた結果を認めないと表明し始めたことをきっかけに、アフリカの周辺国が軍事介入するという事態に至り、危険レベルを0から2、更に3に引き上げた。その後元大統領は国外へ亡命し、選挙で選ばれた新たな大統領が就任しているという状況を受け、危険レベルをレベル2に引き下げた。

（2）在外邦人の安全確保に向けた取組

①春の海外安全強化月間キャンペーン【森川領政長】

例年海外旅行者が多いのは8月であるが、それに匹敵するのが3月であり、外務省領事局では、3月1日～31日の期間に春の海外安全強化月間キャンペーンを行う。昨年のダッカ襲撃テロ事件や昨今若者が海外で事件や事故に巻き込まれる事案が多く発生しているということ踏まえ、安全情報を効果的に発信していく。

②海外安全対策の対外発信事業【石瀬領安長】

森川領政長より「春の海外安全強化月間キャンペーン」についての発言があったが、関連して3月（2月24日時点日付未定）に成田空港で「たびレジ」登録促進イベントを実施する。3月いっぱい、空港でのポスター掲示、成田空港へ向かう鉄道（成田エクスプレス・京成スカイライナー）でのCM放送及びインターネットやSNSを利用した広報活動を実施する。全国のパスポートセンター等でも啓発ポスターの掲示を行う予定であるが、官民協メンバーの皆様にもポスターを送付させていただくので、社内や支店等で掲示いただく等、ご協力をお願いしたい。ポスターには予備があるので、送付した以上に掲示していただける方はぜひご連絡いただきたい。

また、空港イベントの他に、調査の結果選定した20代～30代女性、50代～60代男性向けの雑誌（VISA 会員情報誌、TRANSIT、文藝春秋、CREA Traveller 及び a

nan) にも「たびレジ」特集ページを掲載する予定であり、ぜひご覧いただきたい。

また、「たびレジ」の小冊子を10万部作成し、無料配布する予定。本事業に関する皆様からのアイデアやご助言等あればご連絡頂けると幸いである。

③ サンパウロでの邦人殺害事件発生に伴う注意喚起【石瀬領安長】

ブラジルのサンパウロにおいて、ある特定の両替所で換金したあとに狙われるという事件が続出している。証拠がない中で両替所の名前を明示して注意喚起を行うということは非常に難しいが、外務省で出している注意喚起は、見る人が見れば該当の地区からどこの両替所かわかる記述となっている。容疑者が捕まり、その後1ヶ月程事件は起きていなかったが、最近また同様の事件が再発している。決して短期の旅行者だけが被害に遭っているわけではなく、駐在員も被害に遭っている。サンパウロだけが危険だというわけではないが、特にサンパウロのこの両替所に関する事案が大変目立っている状況であるので、この機会に改めて注意喚起させていただきたい。

④ 大使による任国治安情勢ブリーフィング【江端領対首席事務官】

2月13日に木寺駐フランス大使及び八木駐ドイツ大使による任国治安情勢ブリーフィングを行った。これは、ダッカ事件以降の日本企業の安全対策強化の一環として、様々な機会を捉えて安全対策や治安情勢等に関する企業向けの情報発信を行って行く中での取り組みである。昨年はトルコ、サウジアラビア及びエチオピア各国の駐在大使によるブリーフィングを行ったところ、110名以上の参加者が集まり大変好評であったが、今回も同等の参加者を得ることができた。内容は、まず冒頭に、能化領事局長による欧州全般のテロ情勢についての説明を行った。内容は、①欧州ほとんど全ての国がISILの標的となっており、ISILの広報誌ではテロの呼びかけを行っていること、②特に最近カレンダーに注意を払うことが重要であり、大きなイベントや宗教に関する記念日などを捉えてテロが起こるという傾向が強まっており、年末年始は、クリスマスやカウントダウン・イベント等が狙われるのではないかと懸念し、外務省から数回に渡って広域情報も発出していたが、実際にベルリンのクリスマスマーケットやイスタンブールのナイトクラブでテロ事件が発生していること、③この他、テロ情報の他には、外務省海外安全ホームページの見方の説明や、テロに関する注意事項、及び在留届や「たびレジ」への登録について説明を行った。

八木駐ドイツ大使からは、ベルリンのクリスマスマーケットにおけるテロ事件について、犯行現場の近くには日本企業が経営するレストラン等があり、事件発生時刻が20時頃だったことも考えると、日本人が巻き込まれなかったことは奇跡であり、今

後の対策が重要であるとの話があった。また、最近ではドイツに進出する日経企業が増えており、1800社あるが、最近の傾向は大都市の治安が悪化していることと、外国人の犯罪が増えている背景には、メルケル政権が移民を積極的に受け入れて来たことがあるのではないかと、また来年8月にハンブルグにてG20が行われるが、ハンブルグは左翼の力が強い土地なので懸念している旨の説明があった。

フランスの木寺大使からは、①フランスは警察国家であるため、日本では行えないような取り締まりを行っていること、②2024年のオリンピック・パラリンピックの招致に向けて、フランスではテロ対策に非常に力を入れていること、③日本の取り組みとしてERTの紹介があり、また、④フランスにおける日本の企業は活躍が目覚ましいので、オランダ大統領には、機会があるたびに日本の作るものはフランスの雇用につながっているということ伝えていく旨の説明があった。

配布している資料では、外務省が行っている情報発信について紹介しているので、社内で情報共有を行う等ぜひ積極的に活用いただきたい。後日、電子データも送付する。

(3) 連絡事項

①ナイジェリアのアブジャ空港の一時閉鎖について【石瀬領安長】

ナイジェリアにスポット情報を出している。ナイジェリアのアブジャは「危険情報レベル2(不要不急の渡航は止めてください)」であるが、今回のスポット情報の内容は「アブジャへの渡航は中止してください」という「レベル3」と同程度の注意喚起の発出となっている。皆さんご存じかと思うが、「危険情報」は、治安情勢や政治状況等から総合的に判断した中長期的な情報であり、「スポット情報」とは短期的な情報を踏まえて、今どうしたら良いのかという情報である。

アブジャ空港の一時閉鎖に伴う代替空港として指定されているのが、アブジャから北へ約230kmに位置するカドゥナ空港であり、アブジャへ渡航しようとする人は自動的にカドゥナ空港に着陸することとなる。同空港が位置するカドゥナ州には「危険情報レベル3(渡航中止勧告)」を発出しており、カドゥナ空港とアブジャを結ぶ幹線道路沿いでは、武装集団による強盗・誘拐が多発している。また、カドゥナ州では部族や宗派に起因する対立も生じており、治安状況は極めて不安定である。今回のスポット情報は、カドゥナ空港を経由してのアブジャへの渡航は、凶悪犯罪や襲撃など不測の事態に巻き込まれる危険を伴うため、渡航は中止してくださいという注意勧告であり、決してアブジャの危険情報レベルが上がったということではないので、その点ご承知おきいただきたい。

(4) 質疑応答・その他

【海外進出企業A】

質疑というよりも、紹介をさせていただきたい。冒頭石瀬領安長よりメキシコの危険情報レベル引き上げについて発言があったが、危険レベルの引き上げやトランプ政権にも負けず、当社は2月15日に成田ーメキシコ直行便を就航させていただいた。成田を16時40分に出てメキシコシティに13時55分、折り返しがメキシコシティを夜中の1時に出発し、成田に翌日の朝6時35分に到着するというダイヤになっている。就航にあたっては、外務省の安全情報に加えメキシコで現地調査を行い、滞在先での過ごし方について、社内のイントラネットで出張者を含む社員に情報共有を行った。併せて、当社のホームページ及びグループ会社であるANAセールスという旅行会社のホームページの「渡航前に準備すること」というページに、外務省海外安全ホームページのリンクを掲載した。運航自体は初日から沢山の方にご利用いただいております。順調にスタートしている。現地支店も、日本からのお客様が困っている場合には何らかのお手伝いをするべく準備を整えている。引き続き、外務省の協力助言を頂きながら安全で快適な運航にしていきたいので、引き続きよろしく願います。

【海外進出企業B】

先程石瀬領安長から発言のあったブラジル・サンパウロの件に関し、個人的な会社名等は政府としては公表できないとのことであったが、当社は民間企業ということもあり、該当の両替店の名前を公表して情報共有を行っている。また、この機会に駐在員及び出張者の行動指針を見直し冊子にした。その中には両替商及びATMは使用しないことと記載されている。出張者が現地で両替をしなければいけない場合は、出張者が勝手に両替に行くのではなく、「確実に安全な場所へ駐在員に連れて行ってもらうこと」と規則化した。犯罪被害のパターンを見れば、両替後に狙われていることがほぼ確実であるため、移動には必ず防弾車を使用するよう徹底させている。

【石瀬領安長】

現地の危険情報については、民間の方々にはできるだけ該当地区や店舗名を出した上で、より厳しく注意喚起していただきたい。

別件にはなるが、最近「外務省領事局海外邦人安全課」というfacebookページを開設した。「いいね」やフォロワーの数がまだまだ少ないので、皆様にぜひご覧いただきたい。

【江端領対首席事務官】

能化領事局長が教育関係者向けに行った東京でのセミナーと同じ内容の動画を別途撮影し、外務省のYouTube及び海外安全ホームページに掲載した。前編後編各20分、計40分の動画であり、教育関係者以外にも参考となる内容となっていることから、皆様にもぜひご活用いただきたい。

【海外安全関連団体A】

この場をお借りしてお知らせさせていただきたい。3月6日にフォーリン・プレスセンターにおいて国枝元駐シリア大使による「最近のシリア情勢並びに関連する国際情勢～対テロへの警戒と安全対策～」と題した講演会を行う予定。ご関心のある方がいらっしゃれば、ぜひご参加いただきたい。

(了)

【危険情報】 2017. 1. 18

メキシコの危険情報
【一部地域の危険レベル引き上げ等】（更新）

●ゲレロ州（タスコ市を除く）

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

●チワワ州フアレス市，タマウリパス州マタモロス市，レイノサ市及びヌエボ・ラレド市，ミチョアカン州（モレリア市，パツクアロ市，ラサロカルデナス市，アンガングエオ市及びその周辺地域を除く）レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

●コリマ州及びゲレロ州（タスコ市）

レベル1：十分注意してください。（新規）

●タマウリパス州（マタモロス市，レイノサ市，ヌエボ・ラレド市を除く），チワワ州チワワ市，シナロア州マサトラン市及びクリアカン市，バハ・カリフォルニア州ティファナ市，チアパス州クアウテモック市，イダルゴ市，タリスマン町，コアウイラ州トレオン市，ドゥランゴ州ゴメス・パラシオ市，レルド市，ミチョアカン州モレリア市，パツクアロ市，ラサロカルデナス市，アンガングエオ市及びその周辺地域，メキシコ市クアウテモック区テピート地域，ヌエボ・レオン州モンテレイ大都市圏及びそれらの周辺地域

レベル1：十分注意してください。（継続）

注：モンテレイ大都市圏

アポダカ市，ガルシア市，ヘネラル・エスコベード市，グアダルーペ市，フアレス市，モンテレイ市，サンタ・カタリーナ市，サン・ニコラス・デ・ロス・ガルサ市，サン・ペドロ・ガルサ・ガルシア市の9市

【ポイント】

●全土に誘拐の脅威が増しています。行動パターンを常に変え、狙われにくくする等の対策を心がけてください。（3. 滞在に当たっての注意（1）イ にある「誘拐対策マニュアル」を活用してください。）

●上記もふまえた上で，ゲレロ州（タスコ市を除く）は観光地を含めた殺人事件の急増に伴いレベル2（不要不急の渡航は止めてください）に，コリマ州は近年の治安の悪化と今後更なる悪化の可能性のあることに伴いレベル1（十分注意してください）に引き上げます。

☆詳細については，下記の内容をよくお読みください。

1. 概況

(1) メキシコにおいては、殺人・誘拐・強盗等の凶悪犯罪が多く発生しており、危険情報の有無に関わらず、国内全域において、夜間の単独行動を避ける、陸路で長距離を移動する場合には、昼間・有料高速道路を利用する等の安全対策を取ることが重要です。また、メキシコでは、多くの犯罪は当局に通報されていないと見られており、メキシコ当局が発表した犯罪統計は、実態の一部しか反映していないとされています。

(2) メキシコ全土では、組織的犯罪として誘拐が横行し、身代金を目的としたビジネスとしても定着しています。また、個人が誘拐を実行するケースも多くなっています。治安当局のデータによると、2014年に1,416件、2015年に1,053件の誘拐事件が発生しておりますが、未申告の件数を考慮すると上記件数はあくまで全体の一部に過ぎません。

誘拐の被害者の大部分はメキシコ人ですが、一部は外国人を狙ったものもあり、「金持ち」と認識されやすい日本人も標的となり得ます。誘拐の状況の例としては、車両でいつも同じルートを走行中に道をふさがれ拳銃を突きつけられ誘拐される、ATMで現金を引き出した後、尾行され周囲に人が居なくなったところで誘拐される、流しのタクシーに乗車中に拳銃を突きつけられ誘拐される、事前に車両を予約したが自身で手配した形とは異なる車両に乗り込み誘拐される、といった手口が過去に報告されています。

また、数日以上に及ぶ誘拐の他に「短時間誘拐 (express kidnap)」（ATMで少額の現金を1日の限度額(およそ6,000ペソ)まで引き出させ、場合によっては、午前0時を待ってから再び現金を引き出させた後に解放する等) や、「狂言誘拐 (virtual kidnap)」（実際は誘拐していないものの、誘拐を装って金銭を要求する) の被害もしばしば報告されています。

(3) これまでに、メキシコにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や、パリ、ブリュッセル、イスタンブール、ジャカルタ等でもテロ事件が発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼 (ローンウルフ) 型等のテロも発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロ事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して、テロの被害に遭わないよう、また、巻き込まれることがないように、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2. 地域別情勢

(1) ゲレロ州 (タスコ市を除く)

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。(引き上げ)

ゲレロ州アカプルコ市では、引き続き全国でも高い殺人件数に加え、2016年4月には、これまで安全とされてきた主要ホテル地区内で襲撃者と当局間で数時間にわたる銃撃戦が発生し、市内約100

校が休校となり、また約 3000 の商店等が一部閉鎖等しました。また、州都チルパンシngo市等ゲレロ州の他の地域においても殺人事件が多発しており、ゲレロ州全体における殺人発生率は、全国平均を大幅に上回り、今後も増加傾向にあります。更に、山間部等では一般市民が武装し「自警団」が組織されるなど、情勢は流動的です。また、主要な観光地であるシワタネホ市でも、殺人発生率に急増にはじまり治安の悪化がみられ、安全が確保されているとは言えない状況です。

については、ゲレロ州全域（タスコ市を除く）の危険レベルを「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください」に引き上げます。同地域への不要不急の渡航は止めてください。上記の情勢にもかかわらず、やむを得ない理由で渡航・滞在する場合には、報道等により最新の治安情報を入手しつつ特別な注意を払うとともに、十分な安全対策を講じてください。

（2）チワワ州フアレス市、タマウリパス州マタモロス市、レイノサ市及びヌエボ・ラレド市及びミチョアカン州（モレリア市、パツクアロ市ラサロカルデナス市、アングゲオ市及びその周辺地域を除く）

レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

ア チワワ州フアレス市では、連邦当局の治安対策及び犯罪組織間抗争の鎮静化等により、殺人被害者数が年々減少しており、治安の改善がみられました。しかし、2016 年は、前年比で増加に転じる見込みです。新たに犯罪組織間の抗争が発生していることによるものとの見方もあり、引き続き注意が必要です。

イ タマウリパス州は、犯罪組織の活動が顕著であり、また、メキシコ国内で最も多くの誘拐が発生している州の一つです。特に、マタモロス市、レイノサ市及びヌエボ・ラレド市では、犯罪組織による不法な道路封鎖や強盗事件、殺人事件、治安当局への襲撃が頻繁に発生し、一般市民の巻き添え被害や治安当局関係者の犠牲者も出ています。

ウ ミチョアカン州では、2013 年後半から犯罪組織間の抗争や、犯罪組織と治安当局との衝突による事件が激化したため、2014 年 1 月から連邦政府当局（軍及び連邦警察）が介入を開始しました。また、本来は各種武力衝突から身を守るために形成された「自警団」と呼ばれる武装集団が暴力行為を働くなど、一般市民にとっても脅威となっております。突発的な銃撃戦や道路封鎖に巻き込まれる可能性も十分考えられますので、主要な幹線道路を除き、陸路での移動は避ける方が無難です。

については、同地域への不要不急の渡航は止めてください。上記の情勢にもかかわらず、やむを得ない理由で渡航・滞在する場合には、報道等により最新の治安情報を入手しつつ特別な注意を払うとともに、十分な安全対策を講じてください。

（3）コリマ州及びゲレロ州タスコ市

レベル 1：十分注意してください。（新規）

ア コリマ州は、これまではメキシコ国内で最も安全な州の 1 つと言われていましたが、近年、治安の不安定さが顕著となっております。特に、2015 年以降、急激に殺人件数が増加しており、これは、太平洋側のマンサニージョ港からの密輸ルートなどの権益を争い、複数の犯罪組織が活動している

ことによるとみられています。特に、テコマン市、マンサニージョ市、コリマ市等のコリマ州内の主要都市においては2016年の殺人率は非常に高くなっており、更に、強盗、窃盗等の件数も前年比で2倍以上の増加がみられるため、注意が必要です。

イ ゲレロ州北部の主要な観光地であるタスコ市は、人口10万人あたりの殺人件数がメキシコ国内の平均を大きく上回っており、周辺にはイグアラ市等国内でも非常に殺人率の高い都市も所在しているため、情勢は流動的です。

なお、タスコ市への移動は、危険を避けるためにも昼間に有料高速道路を利用するようにしてください。

については、これらの市を「レベル1：十分注意してください」に引き上げます。同地域への渡航・滞在にあたっては、状況に応じて適切な安全対策を講じるよう十分注意してください。

(4) タマウリパス州(マタモロス市、レイノサ市、ヌエボ・ラレド市を除く)、チワワ州チワワ市、シナロア州マサトラン市及びクリアカン市、バハ・カリフォルニア州ティファナ市、チアパス州クアウテモック市、イダルゴ市、タリスマン町、コアウイラ州トレオン市、ドゥランゴ州ゴメス・パラシオ市、レルド市、ミチョアカン州モレリア市、パツクアロ市、ラサロカルデナス市、アングァゲオ市及びその周辺地域、メキシコ市クアウテモック区テピート地域、ヌエボ・レオン州モンテレイ大都市圏及び周辺地域

レベル1：十分注意してください。(継続)

ア タマウリパス州は、犯罪組織「湾岸カルテル」の本拠地であり、同組織と同組織から分離独立した麻薬組織「ロス・セタス」との抗争や、組織内部の抗争が頻繁に発生しています。2012年12月に発足した現政権となってから、犯罪組織の首領等の逮捕や殺害が相次ぎましたが、抗争が沈静化する見通しは立っていません。同州の殺人件数は、2012年以降減少していましたが、2014年以降大きな改善はみられず、2016年は、前年比で増加傾向にあります。

イ チワワ市においては、2013年以降、治安の改善がみられましたが、2016年に入り、殺人件数が再び増加傾向にあり、また、殺人率は依然として全国平均より高いため、引き続き注意する必要があります。

ウ シナロア州は犯罪組織「シナロア・カルテル」の本拠地であり、マサトラン市、クリアカン市において殺人事件が多く発生しています。州全体の治安状況は徐々に改善していますが、依然としてメキシコ国内における同州の殺人事件数は高い水準にあるため、注意する必要があります。

エ バハ・カリフォルニア州ティファナ市の殺人件数は、2013年以降徐々に増加、今後も増加する見込みであり、ゲレロ州アカプルコ市に次いで国内で2番目に殺人件数が多くなっています。米国への主要な麻薬密輸ルートの一つである同市周辺において、これらの事件の多くは犯罪組織間の抗争によるものとみられており、こうした抗争に巻き込まれないよう、注意が必要です。

オ チアパス州は、1994年、先住民居住地域を主要拠点とし、「サパティスタ民族解放軍(EZLN)」と名乗る組織が、先住民(インディヘナ)の諸権利を主張して武装蜂起した場所であり、もともと治安情勢が不安定な地域です。これらゲリラ組織の活動は現在沈静化しており、政府を転覆させるだけの力や、テロ攻撃等を行う過激性はないものの、EZLNは引き続き一定の勢力を有しているものと

みられます。

また、同州は、中南米諸国からメキシコ国内を通過する麻薬密輸ルートの拠点といわれています。特に、グアテマラと国境を接するクアウテモック市、イダルゴ市、タリスマン町及びその周辺地域は、不法入国者及び「マラス」と呼ばれる青少年凶悪犯罪集団等が出入りしているとみられており、渡航・滞在に当たっては、引き続き十分な注意が必要です。

カ コアウイラ州トレオン市、ドゥランゴ州ゴメス・パラシオ市及びレルド市を含む一帯では、2011年をピークに殺人被害者が徐々に減少し、治安は改善しつつあります。しかし、これらの州においては、引き続き犯罪組織の活動がみられるなど、情勢は流動的です。移動に際して日没後は避けるとともに、有料高速道路を利用するようにしてください。

キ ミチョアカン州都モレリア市、パツクアロ市及びそれらの周辺地域は、同州南部と比較すると治安は比較的安定していますが、全国でも殺人・誘拐が多く発生している都市の一つであり、十分な注意が必要です。メキシコ市からハリスコ州グアダハラ市等へ陸路で移動する際は、事前に道路情報を入手した上で、有料高速道路15号線を利用して日中に移動するとともに、不要な停車を避けるため、計画的な休憩及び給油をするようお勧めします。

ク ミチョアカン州の重要な港湾都市であるラサロカルデナス市は、2013年11月に軍隊が派遣されて以降、治安維持にあたってきましたが、目立った治安の改善はみられず、殺人件数は2013年以降増加傾向にあります。これらの事件は、太平洋側の主要な港湾の主導権をめぐる犯罪組織間の抗争によるもので一般人が狙われたものではないとみられているものの、抗争に巻き込まれないためにも十分注意する必要があります。

ケ モルナカ蝶保護区で有名なミチョアカン州アングゲオ市及びその周辺地域は、特に蝶の飛来時期である11月から3月を中心に多くの観光客が訪れることから、治安機関による警戒が重点的に行われており、比較的危険性は低いと考えられますが、日中の移動を心掛け、犯罪被害に遭わないよう注意してください。

コ 観光施設が多数所在するメキシコ市中心部のソカロ（憲法広場）に近接（ソカロの北東約500メートル）するクアウテモック区テピート地区及びその周辺は、メキシコ市内で最も犯罪の多い地域の一つとなっており、麻薬の小売りに関するトラブルによる殺人事件やけん銃強盗等の凶悪事件が頻発しています。

また、麻薬・盗品等の路上売買が活発な地域であり、容易に禁制品を入手できることから、麻薬等を購入した邦人が身柄を拘束される事件も過去に発生していることから、不用意に立ち寄らないでください。サ ヌエボ・レオン州モンテレイ大都市圏については、2011年に発足した新しい州警察「Fuerza Civil」の活動等、当局の治安対策により、治安の顕著な改善がみられました。しかし、2016年に入り、殺人、強盗ともに、犯罪件数が再び増加しており、ヌエボ・レオン州における恐喝被害は全国で最も多くなっているため、注意が必要です。

また、同地域から米国国境地帯へと放射状に伸びる幹線道路及びタマウリパス州の国境沿いの幹線道路一帯においては、引き続き犯罪組織の活動がみられます。同地域への渡航・滞在については、状況に応じて適切な安全対策を講じるよう十分注意してください。

3. 滞在に当たっての注意

滞在中は上記情勢に加え、以下の事項に十分に注意して行動し、危険を避けるようにしてください。また、日本国外務省、在メキシコ日本国大使館、現地関係機関等より最新の情報を入手するようにしてください。

(1) 渡航者全般向け注意事項

ア 強窃盗

メキシコにおいては日本人が被害者となる強窃盗事件が引き続き発生しています。被害防止のため、以下の点を心掛けてください。万一強盗に遭ったら、むやみに抵抗しないでください。

(詳細はホームページ、<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id/=264> を参照してください)

イ 誘拐

誘拐被害が全土で確認されるため、自らの身は自ら守る心構えを持ち、危険度に応じた対策(通勤時の安全対策、住居の警備強化、日常行動上の注意等の総合的な対策)をとることが重要です。

他方、誘拐を装った「狂言誘拐」の被害を防止するため、事実の確認(生存確認)を必ず行ってください。(詳細はホームページ、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html を参照してください)。

ウ 長距離バスにおいて就寝中の窃盗等が発生していることから、夜間の移動は極力避けるようお勧めします。個人でバスを利用する場合は、より安全性の高い一等バスを利用してください。

エ メキシコ市の地下鉄、バス(車体が赤色の専用レーンを走行する「メトロブス」含む)車内において、バッグやズボンのポケットに入れた財布や携帯電話等がスリに遭う被害が発生しています。貴重品の管理に細心の注意を払うとともに、バッグ等は体の前に持つなどしてください。

オ 先住民の村落地域において、写真・映像の撮影が禁止されていることがあります。撮影前に、訪問先の方に確認を取り、必ず訪問先の注意事項を厳守してください。また、単独よりもグループでの行動をお勧めします。

カ ハリケーン

メキシコ湾岸や太平洋岸においては、例年、6月から11月頃にハリケーンが接近します。この時期の滞在に当たっては、気象情報等に留意してください。

(2) 長期滞在者向け注意事項

現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく最寄りの日本国大使館又は各日本国総領事館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、又は日本への帰国や他国に転居する(一時的な旅行を除く)際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム(ORR ネット、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>)による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、最寄りの在外公館まで送付してください

(3) 短期滞在者向け注意事項

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方(海外旅行者・出張者を含む)は、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)。

「たびレジ」に渡航期間・滞在先・連絡先等を登録すると、滞在先の最新の安全情報がメールで届き、緊急時には在外公館からの連絡を受けることができます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関係課室連絡先)

○外務省領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2306

○外務省領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 3047

○外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(現地公館等連絡先)

○在メキシコ日本国大使館

住所：Paseo de la Reforma No. 243, Torre Mapfre Piso 9 Col. Cuauhtemoc C.P. 06500 Ciudad de México, México

電話：(市外局番 55) 5211-0028

国外からは (国番号 52) 55-5211-0028

FAX：(市外局番 55) 5207-7743

国外からは (国番号 52) 55-5207-7743

ホームページ：<http://www.mx.emb-japan.go.jp/index-jp.htm>

○在レオン日本国総領事館

住所：Blvd. Adolfo López Mateos 1717, Piso 9, Colonia Los Gavilantes, León. C.P. 37270, Guanajuato, México°

電話：(市外局番 477) 343-4800

国外からは (国番号 52) 477-343-4800

FAX：(市外局番 477) 764-0854

国外からは (国番号 52) 477-764-0854

ホームページ：http://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/consulado.html

危険情報

マリ

【危険度】

●北部3州（トゥンブクトゥ州，キダル州，ガオ州），モーリタニア国境に隣接する乾燥地域（モプチ州及びカイ市周辺を除く）

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）（継続）

●首都バマコ市の周辺地域

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）

●首都バマコ市を除く上記以外の地域

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●首都バマコ市

「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）」

【ポイント】

●マリ北部等では，依然としてマリ政府の統治が及んでおらず，イスラム過激派武装勢力等によるテロ，誘拐事件が続発していることから，不測の事態に巻き込まれるといった脅威度が高いため，退避を勧告します。

●首都バマコ市周辺地域においては，2016年10月，バマコ市から30キロ離れた幹線道路料金所への武装襲撃が発生するなど，治安状況の悪化が見受けられていることに加え，テロの標的となる可能性も排除できない状況にあることから，どのような目的であれ，同地域への渡航は止めてください。

●首都バマコ市内においても，過去にイスラム過激派組織等によるテロ事件が発生していること等から，当局もテロへの警戒を呼びかけており，また，白昼に銀行強盗が発生しているため，特別な注意，十分な安全対策が必要です。

☆詳細については，下記の内容をよくお読みください。

1 概況

（1）2013年1月，マリ北部を支配下に置いたイスラム過激派武装勢力が首都バマコに迫る中，フランス軍による軍事作戦（バルカンヌ作戦）が開始されました。これにより，武装勢力の大半が排除されましたが，その後も，依然として北部にはマリ政府の統治が及んでおらず，イスラム過激派武装勢力によるテロ事件が続発しています。さらに，2015年には，中部モプチ州においても，テロが発生している状況にあります。

また、2016年10月には、ニジェール西部とマリとの国境地帯で、NGO活動を行っていた米国人が武装集団によって誘拐され、マリ北部に連行される事件も発生するなど、マリ北部地域では、テロ、誘拐事件等の不測の事態に巻き込まれるといった高い脅威度が認められます。

(2) 首都バマコ市を含む南部においてもイスラム過激派組織や武装犯罪集団によるテロ事件等が発生しています。2015年11月には、バマコ市中心部の高級ホテルが白昼、アルカイダとも関係のあるマリのイスラム過激派武装集団に襲撃され、多数の外国人が殺害される事件が発生しました。また、2016年10月下旬には、バマコ市近郊の幹線道路料金所が何者かに襲撃され、憲兵隊を含む3名が死亡したほか、バマコ市中心部においても白昼に銀行強盗が行われ、銀行顧客1名が負傷するなど、首都バマコ圏における治安情勢も悪化しています。

(3) これまでに、マリにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や、パリ、ブリュッセル、イスタンブール、ジャカルタ等でもテロ事件が発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロも発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないように、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2 地域情勢

(1) 北部3州（トゥンブクトゥ州、キダル州、ガオ州）、モプチ州及びカイ市周辺を除くモーリタニア国境に隣接する乾燥地域（セグー州北部、クリコロ州北部、カイ州北部）

「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」（継続）

ア マリ北部では、マリ政府の統治が及んでおらず、現在もフランス軍がテロリスト掃討作戦を継続中であり、国連PKO（MINUSMA）軍も平和維持活動を継続していますが、2016年11月、キダル州において移動中のフランス軍部隊が地雷

による攻撃を受け、同軍兵士1名が死亡したほか、トゥンブクトゥ州では MINUSMA 部隊が襲撃され、トーゴ軍兵士1名が死亡しています。

イ テロリストグループは検問所の襲撃やロケット弾や簡易爆発装置を使用して MINUSMA 軍基地や同軍の車輛を標的としたテロを繰り返し行っており、依然として危険な状況が続いています。また、2016年1月には、トゥンブクトゥ市において、スイス人の誘拐事件も発生しています。

ウ モプチ州では、2015年8月、マリ国軍と MINUSMA の宿泊先ホテルが襲撃される事件が発生しているほか、マリ北部を拠点とするイスラム過激派組織「アンサール・ディーン」と関係があるとされる過激派組織「マシナ解放戦線」が勢力圏を拡大しており、これら過激派組織が関与すると思われる襲撃事件の発生が増加しています。また、北部同様にテロや報復攻撃に対する脅威度が高く、同州の一部地域には、イスラム過激派組織が敷設した地雷も埋められており非常に危険です。

エ マリ南部のモーリタニア国境に隣接する地域は、乾燥地帯が広がっており、イスラム過激派武装勢力が頻繁に侵入・潜伏している模様であり、過去には欧米人の誘拐事件が発生していることから、今後も同様の事件が発生する危険があります。

つきましては、これらの地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。また、既に滞在中の方は、直ちに安全な地域へ退避してください。

(2) 首都バマコ市の周辺地域（マリ南部のレベル4地域と首都バマコを除く）
「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（引き上げ）

ア 2016年10月末、バマコ市から南へ30km地点の幹線道路料金所が何者かに襲撃され、憲兵隊を含む3名が死亡する事件が発生しているなど、バマコ市周辺の治安状況の悪化が顕著となってきており、今度も、同様の事件が発生する可能性があります。

イ 主要都市であるカティ市及びクリコロ市は、国内の他の都市に比べて治安が落ち着いていますが、首都同様、ホテルやレストランといった外国人が多く集まる場所が、テロの標的となる可能性は排除されません。

つきましては、同地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。

(3) 首都バマコ市を除く上記以外の地域（セグー州南部、シカソ州、クリコロ州南部、カイ州南部及びカイ市周辺）

「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（継続）

ア セグー州及びクリコロ州の南部並びにカイ州の一部は、退避勧告地域に接しており、首都バマコ市周辺地域を含め、イスラム過激派組織によるテロや誘拐及び報復攻撃に対する脅威は依然として高い状況が継続しています。

イ また、シカソ州ではイスラム過激派組織と称する武装集団による治安機関要員や村落に対する襲撃事件も引き続き発生している状況にあります。

つきましては、同地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。

なお、真にやむを得ない事情でこれらの地域に滞在する場合は、在留届けの提出を速やかに行い、在マリ日本大使館に自身の在留を知らせるとともに報道等により現地の最新情報の入手に努め、夜間の外出は控えるとともに民間警備会社による警備を依頼する等、所属企業や団体等を通じて必要かつ十分な安全対策を講じてください。

（4）バマコ市

「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」（継続）

ア 2015年11月、首都バマコ中心部に所在し、外国人も多く利用するホテル「ラディソン・ブルー」が武装集団によるテロを受け、外国人を含む22人が死亡、多数の負傷者が発生しました。事件後、「アル・ムラービトゥーン」、「イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ（AQIM）」、「マシナ解放戦線」といったイスラム過激派組織が関与を表明する声明を発出しました。同事件の発生を受け、11月21日、マリ政府はマリ全土に国家非常事態を宣言（現在、2016年7月末に可決された法律により、2017年3月29日まで延長）するとともに、マリ国民に対してテロへの警戒を呼びかけています。

イ この他にもバマコ市内においては、2015年3月に繁華街にあるレストランが武装集団による襲撃事件を受け、外国人を含む5人が死亡した他、2016年10月には市中心部の銀行で白昼に銀行強盗があり、銀行顧客1名が銃撃され負傷しています。これらの事件を受けて、マリ治安当局は特にバマコ市内の警備を強化していますが、今後も同様な事件が発生するおそれがあることから十分な警戒が必要です。

つきましては、これらの地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

3 滞在にあたっての注意

マリにおける渡航・滞りにあたっての一般犯罪等の注意事項については、外務省海外安全ホームページ内の「安全対策基礎データ」(<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=121>)も併せてご参照ください。

また、出入国に利用する空港につきましては、バマコ空港のみを利用するようにしてください。マリに滞在される方、または滞在中の方は、在マリ日本国大使館や現地関係機関、報道等より最新の情報を入手し、下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。

(1) 海外渡航の際には万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在する方は、大使館又は総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>)

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

(2) 外出の際は、身の回りの安全に十分注意してください。また、派手な服装や目立つ荷物の携行はできるだけ避けるようにしてください。

(3) 不測の事態に備え、食料、飲料水、必要な医薬品を予め備蓄しておくとともに、緊急時の国外退避に備え、パスポートやビザの有効期限を確認し、すぐに持ち出せる現金、クレジットカード及び航空券の準備をしておくことをお勧めします。なお、緊急時に運行される航空機等においては、正規航空運賃が適用される場合も多々あることから、現金及びクレジットカードの支払可能額が十分かについても確認してください。

4 隣国のアルジェリア、ニジェール、コートジボワール、ブルキナファソ、ギニア、モーリタニア、及びセネガルについても、別途それぞれ危険情報が発出されているほか、海外安全情報(広域情報)「アフリカ西部(含: マグレブ諸国): テロに関する注意喚起」も発出されていますので、併せて留意してください。

い。

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5140

○外務省領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 3047

○外務省海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mktop.asp> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在マリ日本国大使館

住所：Immeuble SONIT 5^{ème} étage, Rue 252, Port1170, Hamdallaye ACI20

00, Bamako Mali

電話：(市外局番なし) 2070-0150 (代表)

国外からは(国番号：223) 2070-0150

F A X：(市外局番なし) 2021-7785

国外からは(国番号：223) 2021-7785

緊急携帯電話(夜間, 休館日)：(市外局番なし) 6675-3326

国外からは(国番号：223) 6675-3326

ホームページ：<http://www.ml.emb-japan.go.jp/j/index.html>

危険情報

ガンビア

【危険度】

●全土

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告。退避の可能性も検討してください。）（引き上げ）

【ポイント】

●次期ガンビア大統領就任式が予定される1月19日までにジャメ現大統領が辞任しない場合、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）加盟国の部隊がガンビアに軍事介入する可能性が報じられています。この点を含め、当面のガンビア情勢は流動的とみられており、どのような目的であれ、渡航は止めてください。また、すでに滞在中の方は、退避の可能性も速やかに検討してください。なお、退避する際は、ガンビアの南に隣接したセネガルのカザマンズ地方は反セネガル政府勢力の活動地域ですので、この地方を經由した退避は避けてください。

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1 概況

全土：レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告。退避の可能性も検討してください。）

（1）2016年12月1日、ガンビアで大統領選挙が実施され、22年間にわたり大統領を務めたジャメ現大統領が敗北する結果に終わりました。同現大統領は、当初、選挙結果を受け入れる姿勢を見せていましたが、9日になり、一転、選挙結果に疑義を唱え、選挙のやり直しを要求し、急速にガンビア国内で緊張が高まりました。

これを受け、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）を含む国際社会は、ジャメ大統領に対して、選挙結果を尊重し、2017年1月19日までに次期大統領へ権限を移譲するように求め、政権移行や新大統領への平和的な権限移譲について鋭意働きかけが行われていますが、現大統領はこれに応じない姿勢を見せています。

（2）報道等によれば、昨年12月13日と本年1月13日の2度にわたるECOWASによる調停に対し、ジャメ現大統領はこれまでの姿勢を崩していません。また、ECOWAS加盟国の部隊がガンビアに軍事介入する可能性も報じられています。

(3) ガンビア南部は、反セネガル政府勢力の活動地域（セネガルのカザマンス地方）と国境を接しており、カザマンス地方ではセネガル軍と反セネガル政府勢力（カザマンス民主勢力運動：MFD C）との衝突、強盗団による襲撃事件、地雷による死傷者等も発生しています。このため、同地域を経由した陸路での退避は避けてください。

つきましては、ガンビアの危険情報について、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」から「レベル3：渡航は止めてください。」に引き上げますので、ガンビアへの渡航は止めるとともに、既に滞在中の方は、退避の可能性を速やかに検討してください。

2 滞在に当たっての注意

ガンビアにおける渡航・滞在中に当たっての一般犯罪等の注意事項については、外務省海外安全ホームページ内の「安全対策基礎データ」(<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=277>)も併せてご参照ください。

また、ガンビア滞在中は、下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるよう、日本国外務省、在セネガル日本国大使館（ガンビアを兼轄）、現地関係機関等から最新情報を入手するよう努めてください。

なお、ガンビアには、日本の大使館が設置されていないため、事件・事故が発生した場合の迅速な対応は困難な場合もあります。万一、事件や事故等に巻き込まれた場合には、ガンビアを兼轄している在セネガル日本国大使館に連絡してください。

(1) 海外渡航の際には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在中の方は、在セネガル日本国大使館（ガンビアを兼轄）が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet)

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の在セネガル日本国大使館からの緊急時の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/)

(2) 2014年3月に近隣国のギニアで確認されたエボラ出血熱の流行は、その後リベリア、シエラレオネに拡大しました。同年9月、セネガルでもギニアからの輸入感染例が報告されました。2016年6月1日にWHOは流行収束を宣言していますが、引き続き警戒は必要です。

(3) 外出の際には身の周りの安全に注意し、自宅や職場の周辺で不測の事態が発生した場合には、在セネガル日本国大使館(ガンビアを兼轄)に速やかに連絡してください。

3 隣国のセネガルに対しても、危険情報が発出されていますので、併せて留意してください。

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関係課室連絡先)

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5140

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 3047

○外務省海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mktop.asp> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在セネガル日本国大使館(ガンビアを兼轄)

住所：Boulevard Martin Luther King, DAKAR, SENEGAL

電話：33-849-5500

国外からは(国番号 221) 33-849-5500

F A X : 33-849-5555

国外からは(国番号 221) 33-849-5555

ホームページ：

<http://www.sn.emb-japan.go.jp/jointad/gm/ja/index.html>

危険情報

ガンビア

【危険度】

●全土

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き下げ）

【ポイント】

●大統領選挙で敗北したジャメ前大統領は、1月に第三国へ亡命しました。また、外国に一時滞在していたバロウ新大統領もガンビアに帰国し、大きな混乱もなく平和的に情勢が推移していることから、危険度をレベル3からレベル2に引き下げます。

●一方、ECOWAS 軍が治安維持のため、引き続きガンビア国内に駐留し、新政権が本格的に始動するには一定の時間を要することが予想されるなど、国内情勢には引き続き注意が必要なことから、不要不急の渡航は止めてください。

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1 概況

全土

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き下げ）

（1）昨年12月1日のガンビア大統領選挙で敗北したジャメ前大統領が同月9日に政権移行を拒否したことにより、ガンビア国内の緊張が非常に高まっていました。しかし、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）加盟国を始めとした地域諸国が主導する調停の結果、同前大統領は政権移譲を最終的に受け入れ、1月21日、同前大統領は第三国へ亡命しました。これを受けて同月26日、セネガルに一時滞在していたバロウ新大統領はガンビアに帰国し、ガンビアの情勢は大きな混乱もなく平和的に推移しています。

（2）現在まで、ガンビア国内での大きな混乱・暴動等は報告されていないものの、ECOWAS 軍が治安維持のため、引き続きガンビア国内に駐留しています。また、バロウ新政権が本格的に始動するには、さらに一定の時間を要することも予想されるため、国内情勢には引き続き注意が必要です。

つきましては、ガンビアの危険情報について、「レベル3：渡航は止めてください。」から「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」に引き下げますが、引き続き、

同国における不要不急の渡航は止めていただくとともに、渡航される場合には、治安情勢の把握に努め、十分な安全対策を心がけてください。

2 滞在に当たっての注意

ガンビアにおける渡航・滞りに当たっての一般犯罪等の注意事項については、外務省海外安全ホームページ内の「安全対策基礎データ」(<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=277>)も併せてご参照ください。

また、ガンビア滞在中は、下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるよう、日本国外務省、在セネガル日本国大使館（ガンビアを兼轄）、現地関係機関等から最新情報を入手するよう努めてください。

なお、ガンビアには、日本の大使館が設置されていないため、事件・事故が発生した場合の迅速な対応は困難な場合もあります。万一、事件や事故等に巻き込まれた場合には、ガンビアを兼轄している在セネガル日本国大使館に連絡してください。

(1) 海外渡航の際には万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在する方は、在セネガル日本国大使館（ガンビアを兼轄）が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>)

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の在セネガル日本国大使館からの緊急時の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

(2) 2014年3月に近隣国のギニアで確認されたエボラ出血熱の流行は、その後リベリア、シエラレオネに拡大しました。同年9月、セネガルでもギニアからの輸入感染例が報告されました。2016年6月1日にWHOは流行収束を宣言していますが、引き続き警戒は必要です。

(3) 外出の際には身の周りの安全に注意し、自宅や職場の周辺で不測の事態が発生した場合には、在セネガル日本国大使館（ガンビアを兼轄）に速やかに連絡してください。

3 隣国のセネガルに対しても、危険情報が発出されていますので、併せて留意してください。

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関係課室連絡先)

○外務省領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5140

○外務省領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 3047

○外務省海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mktop.asp> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在セネガル日本国大使館 (ガンビアを兼轄)

住所：Boulevard Martin Luther King, DAKAR, SENEGAL

電話：33-849-5500

国外からは (国番号 221) 33-849-5500

F A X : 33-849-5555

国外からは (国番号 221) 33-849-5555

ホームページ：

<http://www.sn.emb-japan.go.jp/jointad/gm/ja/index.html>

～渡航情報(スポット情報)～

(件名)ナイジェリア:アブジャ空港の一時閉鎖に係る注意喚起(新規)

【ポイント】

●3月8日から4月19日まで、滑走路補修工事のため、アブジャ空港が閉鎖される予定です。(工事期間が延長されることも考えられます)工事期間中、アブジャへの渡航は大きな危険を伴うことから、同地への渡航は中止してください。

【本文】

1 ナイジェリア政府は、アブジャ空港(Nnamdi Azikiwe International Airport)の滑走路補修工事を行うため、3月8日から4月19日までの6週間、同空港を完全閉鎖すると発表しました。この間、代替空港として、アブジャから北へ約230kmに位置するカドゥナ空港(Kaduna International Airport)を指定しています。

2 しかし、カドゥナ空港が位置するカドゥナ州には危険情報「レベル3:渡航中止勧告」を発出しています。カドゥナ空港とアブジャを結ぶ幹線道路沿いでは、武装集団による強盗・誘拐が多発しています。また、カドゥナ州では部族や宗派に起因する対立も生じており、治安状況は極めて不安定です。カドゥナ空港を経由してのアブジャへの渡航は凶悪犯罪や襲撃など不測の事態に巻き込まれる危険を伴います。

3 つきましては、上記期間中のアブジャへの渡航は中止してください。万が一、カドゥナ空港を利用せざるを得ない場合は、各種警備対策(防弾車で移動、武装警察官による身辺警護等)を講じてください。工事期間が延長されることも考えられます。4月19日以降の渡航に際しては、最新情報を必ず確認してください。

4 なお、ナイジェリアについては、別途危険情報が発出されていますので、併せてご注意ください。特に、北東部(ボルノ州、ヨベ州、アダマワ州)には、退避勧告を発出していますので、絶対に渡航しないでください。

(http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2015T134.html#ad-image-0)

5 海外渡航の際には万々に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、大使館又は総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>)

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(外務省代表)03-3580-3311(内線)2902, 2903

○外務省海外安全ホームページ:

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(外務省関係課室連絡先)

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)

電話:(外務省代表)03-3580-3311(内線)5140

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)

電話:(外務省代表)03-3580-3311(内線)3047

(現地大使館連絡先)

○在ナイジェリア日本大使館

住所:No.9, Bobo Street (off Gana Street), Maitama, Abuja, Nigeria (P.M.B. 5070 WUSE)

電話:(市外局番 09) 461-2713, 2714, 3289, 3290

国外からは(国番号 234)9-461-2713, 2714, 3289, 3290

FAX:(市外局番 09) 461-3288

国外からは(国番号 234)9-461-3288

衛星電話FAX:(衛星電話コード 870)600-315-545

ホームページ:<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

海外における安全確保 ～政府の対応～

1) 情報発信

- ① 海外安全HP
 - 危険情報, スポット情報, 広域情報
 - 安全対策基礎データ, 安全の手引き
- ② 大使館・総領事館
 - ホームページ
 - 安全対策連絡協議会
- ③ たびレジ/在留届

2) 緊急事態対応



海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

で安全に関する情報を発信。

危険情報



- 【レベル1:十分注意してください】
その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けたいための特別な注意が必要です。
- 【レベル2:不要不急の渡航は止めてください】
その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合は特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
- 【レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)】
その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
- 【レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(6R渡航告)】
その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

- ホーム画面中央をクリックすると、国別の安全情報を参照できる。
- 地図の色は、危険情報(レベル0~4)を示す。



发出されている危険情報のレベルを地図上で色分け

クリックすると、发出されている危険情報についての詳細が表示される

クリックすると、发出されているスポット情報・広域情報についての詳細が表示される

● 国別の危険情報とともに
スポット情報や広域情報
といった最新の情報を提供。

バングラデシュに関する注意喚起(スポット情報)

ラマダンに関する注意喚起(広域情報)

▶ 危険情報 2015年10月から「レベル2(不要不急の渡航は止めてください)」

▶ スポット情報 : 外国人襲撃事件の発生に伴う注意喚起 2015年11月20日

2 バングラデシュでは、10月3日、北西部のロンプール県において、邦人男性がオートバイに乗った者らにけん銃で撃たれ、殺害されたほか、9月28日、ダッカ市内において、イタリア人男性が同様の方法で殺害される事件が発生しました。(中略) これらの事件について、[ISILバングラデシュ]との組織名で犯行声明が发出されたほか、ISILは、邦人殺害事件について、機関誌上で、ISILに属する組織が邦人を標的としたこと、引き継ぎ日本を標的とする可能性を示唆しています。

3 ついては、バングラデシュへの渡航・滞在を予定されている方は、不要不急の渡航は止めてください。渡航・滞在される場合は、上記情勢に留意の上、現地の最新の治安情勢について情報収集に努めるとともに、不要不急の外出は控える、早朝・夜間の外出は極力控える、日頃から行動パターンを常に変える、公共交通機関の利用はできる限り控える、狙われにくくなる等、十分な安全対策を行い、不測の事態に巻き込まれないよう特別な注意を払ってください。また、標的となる可能性のある欧米関連施設、政府機関、警察等治安当局及びその関連施設、宗教関連行事・施設等にはできる限り近づかず、欧米系外国人が多く利用する施設や、人が多く集まるホテル、レストラン、空港等の施設を利用する際には十分な注意を払い、不審な状況を察知したら速やかにその場を離れる等、自らの安全確保に努めてください。

2016年05月30日
1 5月21日、イスラム過激派組織ISILは、ラマダン期間中のテロを広く呼びかける声明をインターネット上に公開しました。同声明では、特に欧米諸国におけるテロの実行を呼びかけており、民間人を対象としたいわゆる一匹狼(ロ-ンウルフ)型のテロの発生も懸念されます。本年については、6月6日頃から7月7日頃までが、ラマダン月(イスラム教徒が同月に当たる約1か月の間、日の出から日没まで断食する)に当たります。また、ラマダン終了後には、イ-ドと呼ばれるラマダン明けの祭りが行われます。

2 ISILは、昨2015年のラマダン月(6月18日頃~7月17日頃)においても、同様の声明を发出しています。同声明との関係は明らかではありませんが、昨年のラマダン期間中には、チュニジア沿岸部ス-スのリゾートホテル及び隣接するビーチが武装集団に襲撃され、外国人観光客38人が殺害されるテロ事件(6月2日)のほか、以下のテロ事件が発生しています。犯行主体は、ISIL関連組織に限られませんので、様々なイスラム過激派によるテロに警戒が必要です。
・フランス-東部リ-オンにおけるテロ事件(6月26日)
・クウェ-ト-シ-ア派モスクにおける自爆テロ事件(6月26日) (中略)

なお、上記事件のうち、複数の国で大規模なテロが発生した6月26日は金曜日(イスラム教では、金曜日(日)が集団礼拝の日であり、その際、モスク等宗教施設やデモ等を狙ったテロや襲撃が行われることもあります。なお、本年のラマダン月については、6月10日、17日、24日、7月1日(日)が金曜日(日)に当たります。

3 ついては、(中略)特にテロの標的となりやすい場所(モスク等宗教関連施設、政府・軍・警察関係施設、欧米関連施設、公共交通機関、観光施設、デパートや市場等不特定多数が集まる場所等)を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払ってください。

- 安全対策基礎データや安全の手引きでは、日常生活における注意事項も記載。



安全対策基礎データ

- 風俗、習慣などで気をつけるべき点(インドネシア)
 - 国民の大部分(約90%)がイスラム教徒で、アルコール類や豚肉を口にしない人が多い。
 - イスラムの戒律にある断食月(時期は毎年異なる)の期間中は、特にナイト・スポット等の営業時間が制限される。
 - 左手は不浄とされているので、左手を使った物の受け渡しは避ける。
 - ナンダル・アチェ・ダルサラム州はイスラム教の戒律が厳格な地域であり、イスラム法(シャリーア)による罰則が適用されている。また、アチェ以外でもいくつかの地方自治体においてシャリーア法条例が制定されている。イスラム教徒以外にも原則適用されないが、特にこれらの地域では外国人といえどもイスラム法に反する行為(飲酒等)を慎む等の配慮が必要。
- 風俗、習慣などで気をつけるべき点(タイ)
 - 仏教関係等
 - (1)タイの法律には宗教に関する規定が多く、例えば寺院や儀式を侮辱したり、妨害したりする行為は厳しく罰せられる。
 - (2)身体のうち、頭部は精霊が宿る場所として神聖視されており、頭部に触れることはタブーとされている。子供の頭をなでることもラブラブルの原因となる。また、足は不浄とされているので、足裏を第三者に向けて座ったり、間違っても足で人を指すような仕草をするのは厳禁。
 - タイ政府は、麻薬・薬物犯罪を厳しく取締っており、違反した場合の最高刑は死刑。禁止薬物を所持又は使用していたため、逮捕され、タイ国内の刑務所で長期間に亘り受刑中の日本人もいる。

安全の手引(インドネシア)

- I. 平常時における安全対策
 1. 2013年の犯罪の傾向と安全対策の基本的な心構え
 2. 一般犯罪被害に遭わないための対策
 - 自宅における留意点 ○ 行動における留意点 ○ 会社・事務所における留意点
 3. 暴動に巻き込まれないための対策
 4. 爆弾テロ事件に対する対策
 5. 誘拐被害に遭わないための対策
 6. 交通事故対策
 7. 災害に対する備え
 8. 旅行者に対する注意事項
 9. 鳥インフルエンザについて
- II. 緊急事態への備えと対処要領
 1. 外務省「渡航情報」について
 2. 平素の心構え
 3. 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応
 4. 退避、出国等
- III. 参考情報
 1. 緊急連絡網
 2. 「インドネシアの治安情報」の入手方法
 3. 緊急連絡先一覧表
 4. 警察・消防・高速道路関係
 5. 一口会話

- 大使館は現地の安全に関する中心。
ホームページで情報提供を行うとともに、安全対策連絡協議会を開催。



◆新着情報◆

海外安全情報(広域情報)の見出し(イスラム過激派組織ISIL(イラクとシリアのイスラム国)指導者の実勢見出しに伴う注意喚起)	2016.11.08
2016年天皇誕生日祝賀レセプションにおける日本企業PR活動について	2016.11.04
在マレーシア大使館からの注意喚起(「Bersih」による街頭デモの実施)	2016.11.02
海外安全情報(感染症危険情報)甲南米等におけるジカウイルス感染症の流行(その24)	2016.11.02
宮川大使のASEAN The Japan Store Kuala Lumpur オープンイベント参加	2016.10.31
いばな国際インターナショナルスクールによる日本文化紹介行事	2016.10.27
在マレーシア大使館からの注意喚起(邦人の施設来遊注意)	2016.10.26
11月シホホールビル 領事出張サービスのご案内 【領事サービス、平成28年度小学生長期利用料書配布(キャンセル待ちあり)及び安全対策講習会について】	2016.10.24
2017年日・マレーシア外交関係樹立50周年記念行事 -ロゴマークの募集について-	2016.10.20
海外安全対策情報(平成28年7月～9月)	2016.10.19
第22回ASCOJA総会に於ける大使公使レセプションの実施	2016.10.06
イスラム教シーア派宗派行事「アシュラ」に伴う注意喚起	2016.10.05
宮川大使の第42回東洋文化青年の船オーストラリアへの出席	2016.10.05
宮川大使のイリス東洋文化大使表敬	2016.09.26
中川館長らに対する外務大臣表敬 仮式	2016.09.23
宮川大使の国府大学講演	2016.09.22
補欠選挙に伴う在外選挙の実施について	2016.09.20
シホホールビル 領事出張案内	2016.09.19
教科書無償配布及び申請のご案内	2016.09.19
マレーシア・デー(9/16)とジカウイルス感染症の拡大に伴う注意喚起 -テロ等事件・事故と各種感染症に伴うリスクを軽減し予防策を取りましょう-	2016.09.15
宮川大使のシホホールビル外務省教育審議会表敬	2016.09.15
宮川大使の京都ASEANフォーラムへの出席	2016.09.15

安全対策連絡協議会

～在外公館と現地日本人会等の在留邦人との定期的な会合～

- 治安情報の相互提供及び意見交換
- 在留邦人名簿, 緊急連絡網等の整備
- 各種マニュアルの整備(緊急事態対処用, 一般的な安全対策用)
- 民間側での緊急事態対応体制(緊急邦人通信網, 備蓄, 緊急時の行動計画等)の整備

テロ嫌疑者逮捕とマレーシア・デー(9/16)を捉えた注意喚起
-リスクを正しく認識して不測の事態に備えた行動を取りましょう-

平成28年9月7日
在マレーシア日本国大使館

- 8月31日、マレーシア国家警察は、8月27日から29日にかけて、独立記念日(8月31日)を捉えたテロ事件(手榴弾と拳銃による寺院や警察署の襲撃)を企図していた3人を、それぞれクアラルンプール市、セランゴール州、パリン州で逮捕し、拳銃と手榴弾を没収したと発表しました。本事件について、マレーシア国家警察副長官は9月1日、「シリアで活動中のマレーシアISIL戦闘員の指導の下に計画されていた」とコメントしました。
- マレーシアでは、来る9月16日(金)、マレーシアの憲法制定を祝う休日「マレーシア・デー」を迎えます。本記念日に関してマレーシア国家警察長官は、9月2日、国家警察本部内で、警察当局がISILなどの過激派組織によるいかなる攻撃や妨害も阻止するべく、所警の対応を取っていると述べるとともに、国民 に対しては「不審な動きに気づいた時には警察へ通報してほしい」と呼び掛けています。
- 本年の「マレーシア・デー」は金曜日になります。一方、その前の金曜日(9月9日)の2日後となる9月11日は、水同時多発テロ事件から15周年の日にあたることから、これらの宗教的祭日や記念日を捉えてテロをはじめとする不測の事態が発生することが懸念されます。
また、仮に他外国でテロ事件が発生した場合には、それに呼応してマレーシア国内でも何らかの動きが起こるリスクがあることに注意する必要があります。

4 つぎましては、在留邦人や短期滞在者の皆様におかれましては、9月16日の「マレーシア・デー」にかけての期間は、すりひったくをはじめとする一般犯 罪に対する警戒はもとより、特に、欧米人が多数訪れる観光地や大規模商業施設、オープンカフェが立ち並ぶ歓楽街を訪れる際にはテロを含めた不測の事態に遭遇するリスクがあることを念頭に置き、各種トラブルに巻き込まれることのないよう注意してください。

5 ご参考
拳銃や手榴弾による被害を最小化するには、「距離を取る」、「身体を伏せて銃弾や破片を威力が低いようにする」、「身を隠せそうなもの(コンクリート壁、金属製テーブルや椅子、桶など)に身を隠す」が考えられます。
当館HPには、「テロ対策情報」及び「テロ事件に関する注意喚起」日頃から警戒と備えを怠らぬようにはまいしょう(平成27年12月22日掲載)URLを掲載していますのでご参照下さい。

協議会以外での個別のコンタクトも歓迎

皆様からの相談・情報提供が対策につながる

出張時に気をつけること

海外安全対策の情報

収集と準備を万全に

帰国

出発

計画

外国滞在中

旅行の準備

候補地選定



「ここは日本ではない!!」
という意味

意識を切り替え
海外モードに



安全情報を
確認



正規のタクシー
を乗ろう



気をひきしめて
出発!

保険会社

海外旅行者
保険には
必ず加入!



サービス
いろいろ!



ビザは必要?
パスポートの
残存有効期間は?



インターネットや
ガイドブック、
旅行会社から
情報収集



感染症情報も
確認



忘れずに「たびレジ」登録!
「海外安全アプリ」をインストール!!
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>



安全第一!
場合によっては
旅行先や日程の
変更を!

家族や友人に
滞在予定や
現地の連絡先を!



CHECK!

海外安全
ホームページで
治安情勢を
チェック



在留届の電子届出の方法



①外務省海外安全ホームページのトップ画面にある「ORRnet」ボタンをクリックする。



②「在留届を提出する方」ボタンをクリックします。

- ・出張時は「たびレジ」に登録。
- ・3ヶ月以上の滞在の場合は在留届を提出。
- ・海外安全HPから電子的に手続きできる。

外務省 海外旅行登録 「たびレジ」って？

海外旅行や海外出張の時に、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、外務省から滞在先の最新の安全情報がメールで届き、緊急時には現地の大使館・総領事館からの連絡が受けられるシステムです。



“もしも”のために最新の情報を

現地で事件・事故や災害が発生したとき、慣れない外国語でニュースをチェックするのは大変。「たびレジ」に登録すれば現地の大使館・総領事館から日本語で最新の情報が届きます。



海外旅行へ出かける前は

外務省海外旅行登録

「たびレジ」に登録しましょう

持ちに持った海外旅行。しっかり準備をして万全の状態でお出かけしたいですね。でもその前に、「たびレジ」の登録は済みましたか？ 海外での方が一に備えて、ちょっとした対策をしておくで安心ですよ。



“イザッ”というときに素早く支援

緊急時には、登録された電話番号や住所先をもとに、外務省が安否確認を行い、必要な支援を迅速に行います。



本人だけでなく家族の方も安心

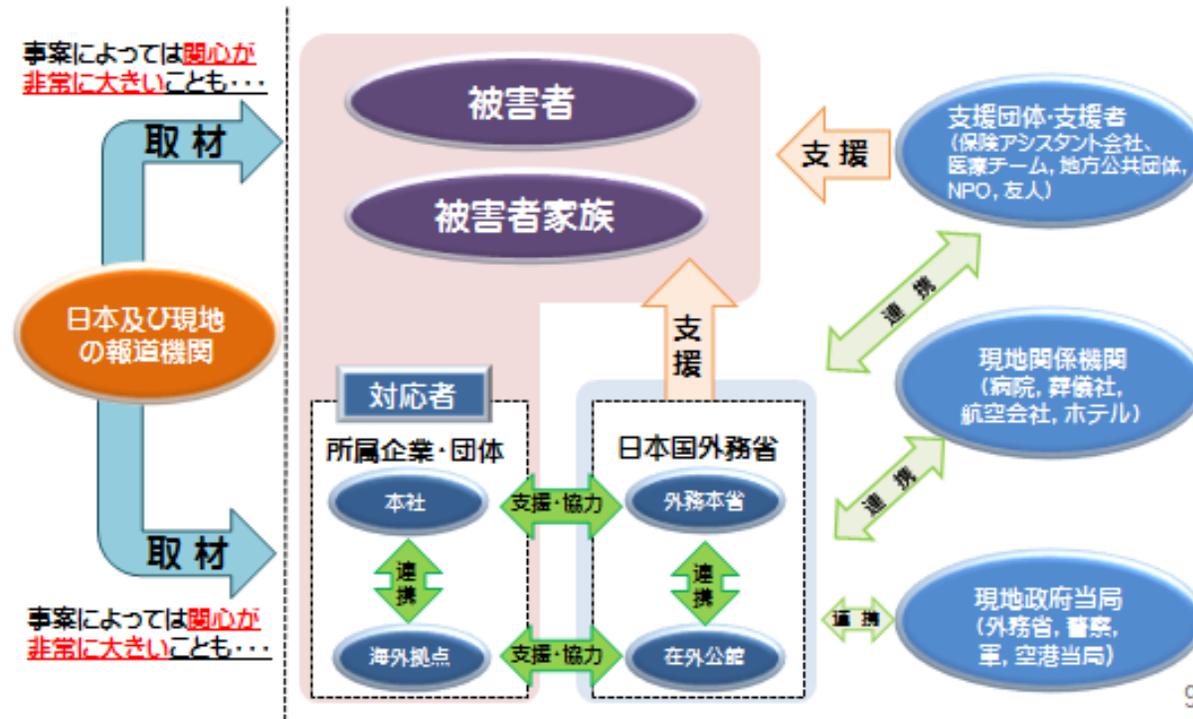
本人以外の方も連絡先として登録することができます。例えば家族を連絡先に登録しておけば、本人が海外で受け取る情報と同じものを家族も同時に受け取ることができます。



お問い合わせ先 外務省領事局政策課：03-5501-8000（内線：5370）

- 被害に遭ったら大使館/総領事館，外務省に連絡を。
24時間体制で支援します。

被害が発生した場合の対応



連絡先

■ 外務省領事局

● [海外邦人安全課](#) (テロ・誘拐関係以外)
電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2851

● [邦人テロ対策室](#) (テロ・誘拐関係)
電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 3047

● [領事サービスセンター\(海外安全担当\)](#) (国別安全情報等)
電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2902

【本資料のお取り扱いについて】

本資料の無断でのコピーや転載はご遠慮ください。

2015年（平成27年）海外邦人援護統計

目次

I	海外邦人援護件数の特徴と推移	1
1.	2015年（平成27年）の特徴	1
2.	援護件数・人数の推移総括表	2
3.	地域別援護件数・人数の推移総括表	3
4.	援護件数の多い在外公館上位20公館	4
5.	2015年（平成27年）の主な事件・事故の事例	5
6.	主な犯罪加害及びその他の事例の特徴	6
7.	海外で邦人が被害者となった主な殺人事件	6
8.	事故・災害・事件等の性別・年齢別統計	7
II	海外邦人援護統計の推移と2015年の内訳（グラフ）	9
III	事故・災害・事件等統計表（全世界及び地域別内訳）	16

2016年（平成28年）12月

外務省 領事局 海外邦人安全課

- 本統計は、在外公館から報告のあった情報に基づき作成されています。
- 本統計は、在外公館で把握している邦人援護事案のみであり、海外で邦人が関係した全ての事件・事故等を網羅したものではなく、海外で発生した事件・災害等の件数を表すものではありません。
- 「事故・災害」、「犯罪」及び「その他」は、海外の邦人(事案当事者)に対し、在外公館が実際に援護を実施した事案のみ計上しています。
- 所在調査のうち同一の事案に複数の在外公館が対応する場合には、在外公館毎では実数となりますが、全体では在外公館毎に集計した数値の合計(延べ数)となります。

I. 海外邦人援護件数の特徴と推移

1. 2015年(平成27年)の特徴

(1) 2015年において我が国在外公館及び財団法人交流協会が取り扱った海外における事件・事故等に係わる総援護件数は18,013件(対前年比0.61%減)で、総援護対象者数は20,387人(同1.63%減)であった。

(2) 『事故・災害』は233件(421人)であった。そのうち約5割は「交通機関事故」(116件)であり、内訳は交通事故108件、航空事故4件、列車事故3件、その他1件となっている。次いで多いのは「レジャー・スポーツ事故」(38件)であり、内訳は水難事故38件、登山事故8件、スポーツ事故5件、その他2件となっている。

(3) 『犯罪被害』は4,719件(5,056人)であり、全体の約3割を占めているが、そのうち最も多いのは「窃盗被害」の3,834件(4,100人)となっている。次いで「詐欺被害」が382件(406人)、「強盗被害」が257件(280人)となっている。

(4) 『犯罪加害』は361件(452人)であった。主なものは、「出入国・査証関係犯罪」の73件(136人)、「傷害・暴行」53件(59人)、「道路交通法違反」38件(38人)となっている。また、国によって非常に重い量刑が科される「麻薬犯罪」は25件(28人)となっている。

(5) 「死亡者数」は533人で過去10年間で4番目に少なく、「負傷者数」は328人で過去10年間で最も少なかった。疾病等による死亡が406人で全死亡者数の約8割を占めており、次いで自殺による死亡者数が46人と約1割の割合となっている。

(6) 地域別では、アジア地域が6,160件(6,540人)と前年に引き続き最も多く、次いで北米地域の5,815件(6,850人)、欧州地域の4,198件(4,436人)、中南米地域の4,488件(1,488人)、大洋州地域の467件(491人)、アフリカ地域の297件(332人)、中東地域の250件(250人)となっており、前年と比較すると北米地域(175件増/295人増)と援護件数に大きな増加がみられ、逆に中南米地域(180件減/303人減)には大きな減少がみられる。

(7) 在外公館別の援護件数を見ると、在タイ日本国大使館(前年1位)が全在外公館の中で最も多く、次いで在フィリピン日本国大使館(前年3位)、在上海日本国総領事館(前年2年)、在ロサンゼルス日本国総領事館(前年5位)、在ニューヨーク日本国総領事館(前年8位)となっている。

< 件 数 >

		総 件 数							
		ア ジ ア	大 洋 州	北 米	中 南 米	欧 州	中 東	アフリカ	
内 訳	事 故 ・ 災 害	93	12	52	17	32	9	18	233
	犯 罪 加 害	235	5	82	5	31	3	0	361
	犯 罪 被 害	1,262	131	494	230	2,396	53	153	4,719
	そ の 他	4,570	319	5,187	596	1,739	163	126	12,700
	総 数	6,160	467	5,815	848	4,198	228	297	18,013

< 人 数 >

		総 人 数							
		ア ジ ア	大 洋 州	北 米	中 南 米	欧 州	中 東	アフリカ	
内 訳	事 故 ・ 災 害	126	17	126	61	36	16	39	421
	犯 罪 加 害	319	5	89	5	31	3	0	452
	犯 罪 被 害	1,321	134	582	234	2,565	53	167	5,056
	そ の 他	4,774	335	6,053	1,188	1,804	178	126	14,458
	総 数	6,540	491	6,850	1,488	4,436	250	332	20,387

2. 援護件数・人数の推移総括表

年	総件数	内容別件数			総人数	死亡者数	負傷者数	海外渡航者数
		強盗・窃盗・詐欺 (被害犯罪・財産犯)	遺失・拾得物 (旅券・財布等)	その他 (事故・犯罪加害・他案件)				
2006年	16,523件	5,839件	3,604件	7,080件	18,771人	484人	590人	17,534,565人
前年比増減率	3.56%	-3.04%	-3.48%	14.21%	-3.75%	-21.30%	-11.81%	0.75%
2007年	15,964件	5,341件	3,619件	7,004件	17,643人	547人	610人	17,294,935人
前年比増減率	-3.38%	-8.53%	0.42%	-1.07%	-6.01%	13.02%	3.39%	-1.37%
2008年	16,364件	5,229件	3,276件	7,859件	18,098人	615人	600人	15,987,250人
前年比増減率	2.51%	-2.10%	-9.48%	12.21%	2.58%	12.43%	-1.64%	-7.56%
2009年	16,963件	5,160件	3,072件	8,731件	18,843人	513人	443人	15,445,684人
前年比増減率	3.66%	-1.32%	-6.23%	11.10%	4.12%	-16.59%	-26.17%	-3.39%
2010年	17,515件	5,251件	3,253件	9,011件	19,882人	549人	708人	16,637,224人
前年比増減率	3.25%	1.76%	5.89%	3.21%	5.51%	7.02%	59.82%	7.71%
2011年	17,093件	5,010件	3,415件	8,668件	19,533人	592人	442人	16,994,200人
前年比増減率	-2.41%	-4.59%	4.98%	-3.81%	-1.76%	7.83%	-37.57%	2.15%
2012年	18,219件	5,198件	3,597件	9,424件	20,378人	537人	477人	18,490,657人
前年比増減率	6.59%	3.75%	5.33%	8.72%	4.33%	-9.29%	7.92%	8.81%
2013年	17,796件	5,091件	3,338件	9,367件	19,746人	601人	420人	17,472,748人
前年比増減率	-2.32%	-2.06%	-7.20%	-0.60%	-3.10%	11.92%	-11.95%	-5.50%
2014年	18,123件	4,796件	3,323件	10,004件	20,724人	522人	396人	16,903,388人
前年比増減率	1.84%	-5.79%	-0.45%	6.80%	4.95%	-13.14%	-5.71%	-3.26%
2015年	18,013件	4,473件	3,256件	10,284件	20,387人	533人	328人	16,213,789人
前年比増減率	-0.61%	-6.73%	-2.02%	2.80%	-1.63%	2.11%	-17.17%	-4.08%

注（１）海外渡航者数は歴年ごとに取りまとめたもの。

（２）死亡者数及び負傷者数には、犯罪被害によるもののほか、事故・災害、疾病、自殺によるもの等が含まれる。

（３）海外渡航者数は法務省入国管理局統計を採用した。

3. 地域別援護件数・人数の推移総括表

年	アジア		大洋州		北米		中南米		欧州		中東		アフリカ		総数	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
2006年	6,911	7,845	816	914	2,906	3,096	605	864	4,652	5,001	270	495	363	556	16,523	18,771
前年比増減率	10.35%	11.55%	-23.09%	-23.32%	2.58%	-29.22%	-19.97%	-10.09%	4.75%	-3.06%	-3.91%	54.21%	13.44%	20.09%	3.56%	-3.75%
2007年	6,924	7,618	731	793	2,732	2,877	734	923	4,210	4,630	245	278	388	524	15,964	17,643
前年比増減率	0.19%	-2.89%	-10.42%	-13.24%	-5.99%	-7.07%	21.32%	6.83%	-9.50%	-7.42%	-9.26%	-43.84%	6.89%	-5.76%	-3.38%	-6.01%
2008年	6,941	7,549	768	824	3,271	3,485	754	1,043	3,931	4,343	293	328	406	526	16,364	18,098
前年比増減率	0.25%	-0.91%	5.06%	3.91%	19.73%	21.13%	2.72%	13.00%	-6.63%	-6.20%	19.59%	17.99%	4.64%	0.38%	2.51%	2.58%
2009年	7,305	8,042	734	769	3,409	3,840	736	941	4,056	4,428	291	341	432	482	16,963	18,843
前年比増減率	5.24%	6.53%	-4.43%	-6.67%	4.22%	10.19%	-2.39%	-9.78%	3.18%	1.96%	-0.68%	3.96%	6.40%	-8.37%	3.66%	4.12%
2010年	7,535	8,163	679	726	3,544	3,966	701	999	4,287	5,128	355	424	414	476	17,515	19,882
前年比増減率	3.15%	1.50%	-7.49%	-5.59%	3.96%	3.28%	-4.76%	6.16%	5.70%	15.81%	21.99%	24.34%	-4.17%	-1.24%	3.25%	5.51%
2011年	6,760	7,143	625	703	4,291	5,021	842	1,103	3,924	4,174	233	391	418	998	17,093	19,533
前年比増減率	-10.29%	-12.50%	-7.95%	-3.17%	21.08%	26.60%	20.11%	10.41%	-8.47%	-18.60%	-34.37%	-7.78%	0.97%	109.66%	-2.41%	-1.76%
2012年	6,746	7,172	528	558	5,106	5,929	835	1,276	4,366	4,737	250	277	388	429	18,219	20,378
前年比増減率	-0.21%	0.41%	-15.52%	-20.63%	18.99%	18.08%	-0.83%	15.68%	11.26%	13.49%	7.30%	-29.16%	-7.18%	-57.01%	6.59%	4.33%
2013年	6,466	6,794	466	494	4,976	5,545	974	1,634	4,363	4,657	230	246	321	376	17,796	19,746
前年比増減率	-4.15%	-5.27%	-11.74%	-11.47%	-2.55%	-6.48%	16.65%	28.06%	-0.07%	-1.69%	-8.00%	-11.19%	-17.27%	-12.35%	-2.32%	-3.10%
2014年	5,985	6,245	494	528	5,660	6,853	1,028	1,787	4,328	4,573	295	311	333	427	18,123	20,724
前年比増減率	-7.44%	-8.08%	6.01%	6.88%	13.75%	23.59%	5.54%	9.36%	-0.80%	-1.80%	28.26%	26.42%	3.74%	13.56%	1.84%	4.95%
2015年	6,160	6,540	467	491	5,815	6,850	848	1,488	4,198	4,436	228	250	297	332	18,013	20,387
前年比増減率	2.92%	4.72%	-5.47%	-7.01%	2.74%	-0.04%	-17.51%	-16.73%	-3.00%	-3.00%	-22.71%	-19.61%	-10.81%	-22.25%	-0.61%	-1.63%

注: 下段は対前年比増減率

4. 援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数	順位	在外公館名	件数
1	在タイ日本国大使館	1,028件	11	在大韓民国日本国大使館	326件
2	在フィリピン日本国大使館	974件	12	在中華人民共和国日本国大使館	324件
3	在上海日本国総領事館	927件	13	在香港日本国総領事館	311件
4	在ロサンゼルス日本国総領事館	752件	14	在バンクーバー日本国総領事館	292件
5	在ニューヨーク日本国総領事館	669件	15	在イタリア日本国大使館	291件
6	在英国日本国大使館	591件	16	在サンフランシスコ日本国総領事館	273件
7	在ホノルル日本国総領事館	525件	17	在シアトル日本国総領事館	268件
8	在フランス日本国大使館	502件	18	在ハガツニャ日本国総領事館	241件
9	在バルセロナ日本国総領事館	416件	19	在ボストン日本国総領事館	233件
10	在デュッセルドルフ日本国総領事館	371件	20	在ヒューストン日本国総領事館	232件

※大使館、総領事館、領事事務所等のうち、援護件数の多い上位20公館を掲載。

5. 2015年（平成27年）の主な事件・事故の事例

（1）事故・災害

- 航空事故
 - 1月 米国・フロリダ州において、訓練中のセスナが墜落し、邦人1名が死亡した。
 - 3月 フランス南東部において、航空機が墜落し、邦人2名が死亡した。
- レジャー事故
 - 4月 カナダ・アルバータ州において、スキー中の事故により、邦人1名が死亡した。
 - 7月 スイス・ペルン州において、パラグライダー中の事故により、邦人1名が死亡した。
 - 10月 コロンビア・ナリーニョ県において、パラグライダー中の事故により、邦人1名が死亡した。
 - 12月 オーストラリア・クイーンズランド州において、散策中滝壺に滑落し、邦人1名が死亡した。
- 登山事故
 - 8月 英国・ロージアン州において、トレッキング中の事故により、邦人1名が死亡した。
- 水難事故
 - 2月 オーストラリア・ニューサウスウェールズ州において、サメに襲われ、邦人1名が死亡した。
 - 3月 モルディブにおいて、遊泳中の事故により、邦人1名が死亡した。
 - 5月 オーストラリア・クイーンズランド州において、海中から浮上した際に意識を失い、邦人1名が死亡した。
 - 6月 インドネシア・バリ州において、サーフィン中の事故により、邦人1名が死亡した。
- 交通事故
 - 6月 米国・アリゾナ州において、バイクで移動するツアーに参加していた邦人数名のうち1名のバイクが土手に衝突し死亡。これを避けようとした邦人1名が負傷した。
 - 9月 米国・ワシントン州において、チャーターバスと観光客を乗せた水陸両用バスが衝突、邦人1名が死亡、邦人7名が負傷した。
 - 12月 アイスランド南東部において、邦人4名を乗せた乗用車が乗用車と衝突、邦人4名が死傷した。
- 作業事故
 - 3月 ニュージーランドにおいて、クレーン車で作業していた邦人1名が作業物資との間に挟まれ、死亡した。
- 自然災害
 - 4月 ネパール・エベレストにおいて、地震に伴う雪崩により、邦人1名が死亡した。
 - 6月 マレーシア・キナバル山において、地震の影響により、邦人1名が死亡した。

（2）犯罪被害

- テロ シリアにおいて、テロ組織に誘拐された邦人2名が殺害された。また、チュニジアにおいて、博物館を見学していた邦人が武装したテロリストの襲撃に会い、死傷する事件が発生した他、バングラデシュのロングプール県において車に乗車していた邦人がISISを名乗る組織の人物から銃撃を受けた。
- 殺人・強盗致死 「海外で邦人が被害者となった主な殺人事件」（P. 6）参照
- 強盗・同未遂 路上強奪等の一般的な強盗が最も多く、侵入強盗、羽交い締め・首締め強盗、睡眠薬強盗、車両強盗と続く。
- 窃盗・同未遂 スリが最も多く、置き引き、車上狙い、ひったくり、空き巣と続く。スリと置き引きで全体の約7割を占める。
- 傷害・暴行 路上での一方的な暴行やケンカ等の一般的な傷害・暴行が大半を占め、成人に対するDV、未成年に対するDVと続く。
- 詐欺・同未遂 暴力キャッチパーが最も多く、偽警察官・ガイド、いかさま賭博、商品詐欺、419詐欺と続く。

6. 主な犯罪加害及びその他の事例の特徴

(1) 犯罪加害

- 出入国・査証関係犯罪 不法滞在が大半を占める。
- 傷害・暴行 喧嘩等と家庭内暴力で大半を占める。
- 道路交通法違反 スピード違反が大半を占める。

(2) その他の事例

- 傷 病 746人のうち、アジア地域が全体の約7割を占める。疾病等による死亡者は406人を数え、全死亡者の約9割を占める。
- 精神障害 179人のうち、アジア地域と欧州地域で全体の約7割を占める。その他の地域では、北米地域は全体の約2割を占める。
- 困 窮 379人のうち、アジア地域が全体の約7割を占める。
- 遺 失 本人の不注意によるものが大半を占める。
- 所在調査 遺産相続、不動産登記、用地買収、未納地方税徴収等のため、海外に転出した邦人に連絡を取る必要がある場合、弁護士法23条の2による照会、官公庁、裁判所及び三親等以内の親族よりの所在調査依頼がある。なお、北米地域及び中南米地域については、戦前・戦後に移民したと思われる邦人の調査が多く含まれている。

7. 海外で邦人が被害者となった主な殺人事件

- 1月 メキシコ・バハカリフォルニア州において、邦人が殺害された。
- 2月 米国・カリフォルニア州において、邦人が殺害された。
- 5月 フィリピン・マニラ首都圏において、邦人が殺害された。
- 9月 インドネシア・ジャカルタ首都特別州において、邦人が殺害された。
- 10月 タイ・アントーン県において、邦人が殺害された。
- 10月 ブラジル・サンパウロ州において、邦人が殺害された。
- 12月 オーストラリア・クイーンズランド州において、邦人が殺害された。

事故・災害・事件等の性別・年齢別統計(1)

「全事項(事故・災害・事件等)」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	6,540	4,730	1,548	262	360	925	1,099	1,137	948	790	493	788	2,531	2,462	1,547
大洋州	491	199	260	32	47	133	73	77	60	24	16	61	262	83	146
北米	6,850	2,539	4,115	196	161	745	668	1,014	743	776	2,230	513	1,851	1,053	3,946
中南米	1,488	683	724	81	5	106	101	63	78	179	856	100	392	229	867
欧州	4,436	2,249	1,940	247	180	806	735	640	546	491	258	780	1,268	2,734	434
中東	250	156	85	9	12	82	58	40	15	15	10	18	71	174	5
アフリカ	332	188	98	46	6	77	71	48	25	14	9	82	165	145	22
計	20,387	10,744	8,770	873	771	2,874	2,805	3,019	2,415	2,289	3,872	2,342	6,540	6,880	6,967

「犯罪加害」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	319	221	33	65	4	32	64	64	43	26	10	76	89	70	160
大洋州	5	2	2	1	0	0	2	1	0	0	0	2	4	1	0
北米	89	59	26	4	2	26	18	15	8	4	0	16	38	37	14
中南米	5	4	1	0	1	0	1	2	1	0	0	0	2	3	0
欧州	31	18	12	1	2	7	4	7	6	1	3	1	18	12	1
中東	3	3	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3	0	0
アフリカ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	452	307	74	71	9	66	89	89	59	32	13	95	154	123	175

「犯罪被害」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	1,321	941	331	49	48	275	296	260	176	94	38	134	447	724	150
大洋州	134	64	62	8	8	54	32	14	5	4	0	17	110	21	3
北米	582	289	284	9	47	193	113	87	41	22	8	71	218	353	11
中南米	234	133	80	21	2	63	61	33	22	12	9	32	78	141	15
欧州	2,565	1,407	1,093	65	103	522	451	410	367	346	154	212	476	1,960	129
中東	53	35	14	4	1	19	15	6	2	2	2	6	8	43	2
アフリカ	167	98	53	16	2	39	43	23	11	8	4	37	96	69	2
計	5,056	2,967	1,917	172	211	1,165	1,011	833	624	488	215	509	1,433	3,311	312

事故・災害・事件等の性別・年齢別統計(2)

「傷病」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	502	413	83	6	9	15	13	55	94	144	147	25	281	145	76
大洋州	9	3	5	1	0	3	1	1	0	1	1	2	7	1	1
北米	94	57	34	3	0	4	5	10	10	21	28	16	60	20	14
中南米	21	14	7	0	2	2	2	0	4	3	8	0	8	13	0
欧州	92	48	37	7	1	7	10	10	10	14	20	20	37	55	0
中東	4	1	2	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	4	0
アフリカ	24	15	6	3	0	4	2	4	1	2	3	8	12	12	0
計	746	551	174	21	12	35	33	82	119	185	208	72	405	250	91

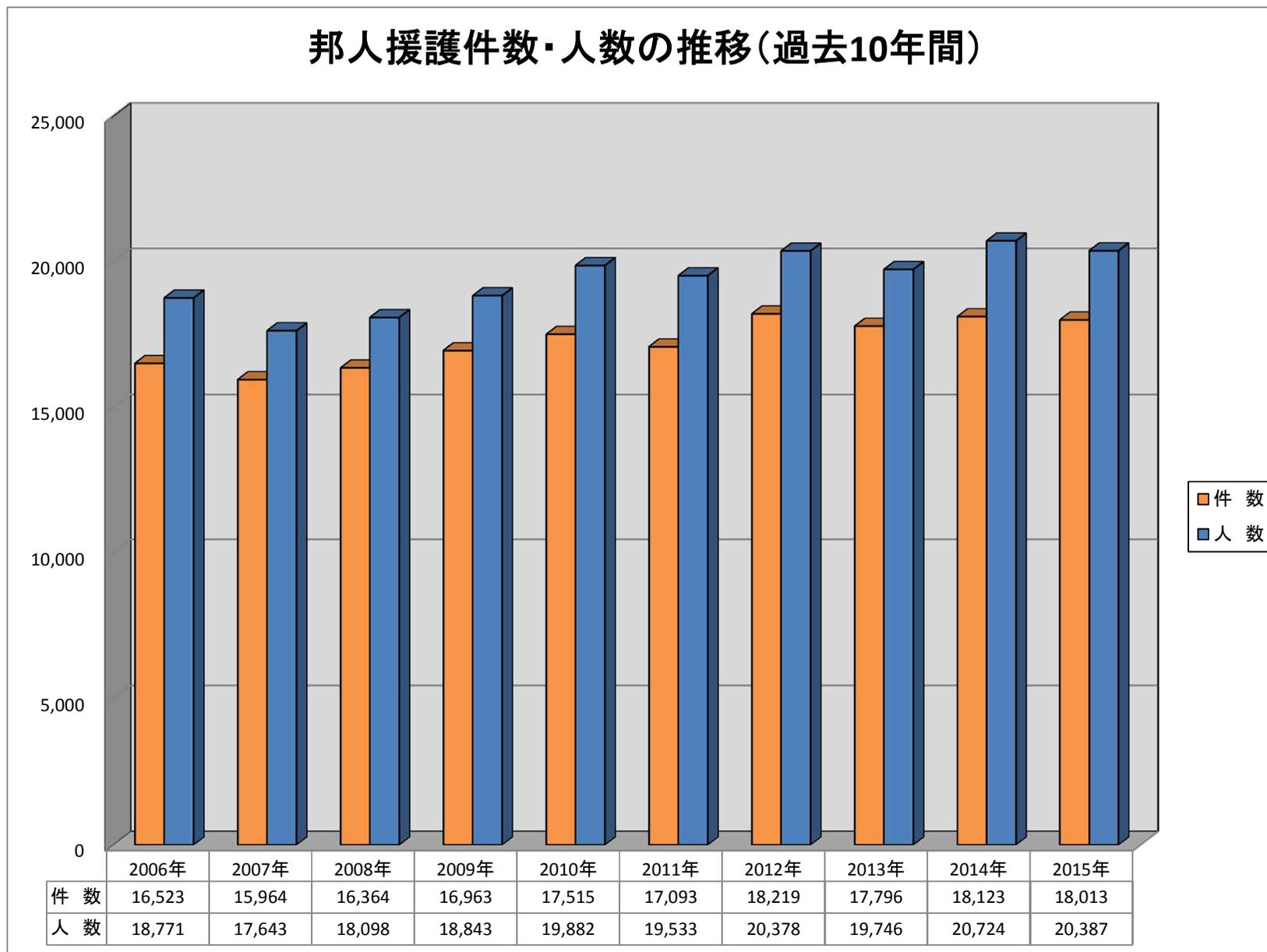
「困窮」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	265	217	46	2	29	44	25	30	37	51	37	12	151	84	30
大洋州	5	3	2	0	3	0	1	1	0	0	0	0	3	2	0
北米	40	20	19	1	2	7	4	8	7	3	5	4	18	19	3
中南米	11	9	2	0	0	5	0	2	0	1	3	0	3	8	0
欧州	43	25	15	3	3	8	5	7	10	4	1	5	6	35	2
中東	8	7	1	0	0	3	0	1	1	2	1	0	0	8	0
アフリカ	7	4	3	0	1	1	0	0	1	1	1	2	4	3	0
計	379	285	88	6	38	68	35	49	56	62	48	23	185	159	35

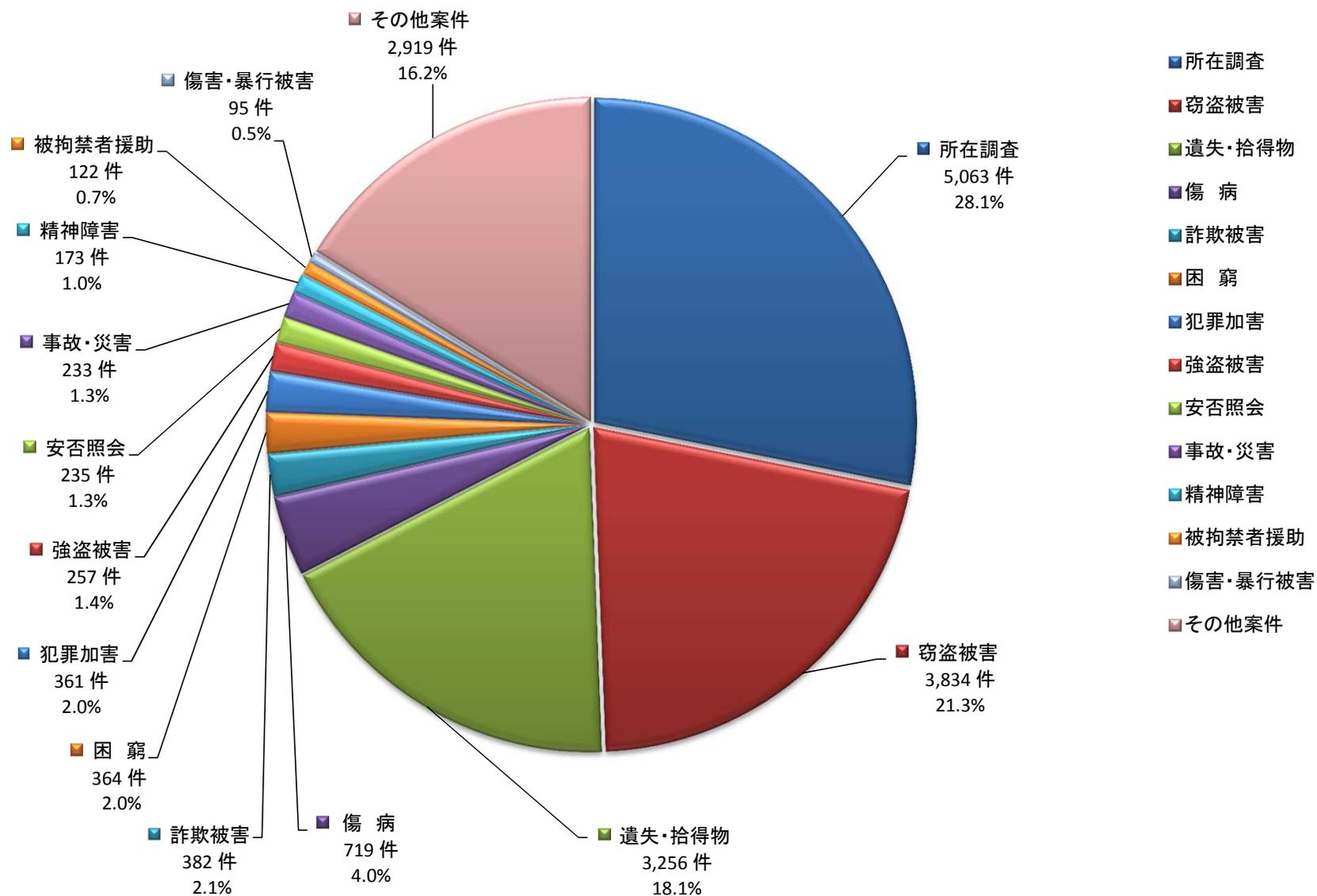
「遺失・拾得物」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢								滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明
アジア	1,575	1,126	407	42	129	342	364	299	188	108	56	89	479	918	178
大洋州	110	48	60	2	33	43	15	5	5	1	2	6	76	32	2
北米	775	437	335	3	77	310	153	92	56	44	27	16	323	439	13
中南米	31	17	14	0	0	9	7	5	5	2	2	1	6	25	0
欧州	798	397	292	109	41	164	144	93	57	64	38	197	265	428	105
中東	24	14	10	0	0	12	5	1	1	2	3	0	4	20	0
アフリカ	5	4	1	0	0	1	2	1	0	0	1	0	2	3	0
計	3,318	2,043	1,119	156	280	881	690	496	312	221	129	309	1,155	1,865	298

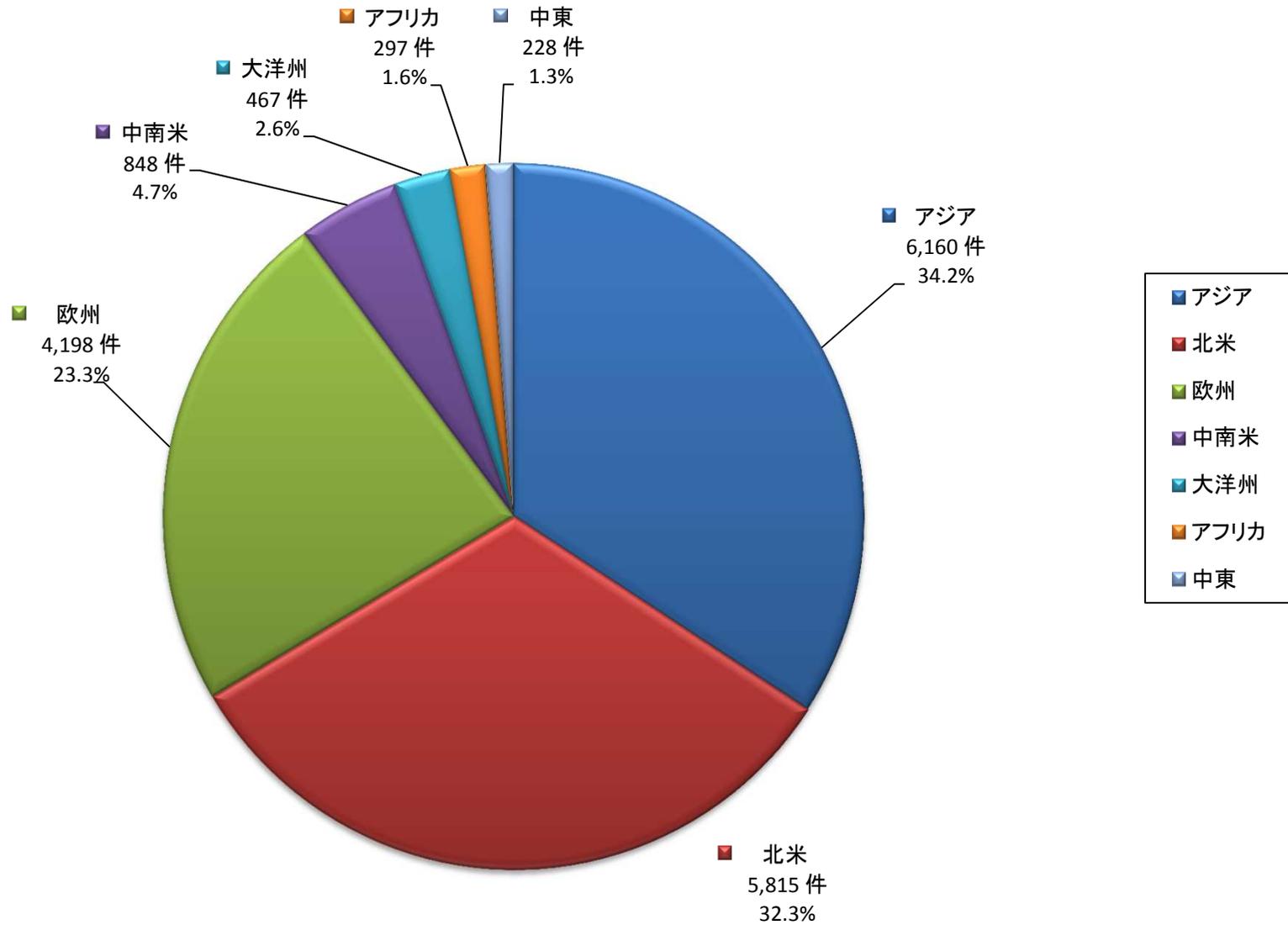
II. 海外邦人援護統計の推移と2013年の内訳(グラフ)



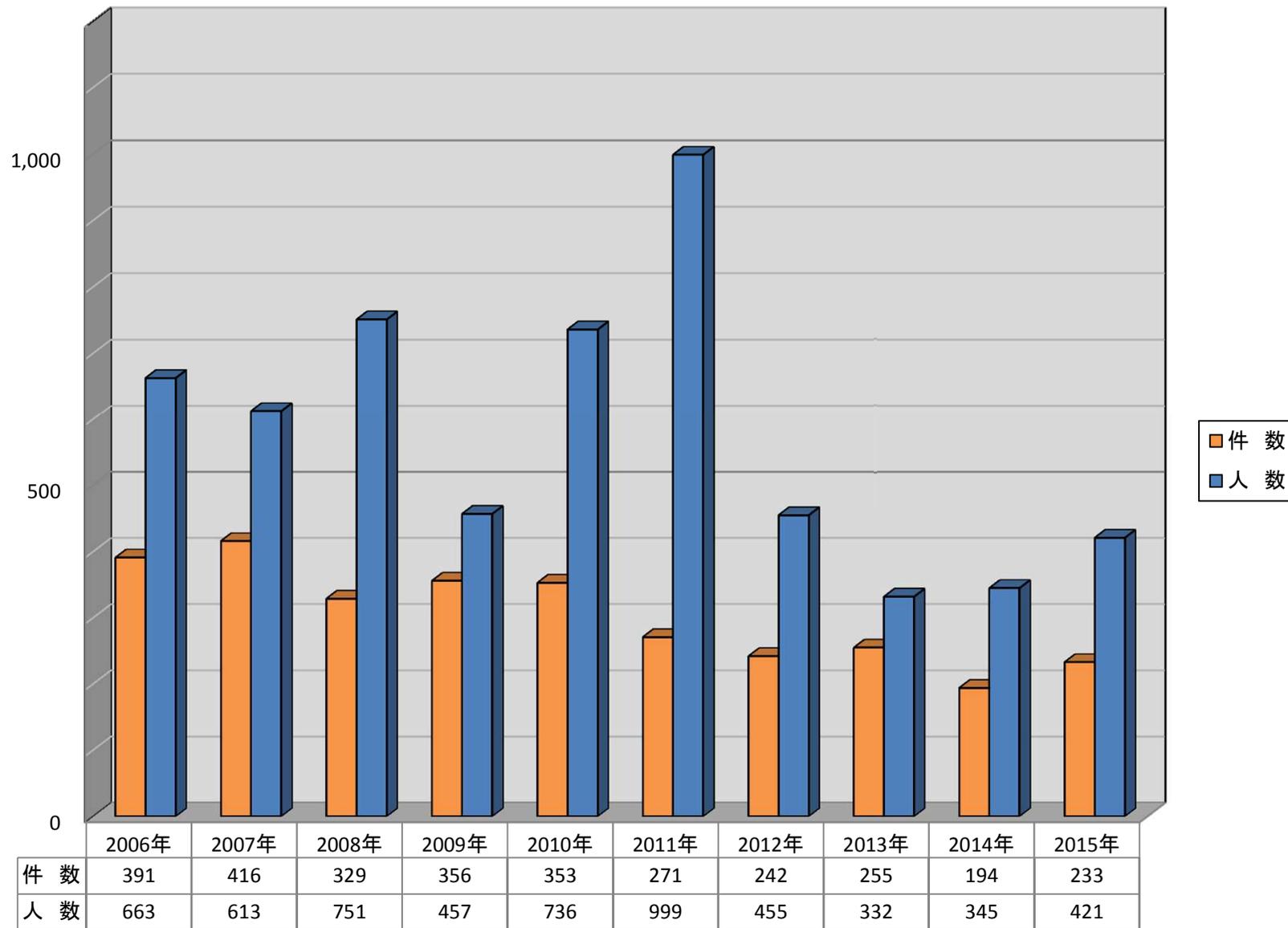
2015年海外邦人援護件数の事件別内訳



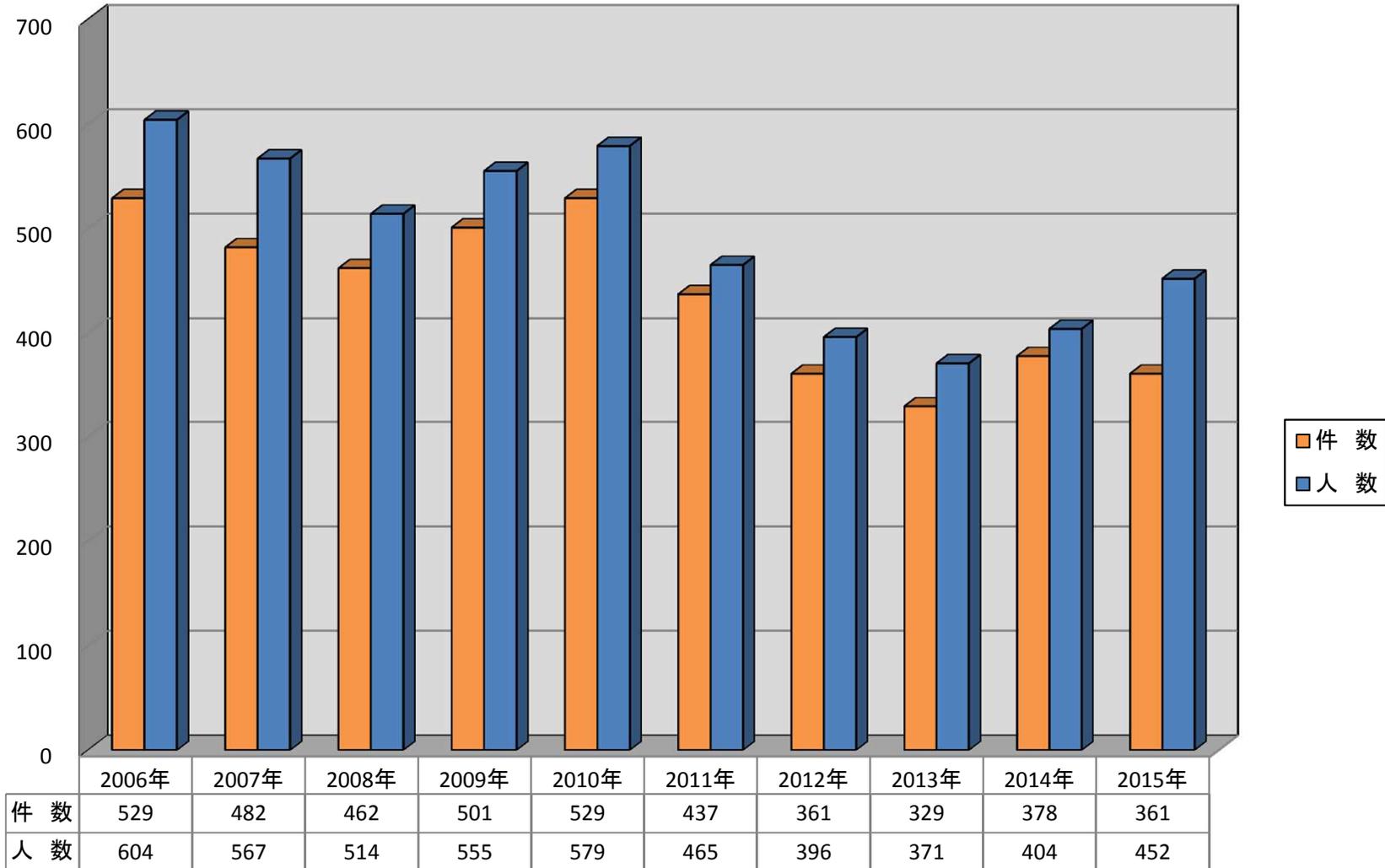
2015年海外邦人援護統計の地域別内訳



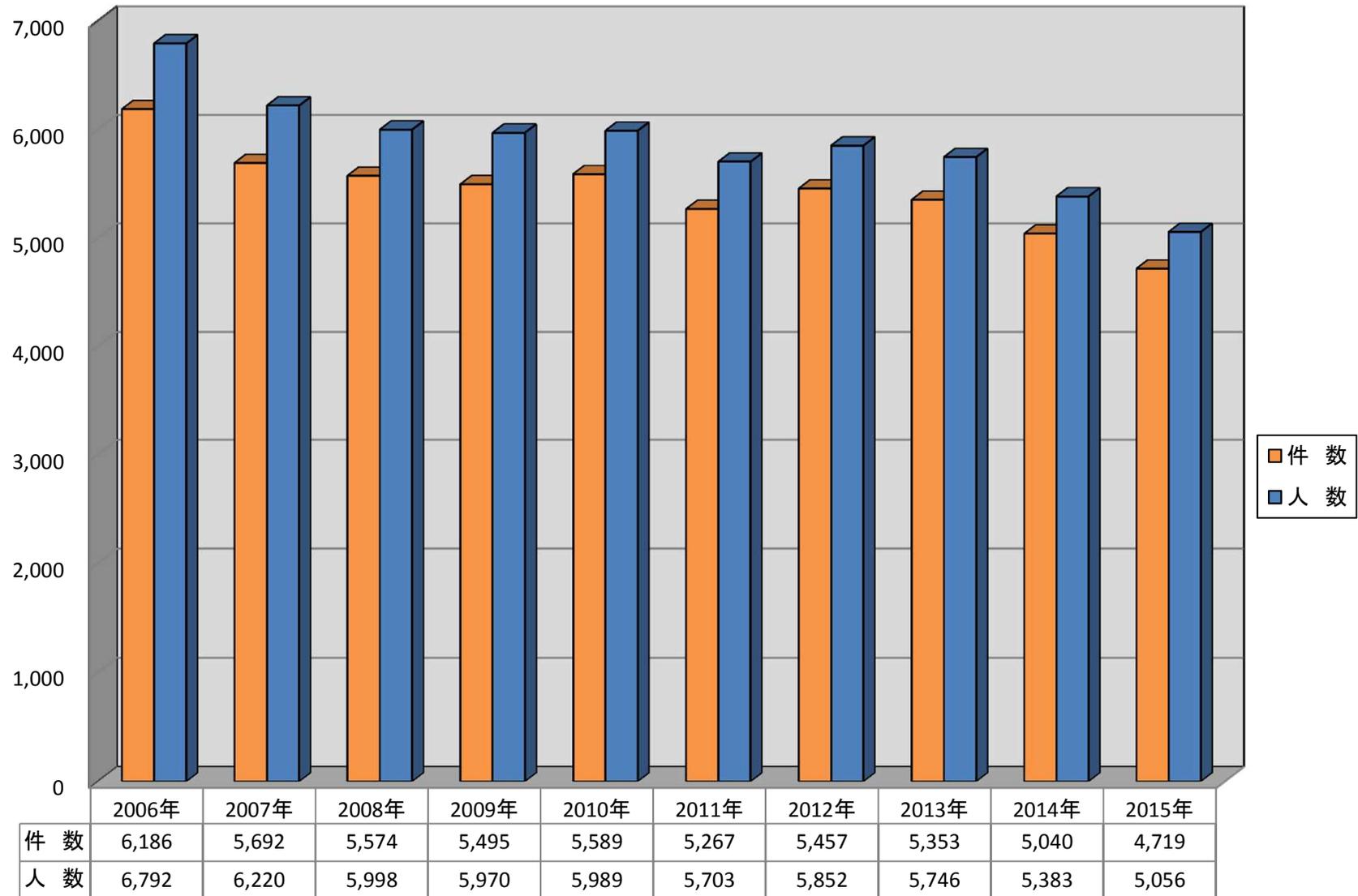
邦人援護件数・人数(事故・災害)



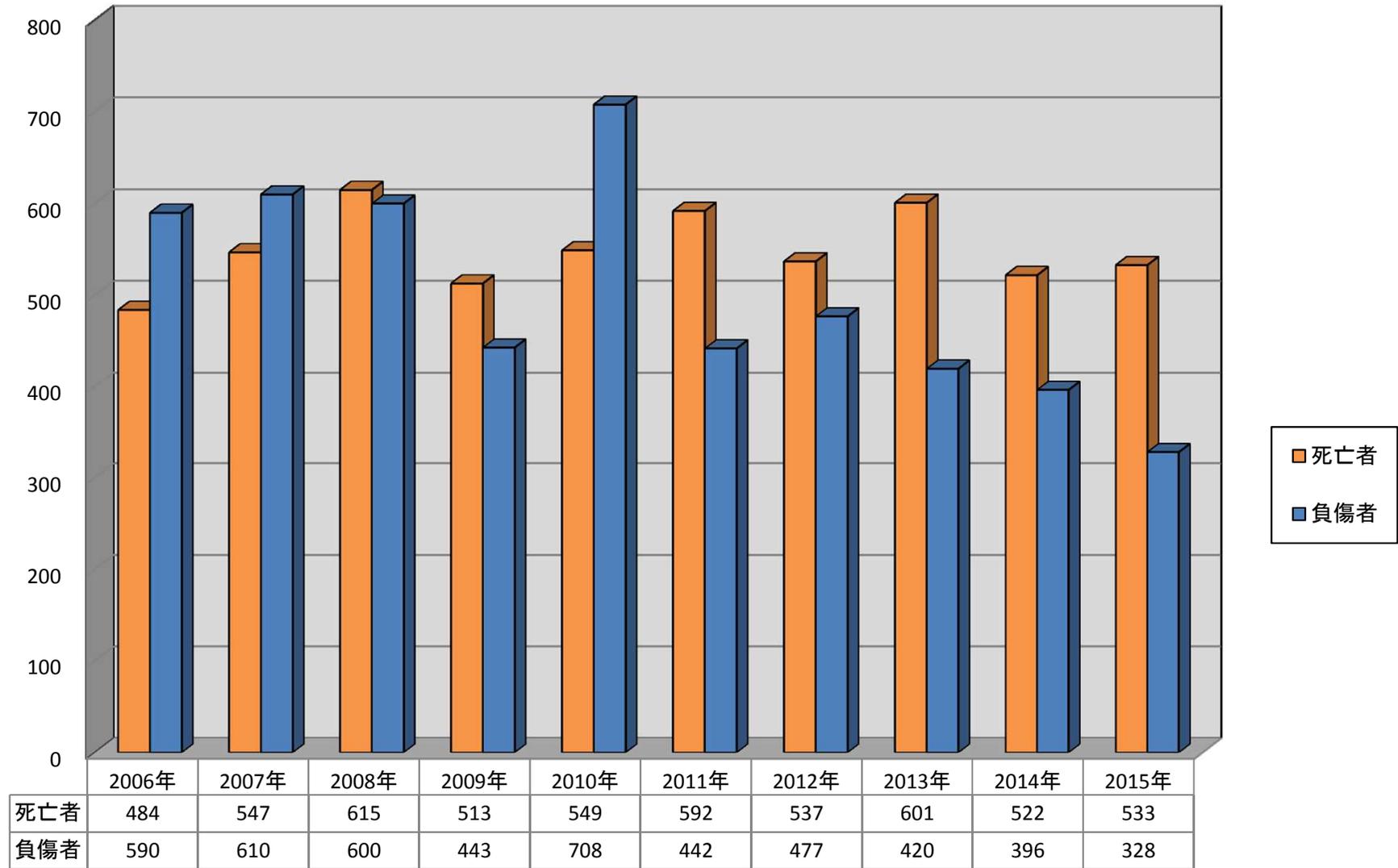
邦人援護件数・人数(犯罪加害)



邦人援護件数・人数(犯罪被害)



邦人援護件数・人数(死亡者・負傷者)



事故・災害・事件等統計表 2015年【全世界】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）						III. その他（新規事案及び継続事案）												
						加 害			被 害															
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他	
レジャー・スポーツ事故	38	41	22	10	9	殺人	3	3	1	0	2	殺人	14	16	12	3	1	傷病	719	746	406	64	276	
交通機関事故	116	151	20	88	43	麻薬	25	28	0	0	28	傷害・暴行	95	108	0	61	47	精神障害	173	179	0	1	178	
自然災害	18	47	2	1	44	傷害・暴行	53	59	0	1	58	強姦・強制猥褻	33	34	0	2	32	自殺・同未遂	60	60	46	3	11	
作業事故	7	7	3	4	0	強姦・強制猥褻	9	9	0	0	9	脅迫・恐喝	53	54	0	0	54	困窮	364	379	0	0	379	
戦闘・暴動・クーデター	7	20	0	0	20	脅迫・恐喝	6	6	0	0	6	強盗・強奪	257	280	0	45	235	遺失・拾得物	3,256	3,318	0	0	3,318	
その他	47	155	14	17	124	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	3,834	4,100	0	20	4,080	被拘禁者援助	122	126	0	0	126	
						窃盗	29	31	0	0	31	詐欺	382	406	0	2	404	所在調査	5,063	6,453	0	0	6,453	
						詐欺	19	21	0	0	21	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	235	252	0	0	252	
						外為法・関税法	19	24	0	0	24	テロ	3	10	6	4	0	行方不明	53	55	0	0	55	
						出入国・査証関係犯罪	73	136	0	0	136	その他	48	48	0	0	48	その他	2,655	2,890	1	2	2,887	
						道路交通法違反	38	38	0	0	38													
						売買春	13	14	0	0	14													
						銃刀法	5	5	0	0	5													
						その他	69	78	0	0	78													
計	233	421	61	120	240	計	361	452	1	1	450	計	4,719	5,056	18	137	4,901	計	12,700	14,458	453	70	13,935	
																			総計	18,013	20,387	533	328	19,526

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【アジア地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯 罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加 害					被 害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	15	18	9	3	6	殺人	1	1	0	0	1	殺人	8	9	6	3	0	傷病	489	502	309	38	155
交通機関事故	56	74	7	51	16	麻薬	16	19	0	0	19	傷害・暴行	51	59	0	34	25	精神障害	67	72	0	1	71
自然災害	8	15	2	1	12	傷害・暴行	30	30	0	0	30	強姦・強制猥褻	10	11	0	0	11	自殺・同未遂	27	27	23	0	4
作業事故	2	2	2	0	0	強姦・強制猥褻	5	5	0	0	5	脅迫・恐喝	29	33	0	0	33	困窮	258	265	0	0	265
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	2	2	0	0	2	強盗・強奪	78	80	0	9	71	遺失・拾得物	1,549	1,575	0	0	1,575
その他	12	17	4	6	7	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	823	850	0	7	843	被拘禁者援助	87	88	0	0	88
						窃盗	18	20	0	0	20	詐欺	245	261	0	2	259	所在調査	559	584	0	0	584
						詐欺	17	19	0	0	19	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	129	139	0	0	139
						外為法・関税法	17	22	0	0	22	テロ	1	1	1	0	0	行方不明	16	16	0	0	16
						出入国・査証関係犯罪	48	111	0	0	111	その他	17	17	0	0	17	その他	1,389	1,506	1	0	1,505
						道路交通法違反	16	16	0	0	16												
						売買春	13	14	0	0	14												
						銃刀法	4	4	0	0	4												
						その他	48	56	0	0	56												
計	93	126	24	61	41	計	235	319	0	0	319	計	1,262	1,321	7	55	1,259	計	4,570	4,774	333	39	4,402
																		総計	6,160	6,540	364	155	6,021

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【大洋州地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）						III. その他（新規事案及び継続事案）											
						加害			被害														
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	6	6	5	1	0	殺人	1	1	1	0	0	殺人	1	1	1	0	0	傷病	9	9	3	1	5
交通機関事故	3	3	0	1	2	麻薬	1	1	0	0	1	傷害・暴行	6	6	0	3	3	精神障害	5	5	0	0	5
自然災害	0	0	0	0	0	傷害・暴行	0	0	0	0	0	強姦・強制猥褻	8	8	0	1	7	自殺・同未遂	3	3	2	0	1
作業事故	1	1	1	0	0	強姦・強制猥褻	1	1	0	0	1	脅迫・恐喝	3	3	0	0	3	困窮	5	5	0	0	5
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	強盗・強奪	11	12	0	7	5	遺失・拾得物	104	110	0	0	110
その他	2	7	0	0	7	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	85	87	0	1	86	被拘禁者援助	2	2	0	0	2
						窃盗	0	0	0	0	0	詐欺	13	13	0	0	13	所在調査	135	135	0	0	135
						詐欺	0	0	0	0	0	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	10	16	0	0	16
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	0	0	0	0	0	行方不明	1	1	0	0	1
						出入国・査証関係犯罪	2	2	0	0	2	その他	4	4	0	0	4	その他	45	49	0	0	49
						道路交通法違反	0	0	0	0	0												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	0	0	0	0	0												
計	12	17	6	2	9	計	5	5	1	0	4	計	131	134	1	12	121	計	319	335	5	1	329
																		総計	467	491	13	15	463

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【北米地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）						III. その他（新規事案及び継続事案）											
						加害			被害														
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	9	9	4	4	1	殺人	0	0	0	0	0	殺人	2	2	1	0	1	傷病	86	94	56	9	29
交通機関事故	29	40	6	23	11	麻薬	6	6	0	0	6	傷害・暴行	20	24	0	9	15	精神障害	37	38	0	0	38
自然災害	2	2	0	0	2	傷害・暴行	16	22	0	1	21	強姦・強制猥褻	5	5	0	0	5	自殺・同未遂	13	13	9	2	2
作業事故	1	1	0	1	0	強姦・強制猥褻	1	1	0	0	1	脅迫・恐喝	6	5	0	0	5	困窮	37	40	0	0	40
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	2	2	0	0	2	強盗・強奪	25	28	0	8	20	遺失・拾得物	762	775	0	0	775
その他	11	74	2	3	69	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	386	467	0	3	464	被拘禁者援助	26	29	0	0	29
						窃盗	6	6	0	0	6	詐欺	42	42	0	0	42	所在調査	3,719	4,489	0	0	4,489
						詐欺	1	1	0	0	1	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	40	40	0	0	40
						外為法・関税法	2	2	0	0	2	テロ	0	0	0	0	0	行方不明	15	17	0	0	17
						出入国・査証関係犯罪	14	14	0	0	14	その他	8	9	0	0	9	その他	452	518	0	0	518
						道路交通法違反	18	18	0	0	18												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	16	17	0	0	17												
計	52	126	12	31	83	計	82	89	0	1	88	計	494	582	1	20	561	計	5,187	6,053	65	11	5,977
																		総計	5,815	6,850	78	63	6,709

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【中南米地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯 罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加 害					被 害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	1	1	1	0	0	殺人	0	0	0	0	0	殺人	2	3	3	0	0	傷病	20	21	8	3	10
交通機関事故	2	2	0	1	1	麻薬	1	1	0	0	1	傷害・暴行	1	1	0	1	0	精神障害	0	0	0	0	0
自然災害	6	15	0	0	15	傷害・暴行	1	1	0	0	1	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	自殺・同未遂	3	3	2	0	1
作業事故	2	2	0	2	0	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	3	1	0	0	1	困窮	10	11	0	0	11
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	強盗・強奪	64	72	0	9	63	遺失・拾得物	31	31	0	0	31
その他	6	41	1	3	37	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	153	148	0	0	148	被拘禁者援助	0	0	0	0	0
						窃盗	1	1	0	0	1	詐欺	6	8	0	0	8	所在調査	474	1,061	0	0	1,061
						詐欺	0	0	0	0	0	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	6	6	0	0	6
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	0	0	0	0	0	行方不明	1	1	0	0	1
						出入国・査証関係犯罪	2	2	0	0	2	その他	1	1	0	0	1	その他	51	54	0	2	52
						道路交通法違反	0	0	0	0	0												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	0	0	0	0	0												
計	17	61	2	6	53	計	5	5	0	0	5	計	230	234	3	10	221	計	596	1,188	10	5	1,173
																		総計	848	1,488	15	21	1,452

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【欧州地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加害					被害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	6	6	3	2	1	殺人	1	1	0	0	1	殺人	1	1	1	0	0	傷病	87	92	25	11	56
交通機関事故	13	17	4	11	2	麻薬	1	1	0	0	1	傷害・暴行	13	14	0	11	3	精神障害	59	59	0	0	59
自然災害	0	0	0	0	0	傷害・暴行	5	5	0	0	5	強姦・強制猥褻	8	8	0	1	7	自殺・同未遂	11	11	8	1	2
作業事故	0	0	0	0	0	強姦・強制猥褻	2	2	0	0	2	脅迫・恐喝	3	3	0	0	3	困窮	39	43	0	0	43
戦闘・暴動・クーデター	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	2	2	0	0	2	強盗・強奪	37	40	0	4	36	遺失・拾得物	782	798	0	0	798
その他	13	13	6	4	3	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	2,282	2,441	0	6	2,435	被拘禁者援助	2	2	0	0	2
						窃盗	4	4	0	0	4	詐欺	40	46	0	0	46	所在調査	171	179	0	0	179
						詐欺	1	1	0	0	1	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	42	43	0	0	43
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	0	0	0	0	0	行方不明	16	16	0	0	16
						出入国・査証関係犯罪	7	7	0	0	7	その他	12	12	0	0	12	その他	530	561	0	0	561
						道路交通法違反	4	4	0	0	4												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	1	1	0	0	1												
						その他	3	3	0	0	3												
計	32	36	13	17	6	計	31	31	0	0	31	計	2,396	2,565	1	22	2,542	計	1,739	1,804	33	12	1,759
																		総計	4,198	4,436	47	51	4,338

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【中東地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯罪（新規事案のみ）						III. その他（新規事案及び継続事案）											
						加 害			被 害														
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	0	0	0	0	0	殺人	0	0	0	0	0	殺人	0	0	0	0	0	傷病	4	4	2	0	2
交通機関事故	2	2	2	0	0	麻薬	0	0	0	0	0	傷害・暴行	2	2	0	1	1	精神障害	3	3	0	0	3
自然災害	0	0	0	0	0	傷害・暴行	1	1	0	0	1	強姦・強制猥褻	2	2	0	0	2	自殺・同未遂	2	2	1	0	1
作業事故	1	1	0	1	0	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	困窮	8	8	0	0	8
戦闘・暴動・クーデター	4	11	0	0	11	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	強盗・強奪	1	1	0	0	1	遺失・拾得物	23	24	0	0	24
その他	2	2	1	0	1	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	10	10	0	0	10	被拘禁者援助	1	1	0	0	1
						窃盗	0	0	0	0	0	詐欺	31	31	0	0	31	所在調査	3	3	0	0	3
						詐欺	0	0	0	0	0	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	3	3	0	0	3
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	1	2	2	0	0	行方不明	4	4	0	0	4
						出入国・査証関係犯罪	0	0	0	0	0	その他	6	5	0	0	5	その他	112	126	0	0	126
						道路交通法違反	0	0	0	0	0												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	2	2	0	0	2												
計	9	16	3	1	12	計	3	3	0	0	3	計	53	53	2	1	50	計	163	178	3	0	175
																		総計	228	250	8	2	240

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。

事故・災害・事件等統計表 2015年【アフリカ地域】

I. 事故・災害（新規事案のみ）						II. 犯 罪（新規事案のみ）											III. その他（新規事案及び継続事案）						
						加 害					被 害												
件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳			件名	件数	人数	人数内訳		
			死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他				死亡	負傷	その他
レジャー・スポーツ事故	1	1	0	0	1	殺人	0	0	0	0	0	殺人	0	0	0	0	0	傷病	24	24	3	2	19
交通機関事故	11	13	1	1	11	麻薬	0	0	0	0	0	傷害・暴行	2	2	0	2	0	精神障害	2	2	0	0	2
自然災害	2	15	0	0	15	傷害・暴行	0	0	0	0	0	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	自殺・同未遂	1	1	1	0	0
作業事故	0	0	0	0	0	強姦・強制猥褻	0	0	0	0	0	脅迫・恐喝	9	9	0	0	9	困窮	7	7	0	0	7
戦闘・暴動・クーデター	3	9	0	0	9	脅迫・恐喝	0	0	0	0	0	強盗・強奪	41	47	0	8	39	遺失・拾得物	5	5	0	0	5
その他	1	1	0	1	0	強盗	0	0	0	0	0	窃盗	95	97	0	3	94	被拘禁者援助	4	4	0	0	4
						窃盗	0	0	0	0	0	詐欺	5	5	0	0	5	所在調査	2	2	0	0	2
						詐欺	0	0	0	0	0	誘拐	0	0	0	0	0	安否照会	5	5	0	0	5
						外為法・関税法	0	0	0	0	0	テロ	1	7	3	4	0	行方不明	0	0	0	0	0
						出入国・査証関係犯罪	0	0	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	その他	76	76	0	0	76
						道路交通法違反	0	0	0	0	0												
						売買春	0	0	0	0	0												
						銃刀法	0	0	0	0	0												
						その他	0	0	0	0	0												
計	18	39	1	2	36	計	0	0	0	0	0	計	153	167	3	17	147	計	126	126	4	2	120
																		総計	297	332	8	21	303

※「I. 事故・災害」及び「II. 犯罪」については、2015年中に発生した新規事案のみ計上。
 ※「III. その他」については、新規案件及び前年以前からの継続事案を計上。
 ※各犯罪には「未遂」と「致死」も含まれる。